

第3期栗東市子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要について

こども家庭局 子育て支援課

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、年少人口の減少が予測される一方で、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代の負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が発足し、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

これらに対応して本市では、社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、子ども・子育て支援法における子ども・子育て支援事業計画として、また、次世代育成支援対策推進法における市町村次世代育成支援行動計画として、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の名称及び期間

「第3期子ども・子育て支援事業計画」

令和7年度から令和11年度までの5年間

3. 計画の位置づけ

本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を最上位計画とし、「栗東市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけています。

なお、本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまでの取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を包含し、本市の子どもに関する施策を記載します。

4. 策定の体制と経過

基礎調査の実施

生活状況やニーズ等を把握するためのアンケート調査（令和6年2月～令和6年3月実施）

対象：就学前児童のいる世帯（2,000件）と小学生児童のいる世帯（1,000件）

栗東市子ども・子育て会議

各種調査の実施内容や結果、計画内容などを審議

審議済：令和5年度第1回～第4回（令和5年7月～令和6年3月実施）

令和6年度第1回～第4回（令和6年5月～11月実施）

審議予定：令和6年度第5回（令和7年2月頃）

子どもの意見を聴く機会の実施

子ども自身の思いや考えを聴いて施策へ反映するため、子どもの意見を聴く機会を設置

小学生：22名（令和5年11月実施）、中学生：58名（令和6年6月実施）、

高校生：25名（令和6年7月実施）、大学生：132名（令和6年7月実施）

パブリックコメントの実施

令和6年12月23日～令和7年1月20日（予定）

5. 現状と課題

本市の総人口は今後も増加が予測され、自然増加率と合計特殊出生率は全国と比べて高い状態にありますが、子ども(0~17歳)の人口は全ての年齢で減少が見込まれています。

また、子どものいる世帯数は減少傾向ですが、子どものいる共働き世帯は増加傾向にあります。

そのため、人口が減少する一方で、就学前保育施設や学童保育所の申込みは増加しています。

このような状況の中で、妊娠中から子育てまでの切れ目のない支援を継続的に提供していくため、産前・産後期の専門職による面談や保育施設の整備などを実施していく必要があります。

さらに、家庭の子育てに関する不安や負担に対応するため、気軽に利用できる相談体制の整備や情報発信に取り組み、地域の子育て支援の充実に向け、家庭状況の変化に対応できる子育て支援を進めていく必要があります。

6. 基本的な考え方

(1) 施策体系

基本理念として前期計画を踏襲し、「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」を掲げます。

また、基本理念でめざす3つのまちを具現化するために、次のとおり、3つの視点とそれに合わせた3つの基本目標を設定し、目標達成に向けた基本施策を設定します。

視 点	基本目標と基本施策
<u>子どもの成長を支える</u>	<u>子どもの健やかな育ちを支える環境づくり</u> 1. 妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実 2. 就学前の教育・保育の充実 3. 子どもの居場所づくりの充実 4. 子どもの意見表明と参加の促進
<u>家庭での子育てを支える</u>	<u>安心して子育てができるまちづくり</u> 1. 家庭の子育て力・教育力の向上 2. 子どもにかかる相談体制と情報提供の充実 3. 保育サービスの充実 4. 子育て家庭への経済的負担の軽減 5. 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進
<u>地域社会で子育てを支える</u>	<u>社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり</u> 1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 2. 地域における多様な子育て支援の充実 3. 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

(2) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育（1～3号認定）」と「地域子ども・子育て支援事業（新たに6つの事業を追加した19事業）」について、量の見込みと確保の内容を定めました。

7. 今後のスケジュール（案）

時期	項目	内容
12月20日	議会説明会	第3期栗東市子ども・子育て支援事業計画（案）について パブリックコメントの実施について
12月20日～	県との協議	第3期栗東市子ども・子育て支援事業計画（案）について
12月23日～ 1月20日	パブリックコメント	パブリックコメント
2月	子ども・子育て会議	パブリックコメントの結果について
3月	議会説明会	パブリックコメントの結果について
3月	県へ提出	第3期栗東市子ども・子育て支援事業計画
3月		計画策定・公表

提供区分	令和5年度 実績値	令和11年度		事業概要
		見込値	確保方策	
妊婦に対する健康診査	1,178人	1,095人		妊婦健康診査に係る費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図る事業です
乳児家庭全戸訪問事業	692人	697人		生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育ての情報提供や養育環境等の把握、養育の相談や援助を行う事業です
養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	450人	398人		妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行う事業です
利用者支援事業	2か所	2か所	2か所	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業です
子育て世帯訪問支援事業	-	131人	131人	要支援児童の保護者等に対し、居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る支援を行う事業です
児童育成支援拠点事業	-	19人	19人	養育環境等に関する課題を抱える児童について居場所を提供し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行う事業です
親子関係形成支援事業	-	18人	18人	親子間における適切な関係性の構築を目的として情報の提供、相談及び助言等の支援を行う事業です
産後ケア事業	-	91人		産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の必要な支援を行う事業です
妊婦等包括相談支援事業	-	1,532回		妊娠届出時より出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の事業です
乳児等通園支援事業	-	61人	62人	未就園の乳児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで通園できる場を設ける事業です

● 第3期 栗東市子ども・子育て支援事業計画 概要版 ●

発行:令和7年3月

発行:栗東市 編集:栗東市こども家庭局 子育て支援課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL:077-551-0138 FAX:077-552-9320



栗東市公式HP
(子育てページ)



栗東市
公式LINE



栗東市
子育てアプリ

第3期

栗東市

子ども・子育て 支援事業計画

(素案)

概要版



計画策定の背景

年少人口が減少する一方で、共働き家庭が増加して保育ニーズが増大しています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などを背景に、子育てへの不安や負担感、孤立感が高まっています。そのため、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国では、「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標が示されています。

これらに対応して、栗東市では、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現をめざして「第3期 栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

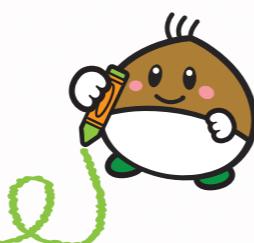
計画の位置づけ

本計画は本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を最上位計画とし、「栗東市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、整合性を図り策定します。

なお、本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまでの取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を包含し、本市の子どもに関する施策を記載します。

計画の期間

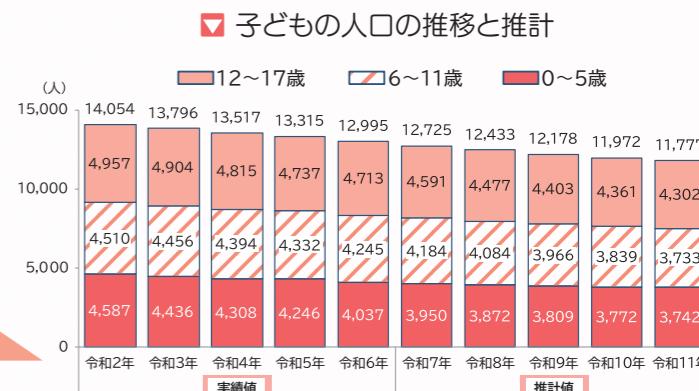
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。



栗東市をとりまく現状と課題

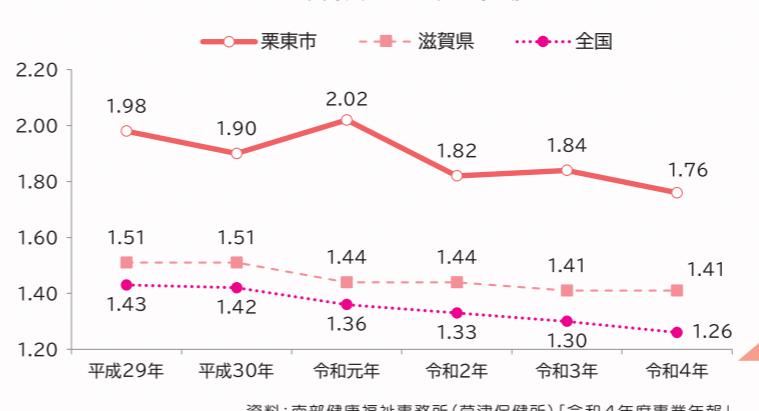
子どもの数の減少

17歳以下の子どもはすべての年齢層で減少しており、今後5年間でさらに減少すると見込まれています。



資料:【実績値】住民基本台帳(各年4月1日)
【推計値】住民基本台帳に基づきコホート変化率法により算出

合計特殊出生率の推移



資料:南部健康福祉事務所(草津保健所)「令和4年度事業年報」

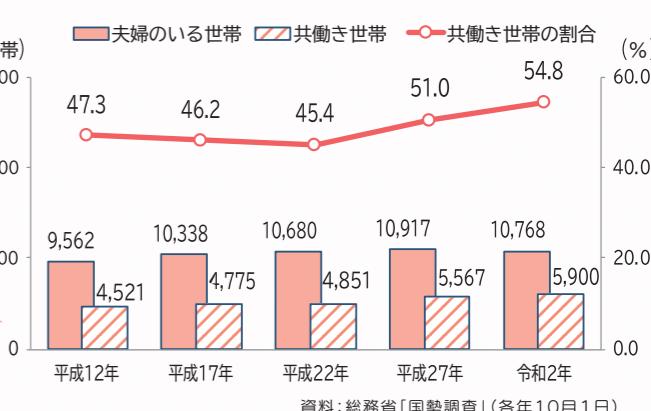
一人の女性が産む子どもの数の減少

本市の合計特殊出生率は全国、滋賀県を上回っているものの減少傾向にあります。

子どものいる共働き世帯の増加

子どものいる共働き世帯数は増加が続き、令和2年には子どものいる世帯の54.8%を占めており、保育の必要性が高まっています。

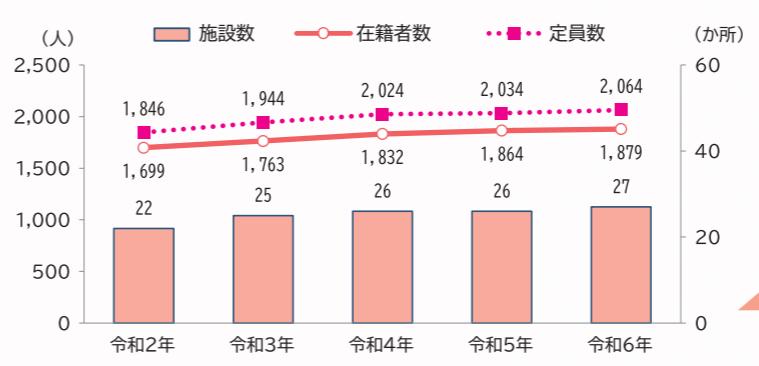
子どものいる共働き世帯数の推移



保育ニーズの拡大に伴う在籍者数の増加

保育所、こども園の施設数が増加するとともに、定員、在籍者数が増加しています。

保育所、こども園(保育園籍)の在籍者数、定員数、施設数



資料:幼児課(各年4月1日)



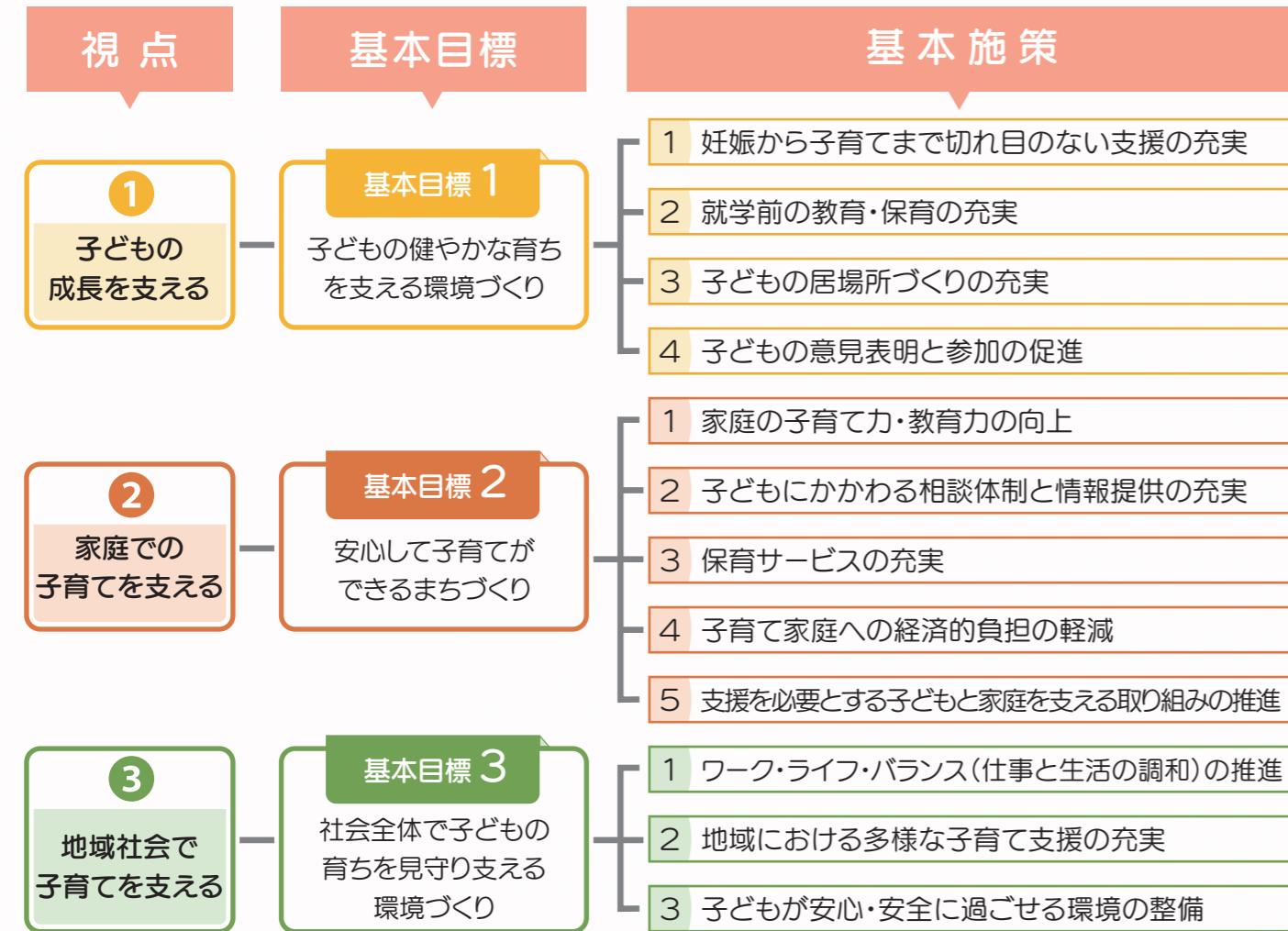
計画の基本理念

子どもたちが健やかに生まれ育つまち、どの家庭もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまち、地域全体で子どもの育ちと子育てを見守り・支えるまちの実現をめざして、「子ども」、「家庭」、「地域」の3つが相互に成長していくことを基本理念とします。



～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

施策の体系



基本目標 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

基本施策1

妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なくかかわり続けることで、子ども・保護者の疾病予防と妊娠・出産・子育てに係る不安の解消と継続的な支援に取り組みます。

基本施策2

就学前の教育・保育の充実

子どもの育ちにふさわしい教育・保育環境を整えるとともに、人材の確保や資質の向上、就学前施設と小学校との円滑な接続に取り組みます。

基本施策3

子どもの居場所づくりの充実

様々なニーズや特性を持つ子どもが、身近な地域において、一人ひとりの状況に応じた居場所を切れ目なく持てるよう支援を進めます。

基本施策4

子どもの意見表明と参加の促進

子どもが主体的に意見・考えを発信する機会を拡大するとともに、子どもが意見表明できるように支援を行います。

主な取組

- 妊産婦・乳幼児の健康診査の推進
- 教育・保育施設等の整備促進
- 学童保育所の整備促進
- こどもの意見表明機会の拡大



基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

基本施策1

家庭の子育て力・教育力の向上

家庭における教育力の向上に向けて、学習機会や相談支援、交流機会の提供、子育てや教育に関する情報発信など、保護者への支援に取り組みます。

基本施策2

子どもにかかわる相談体制と情報提供の充実

不安や悩みのある子ども・保護者が身近な場所で気軽に相談できる体制づくりや子育て情報の提供に取り組みます。

基本施策3

保育サービスの充実

保護者のニーズに対応した支援サービスの提供に取り組むとともに、必要な事業の質・量両面の確保に取り組みます。

基本施策4

子育て家庭への経済的負担の軽減

子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組むとともに、制度や事業の対象となる方が漏れなく利用できるよう、情報の発信を行います。

基本施策5

支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

支援を必要とする子どもや子育て家庭が潜在化せずに、当事者の視点に立って一人ひとりの状況に応じた適切な支援につながるよう、分野を超えた重層的な支援に取り組みます。

基本目標3 社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり

基本施策1

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所に向けた働きかけを行うとともに、子育て世代に向けた啓発等にも取り組みます。

基本施策2

地域における多様な子育て支援の充実

地域で子どもと子育て家庭を見守り、支援する環境づくりとともに、多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援に取り組みます。

基本施策3

子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

児童虐待への対応とともに、DVを根絶する社会意識づくりや被害者支援のほか、地域の防犯連携や交通安全の啓発に向け取り組みます。

- 主な取組**
- 子育て講座の開催
- 子育てに関する相談体制の充実
- 待機児童対策
- 児童手当
- 発達・就学に関する相談支援

教育・保育の量の見込みと確保方策

提供区分	令和5年度 実績値	令和11年度		事業概要
		見込値	確保方策	
1号認定 3~5歳	教育	787人	585人	985人
	保育	1,135人	1,161人	1,439人
2号認定 2歳		366人	403人	439人
		357人	408人	387人
3号認定 0歳		116人	144人	170人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

提供区分	令和5年度 実績値	令和11年度		事業概要
		見込値	確保方策	
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	1,005人	1,252人	1,335人	昼間家庭に保護者がいない小学生に対して、放課後や長期休暇中などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です
延長保育事業	219人	235人	235人	保護者の事情により、基本の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長して保育を実施する事業です
一時預かり事業（幼稚園型）	8,044人	5,979人	5,979人	幼稚園在園児の保護者の就労時間などの都合によって、通常の保育終了後も引き続き預かる事業です
一時預かり事業（幼稚園型以外）	116人	155人	155人	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを保育所等で一時的に預かる事業です
地域子育て支援拠点事業	38,859人	1,351人	1,351人	乳幼児とその保護者が気軽に相互の交流を行う場所を提供し、子育ての負担感の軽減と不安感の解消のため、子育て相談や情報提供を行う事業です
子育て短期支援事業	0人	25人	25人	養育が一時的に困難となった場合などに、子どもを一時的に養育または保護する事業です
病児・病後児保育事業	262人	454人	480人	病気及び病気の回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な子どもを、専用施設で一時的に保育する事業です
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	-	950人日	950人日	子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）の育児における相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です

第3期
栗東市
子ども・子育て支援事業計画

(素案)

令和6年11月

栗東市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景および趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. S D G s (持続可能な開発目標) との関連	3
5. 計画の対象	3
6. 計画の策定体制	4
第2章 栗東市の子どもと子育て環境を取り巻く現状	5
1. 栗東市的人口の状況	5
2. 世帯の動向	10
3. 就業状況	14
4. 栗東市の教育・保育施設等の状況	15
5. 基礎調査結果からみる子育ての状況	22
第3章 第2期計画の評価と課題	34
1. 第2期計画の評価	34
2. 第2期計画の課題	37
第4章 計画の基本的な考え方	41
1. 計画の基本理念	41
2. 計画推進にあたっての視点	41
3. 計画の基本目標	42
4. 施策体系	44
第5章 施策の方向	45
1. 基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	45
2. 基本目標2 安心して子育てができるまちづくり	54
3. 基本目標3 社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり	67
第6章 量の見込みと確保方策	74
1. 提供区域の設定	74
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	76
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	81
4. 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保	104
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	105
第7章 計画の推進	106
1. 計画の推進体制	106
2. 計画の進行管理	107
資料編（未定稿）	108

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景および趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、年少人口の減少が予測される一方で、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代の負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が発足し、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。地方自治体には、子育て世帯や子どもの意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や子どもの成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

本市では令和2年3月に、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現をめざし「～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～」を基本理念とする「第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画と言う。）を策定し、子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

そして、令和7年3月をもって第2期計画が終了することから、これまでの取り組みを踏まえつつ、現在の社会全体の課題を見据えた次期計画の策定が必要となりました。

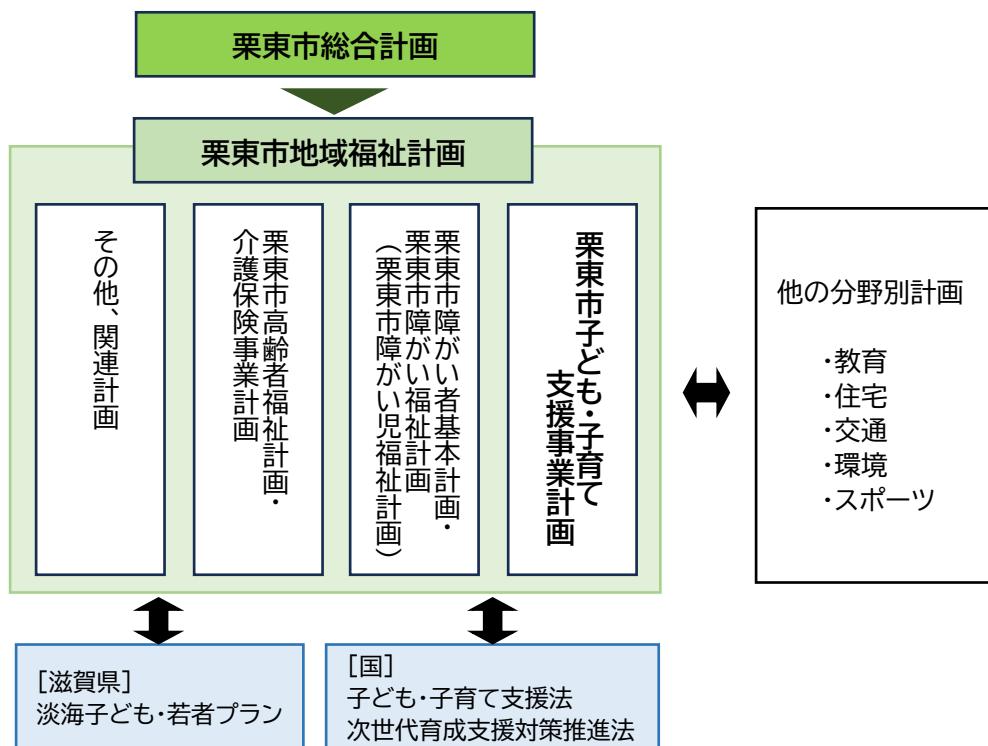
(2) 計画策定の趣旨

第2期計画が終期を迎えることを機に、社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、本市では子ども・子育て支援法における子ども・子育て支援事業計画として、また、次世代育成支援対策推進法における市町村次世代育成支援行動計画として、第3期子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画と言う。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を最上位計画とし、「栗東市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、整合性を図り策定します。

なお、本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまでの取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を包含し、本市の子どもに関する施策を記載します。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じ中間年を目安に計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画期間							中間 見直し		
第3期計画策定				第3期計画期間					

4. SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市では、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画」の中でSDGsの考え方を積極的に取り入れており、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら計画的なまちづくりを進めることで、SDGsの目標達成につなげていきます。

本計画におけるさまざまな子育て支援施策がSDGsの推進につながるものと考え、SDGsの視点を取り入れながら、子育て支援施策を推進していきます。

【本計画に関連する主なSDGsのゴール】



5. 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその子育て家庭を対象とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、こども園、幼稚園、保育所、学校、市民活動団体、企業等も対象とします。

6. 計画の策定体制

(1) 基礎調査の実施

就学前児童または小学生児童のいる世帯の生活状況やニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(2) 第2期計画の評価

第2期計画の各施策・事業に係る事項について、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。

(3) 「栗東市子ども・子育て会議」

計画策定にあたっては、「栗東市子ども・子育て会議」において、基礎調査の実施内容や結果、計画内容等を審議しました。

(4) 子どもの意見を聞く機会の実施

計画策定にあたっては、子どもの状況やニーズを的確に踏まえ、施策がより実効性のあるものとするため、子どもの意見を聞く取り組みを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の皆さんの考え方や意見を聞くパブリックコメントを実施しました。(予定)

第2章

栗東市の子どもと子育て環境を取り巻く現状

1. 栗東市的人口の状況

(1) 人口動態

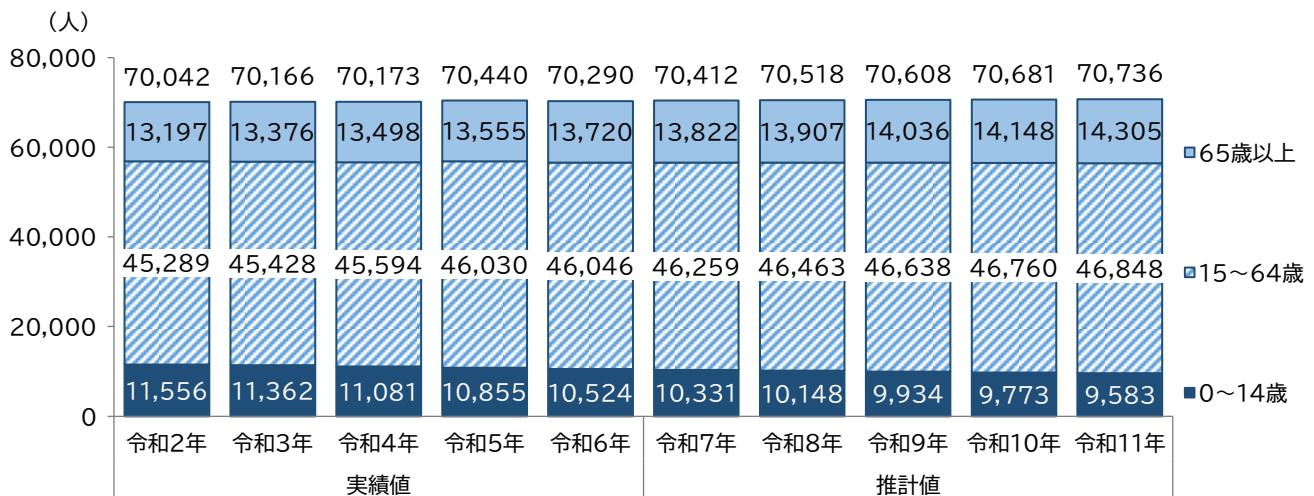
① 総人口および年齢3区分別人口の推移と推計

総人口は増加傾向にあり、令和6年で70,290人となっています。

年齢3区分別にみると、14歳以下（年少人口）は減少し、15～64歳（生産年齢人口）および65歳以上（高齢者人口）は増加しています。

コーホート変化率法による将来人口推計では、今後も人口の増加が予測されています。年少人口は減少し、生産年齢人口と老人人口は増加する見込みとなっています。

■年齢3区分別人口の推移と推計



■0~14歳人口と65歳以上人口の推移と推計

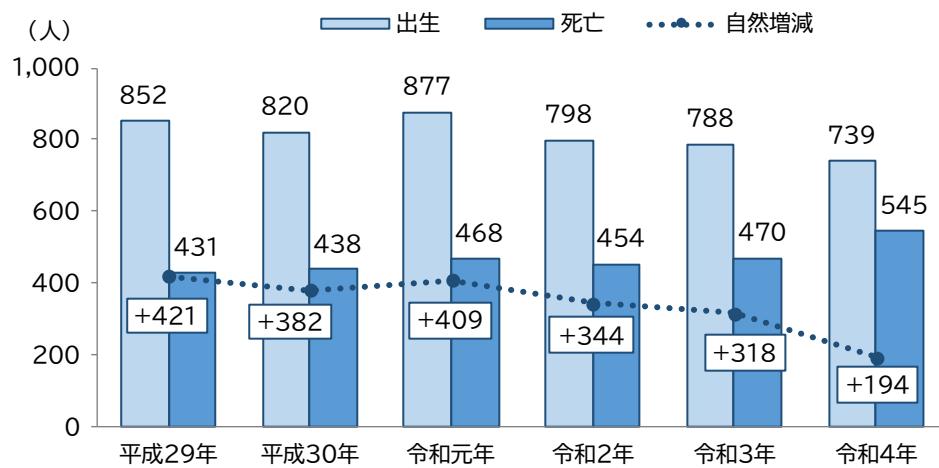


資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日）【推計値】住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

②出生数・死亡数の推移

平成 29 年以降、出生数が死亡数を上回る自然増の状況が続いています。

■出生数・死亡数の推移

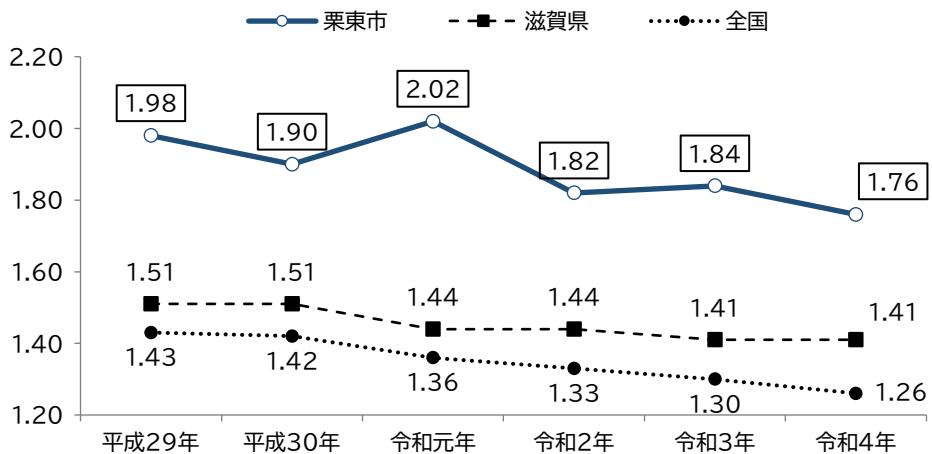


資料：滋賀県「人口動態調査」（各年 1 月 1 日）

③合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は全国、滋賀県を上回っていますが、令和元年以降は減少傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移

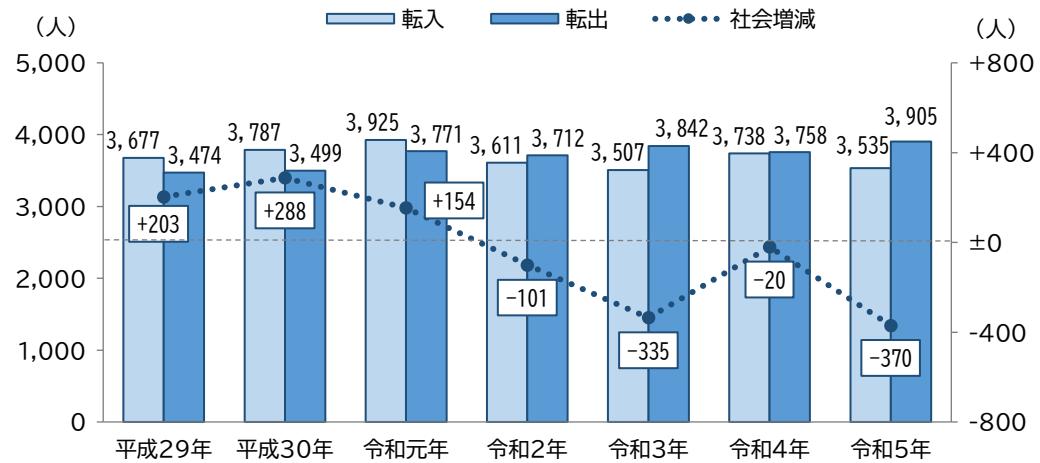


資料：南部健康福祉事務所（草津保健所）「令和 4 年度事業年報」

④転入・転出の状況

転入・転出の状況では、令和元年まで転入が転出を上回る状況が続いていましたが、令和2年以降、転出が上回る状況が続いています。

■転入・転出者数の推移



資料：「栗東市統計書」（令和5年度版）

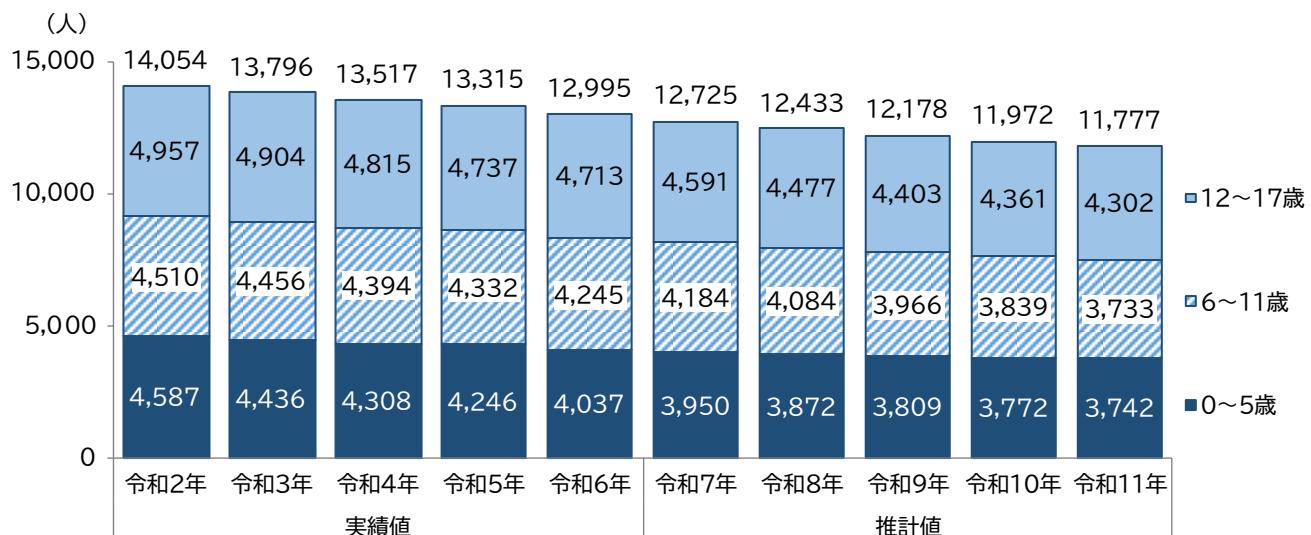
(2) 就学前児童と小学生児童の人口の推移

①子ども（0～17歳）の人口の推移と推計

17歳以下の子どもの人口は減少傾向にあり、令和2年から令和6年の間に1,059人減少しています。年齢別にみると、すべての年齢層において減少しています。

将来推計をみると、子どもの人口は今後も減少が続くと見込まれています。

■子ども(0～17歳)の人口の推移と推計



資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日）

【推計値】住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

■年齢別就学前児童と小学生児童の人口の推移と推計

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	815	772	746	750	679	722	713	707	702	697
1歳	784	773	730	723	694	644	685	676	670	666
2歳	752	742	727	700	668	655	608	647	638	633
3歳	747	714	710	701	667	635	623	578	615	607
4歳	729	725	684	689	664	643	612	601	557	593
5歳	760	710	711	683	665	651	631	600	590	546
6歳（小学1年生）	733	747	712	685	675	652	639	619	589	579
7歳（小学2年生）	701	736	738	712	683	673	650	637	617	587
8歳（小学3年生）	773	702	737	734	712	681	671	648	635	615
9歳（小学4年生）	743	774	705	737	734	713	682	672	649	636
10歳（小学5年生）	761	736	768	701	733	731	710	679	669	646
11歳（小学6年生）	799	761	734	763	708	734	732	711	680	670

資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日）

【推計値】住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

②小学校区別就学前（0～5歳）人口の推移

令和6年度の就学前（0～5歳）人口は、いずれの校区でも令和2年度よりも減少しており、特に治田東校区では約25%減少、大宝東校区では約34%減少しており、他の学区よりも減少幅が大きくなっています。

年度	治田	治田東	治田西	葉山	葉山東	金勝	大宝	大宝東	大宝西
令和2	943	429	624	429	533	330	541	395	363
令和3	941	380	630	418	545	315	512	352	343
令和4	959	347	608	423	533	276	484	327	351
令和5	968	339	614	435	508	277	497	293	315
令和6	912	322	603	415	438	267	497	260	323

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③小学校区別小学生（6～11歳）人口の推移

令和6年度の小学生（6～11歳）人口は、治田、治田西、葉山東の校区では令和2年度よりも増加している一方、それ以外の校区では令和2年度よりも減少しています。

年度	治田	治田東	治田西	葉山	葉山東	金勝	大宝	大宝東	大宝西
令和2	651	470	499	447	508	447	652	371	465
令和3	680	465	505	446	515	403	621	380	441
令和4	739	460	526	433	519	382	565	347	423
令和5	753	442	553	404	536	348	554	329	413
令和6	774	414	548	386	555	324	555	314	375

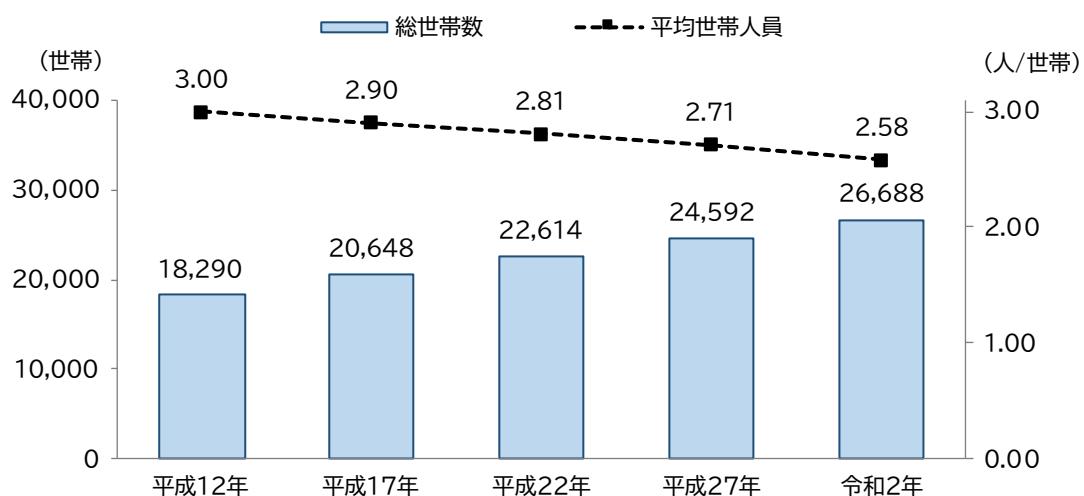
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2. 世帯の動向

①世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数は年々増加しています。令和2年は26,688世帯となっており、平成12年に比べて8,000世帯以上増加しています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、令和2年は2.58人と平成12年より0.42人減少しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

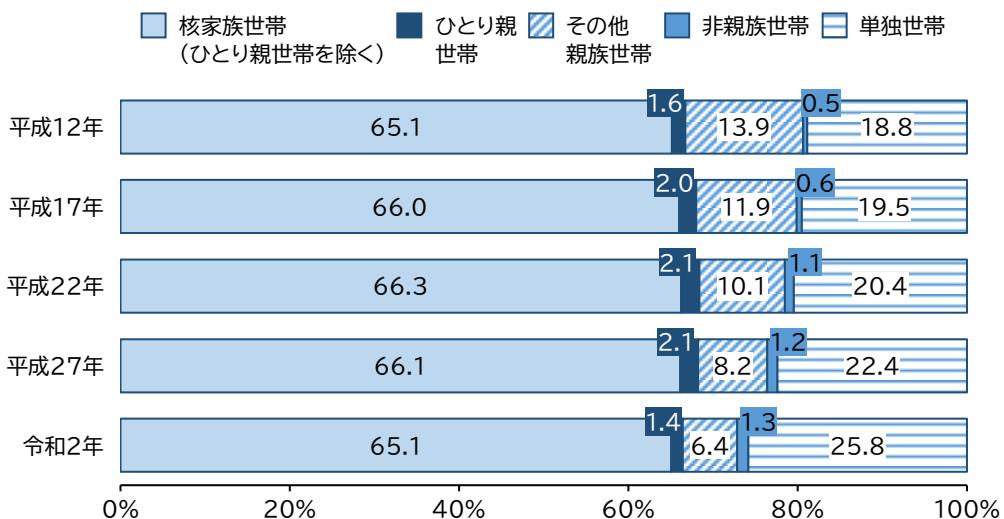


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

②世帯類型別構成割合の推移

世帯構成比率の推移をみると、その他親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が高くなっていますが、核家族世帯の割合は横ばいで推移しています。

■世帯構成割合の推移

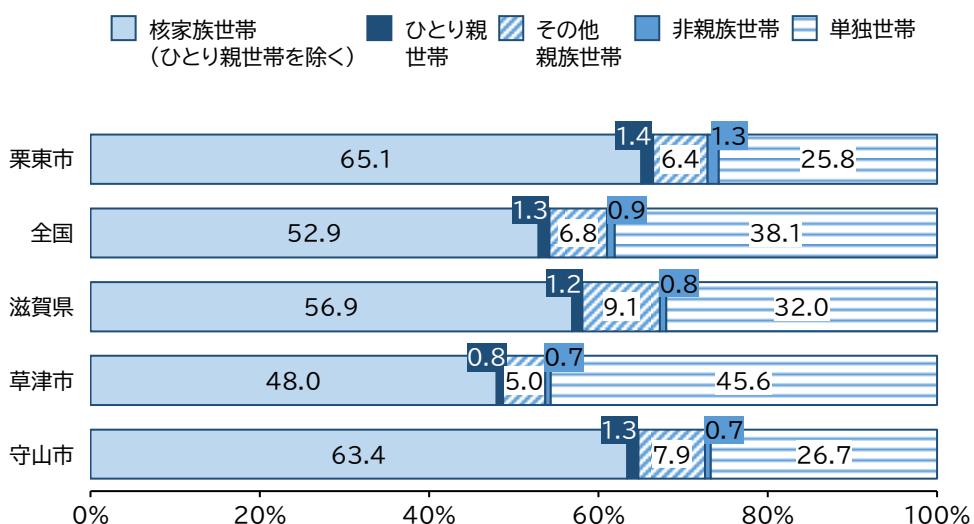


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

③世帯類型別構成割合の比較

本市の世帯構成割合を全国や滋賀県等と比較すると、本市の核家族世帯の割合が高くなっています。

■世帯構成割合の比較

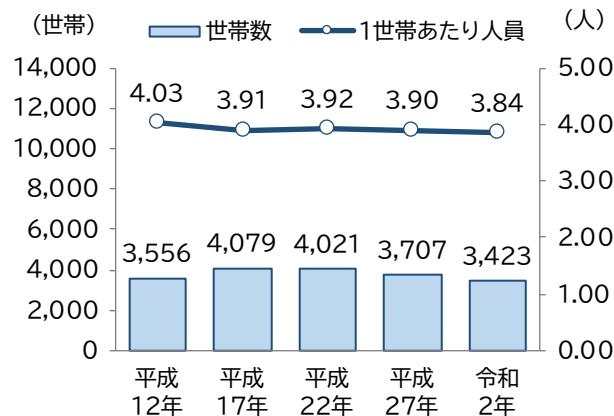


資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

④子どものいる世帯の推移

6歳未満の子どものいる世帯数は平成17年、18歳未満の子どものいる世帯数は平成27年をピークにその後減少に転じています。子どものいる一般世帯の1世帯あたり人員は6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯数ともに減少傾向にあります。

■6歳未満の子どものいる世帯数



■18歳未満の子どものいる世帯数



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

⑤共働き世帯の推移

共働き世帯数は年々増加し、令和2年における共働き世帯数は8,295世帯、夫婦のいる世帯に占める割合は49.5%となっています。子どものいる世帯をみても、共働き世帯数は増加が続き、平成27年に50%を超えていました。

■共働き世帯数の推移



■子どものいる共働き世帯数の推移

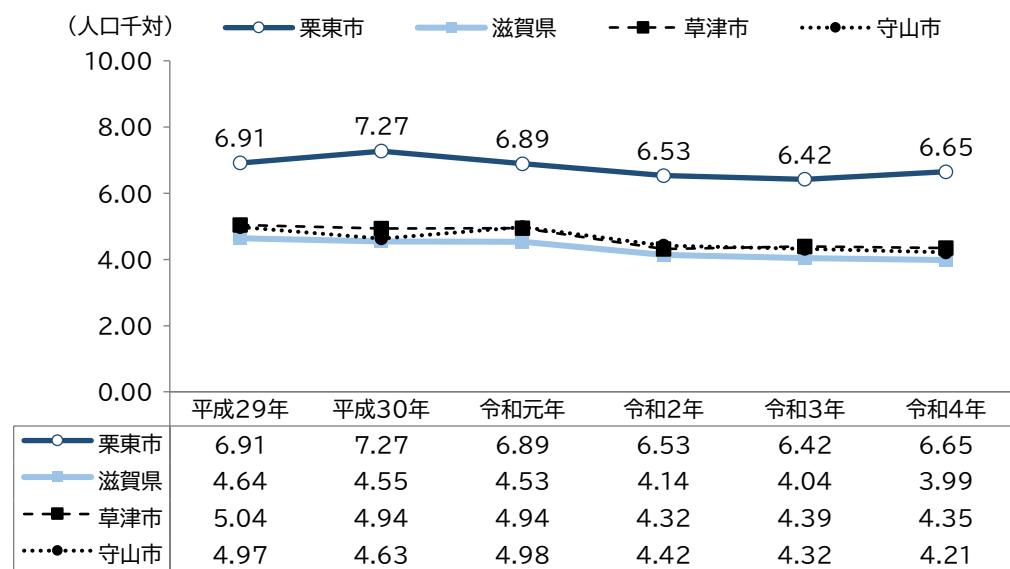


資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

⑥婚姻率と未婚率の推移

婚姻率（人口千人あたりの婚姻数）の推移を滋賀県等と比較すると、本市の婚姻率は滋賀県や近隣市を大きく上回っています。

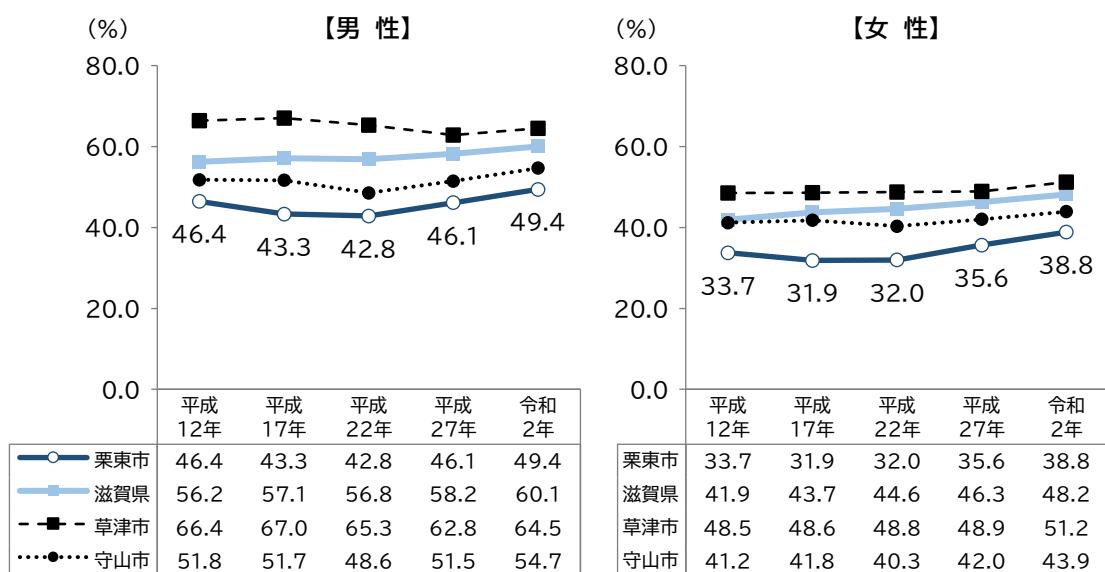
■婚姻率の推移



資料：滋賀県「滋賀県統計書」（各年1月1日）

20～39歳の未婚率の推移を滋賀県等と比較すると、本市の未婚率は男女とも滋賀県や近隣市を下回っていますが、平成22年以降は未婚率が増加傾向にあります。

■未婚率の推移



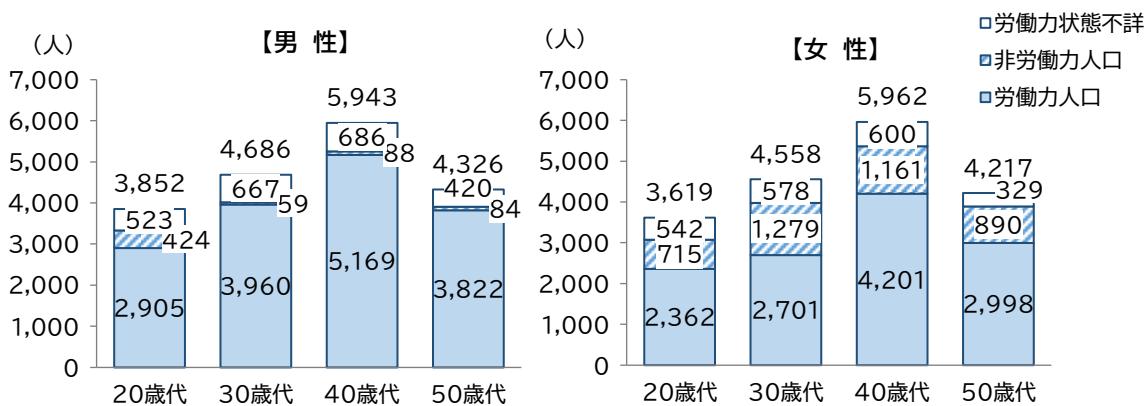
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

3. 就業状況

①男女別年代別労働力状態

男女別年代別の労働力人口は40歳代が男性5,169人、女性4,201人と多く、20歳代、30歳代は40歳代と比べて少なくなっています。非労働力人口は、女性の30歳代で1,279人、40歳代で1,161人となっています。

■男女別年代別労働力状態

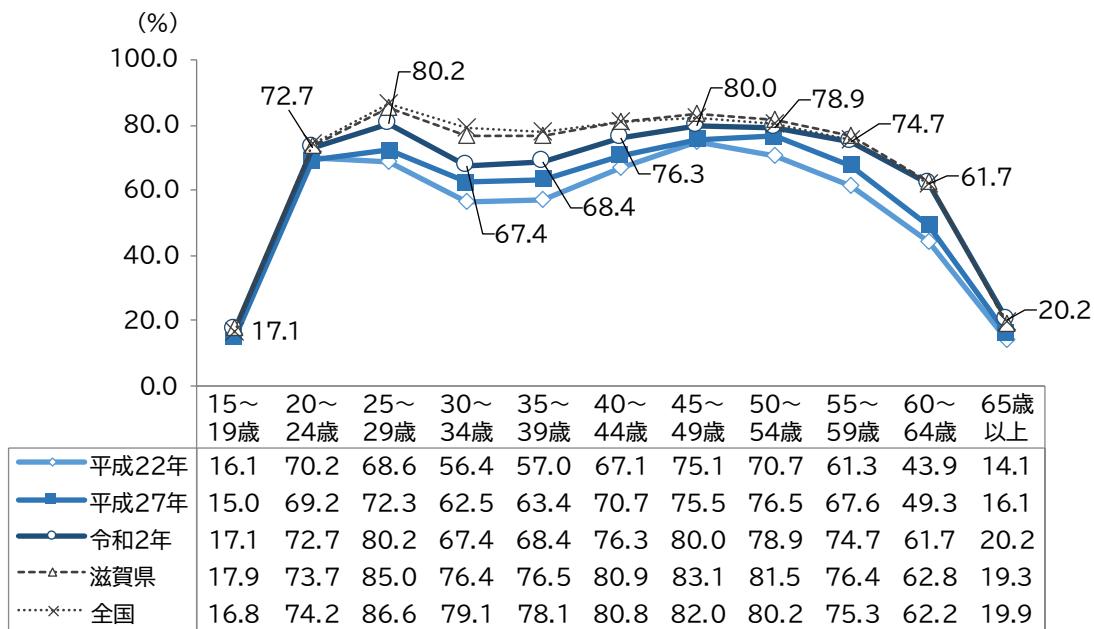


資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

②女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率の推移をみると、30～39歳で一時的に落ち込む「M字カーブ」の谷は上がってきていますが、滋賀県、全国と比べて本市の30～39歳の労働力率は低くなっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

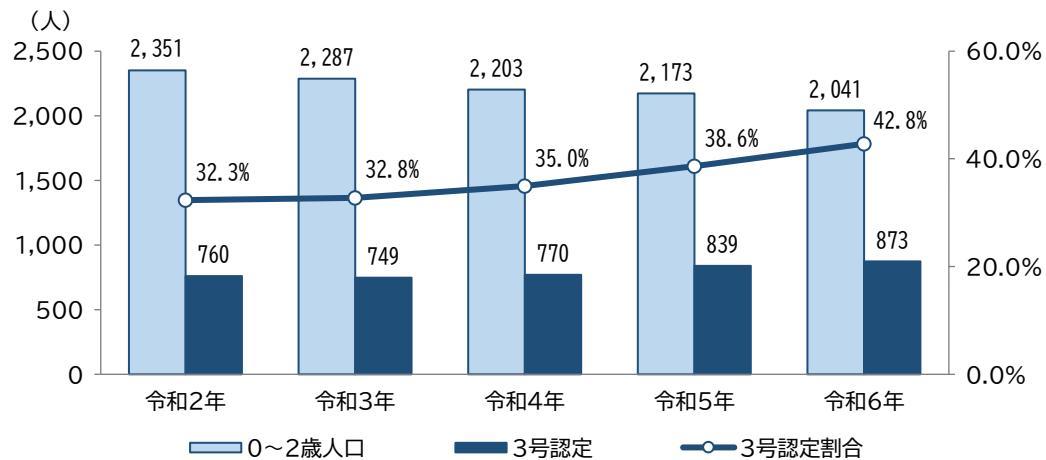
4. 栗東市の教育・保育施設等の状況

(1) 就学前教育・保育の状況

① 0～2歳の入園申込の推移

0～2歳人口の減少が続く一方、3号（保育）認定による入園申込数は増加が続き、入園申込割合は令和2年の32.3%が令和6年には42.8%と10ポイント以上高くなっています。

■0～2歳の入園申込の推移

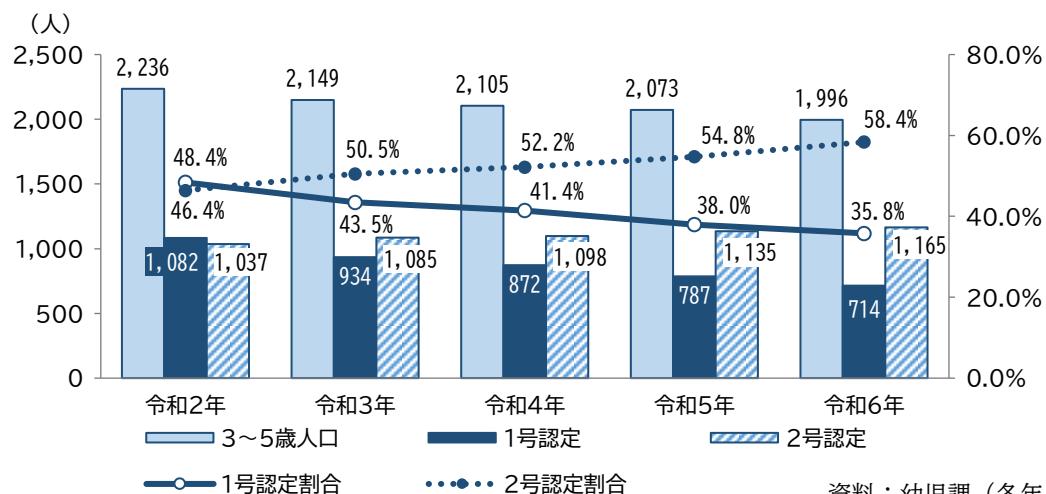


資料：幼児課（各年4月1日）

② 3～5歳の入園申込の推移

3～5歳人口の減少が続く一方、2号（保育）認定による入園申込の割合は令和3年に1号（教育）認定による入園申込の割合を上回り、その後も2号（保育）認定による入園申込の割合は上昇が続いています。

■3～5歳の入園申込の推移



資料：幼児課（各年4月1日）

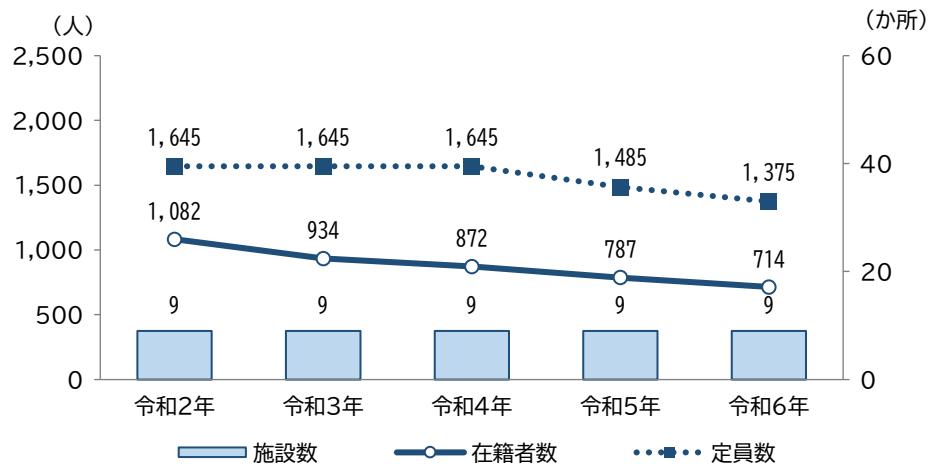
※市内認可保育施設申込者数

③保育所、幼稚園、こども園等の在籍者数の推移

保育所、幼稚園、こども園等の在籍者数の推移をみると、保育所等は定員数の確保に伴う増加が続いています。

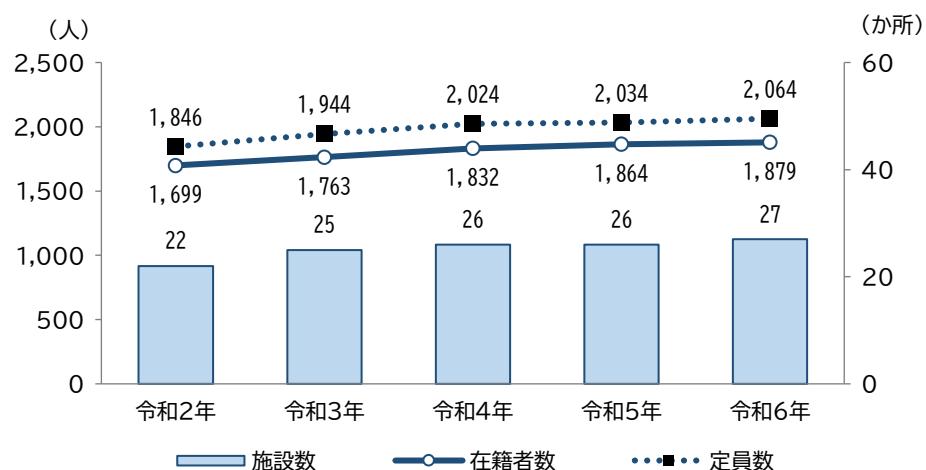
幼稚園は年々在籍者数が減少し、令和5年には800人を下回っています。

■幼稚園、こども園(幼稚園籍)の在籍者数、定員数、施設数



資料：幼児課（各年4月1日）

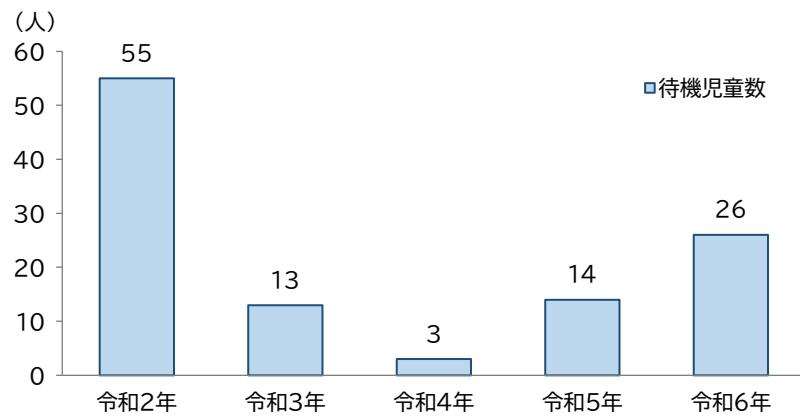
■保育所、こども園(保育園籍)等の在籍者数、定員数、施設数



資料：幼児課（各年4月1日）

保育2号3号認定の待機児童数は令和4年には3人まで減少しましたが、令和5年以降は増加に転じ、令和6年で26人となっています。

■保育2号3号認定の待機児童数の推移



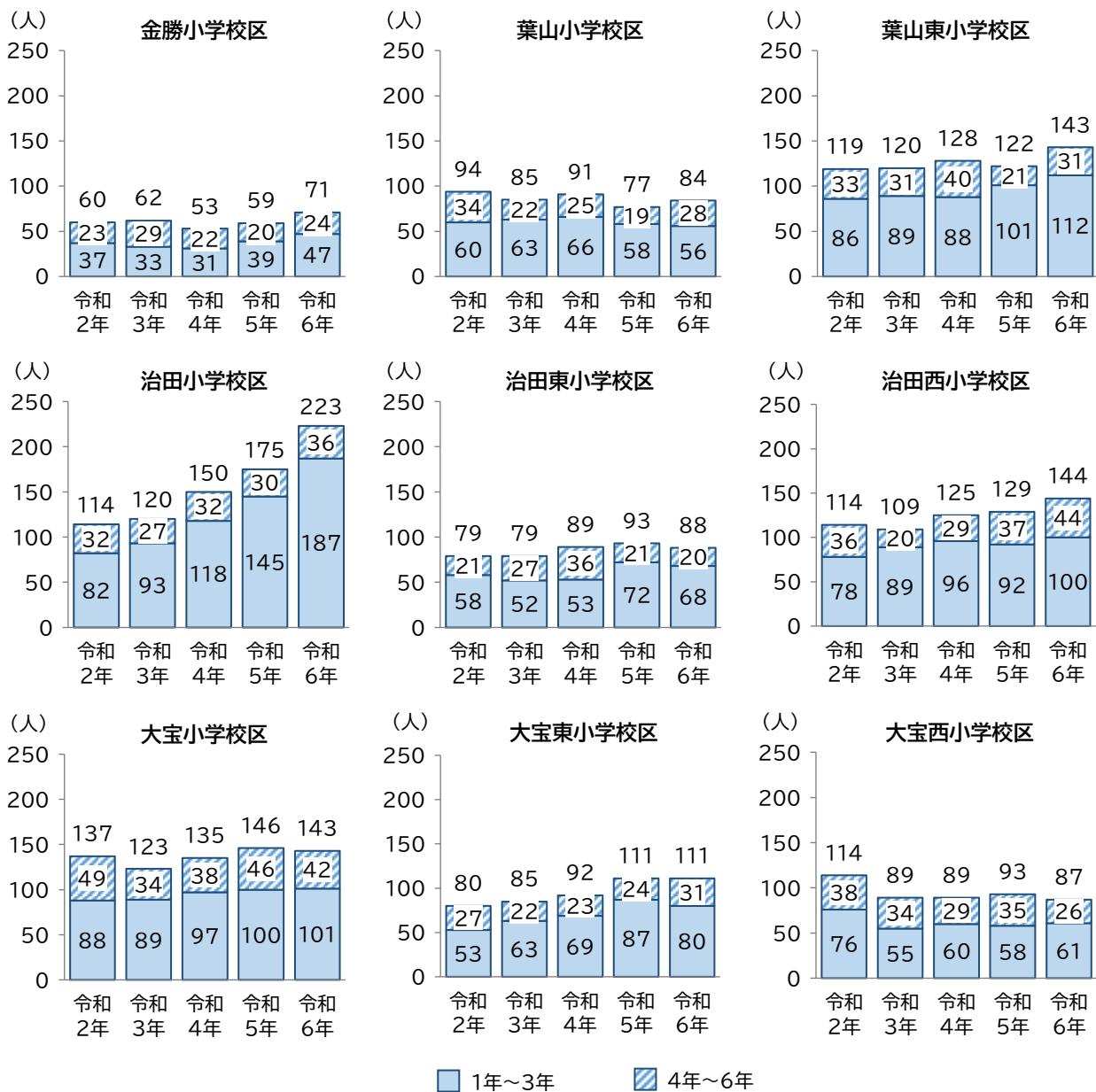
資料：幼児課（各年4月1日）

(2) 学童保育所・児童館の状況

①学区別学童保育所入所者状況

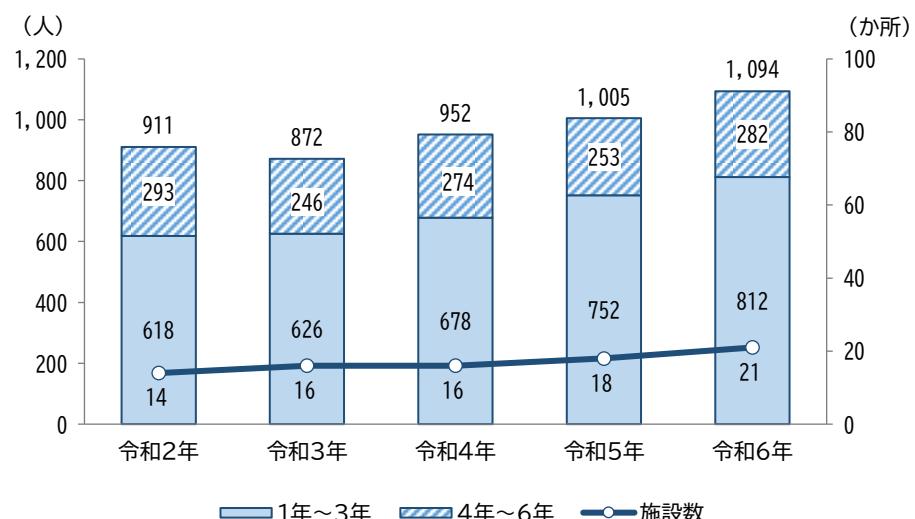
学童保育入所者は、小学1～3年生はおおむね増加傾向で、4～6年生はおおむね横ばいとなっています。特に治田小学校区の小学1～3年生で大幅な増加が続いている。

■学区別学童保育所入所者数の推移



資料：子育て支援課（各年4月1日）

■学童保育所の利用者数と施設数の推移

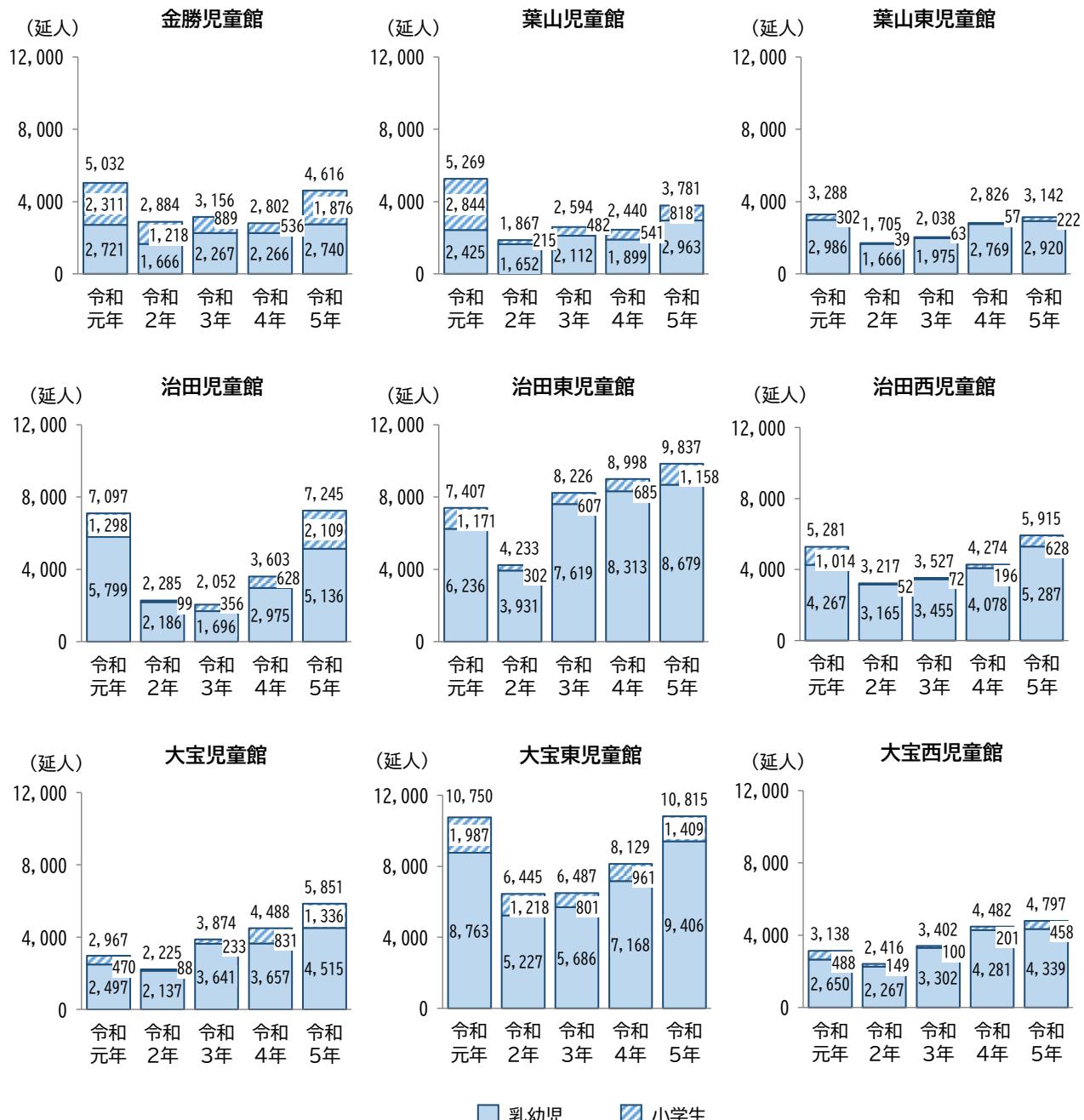


資料：子育て支援課（各年4月1日）

②児童館・地域子育て支援センター利用状況

児童館は令和2年3月～5月にコロナ感染防止対策のため全館休館し、その後は人数制限と開館時間の短縮を行いながら開館してきました。令和2年に大きく減少した利用者数は回復傾向となっています。

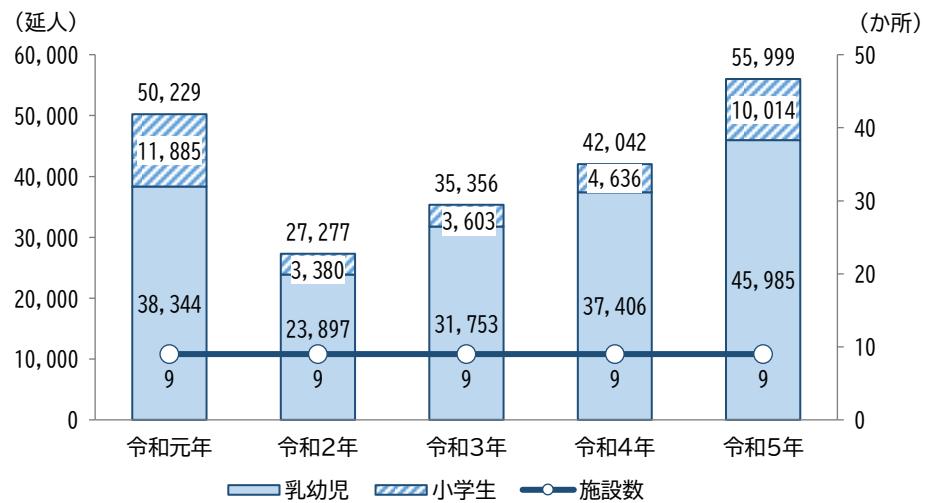
■児童館別利用者数の推移



※児童館の開館日数は、治田東・大宝東が週6日、金勝が週4日、その他6施設が週3日

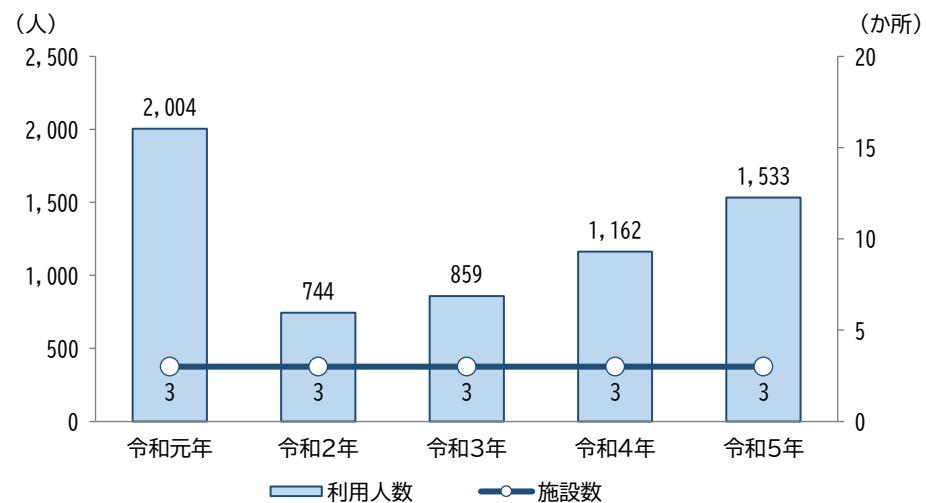
資料：子育て支援課（各年4月1日）

■児童館の利用者数と施設数の推移



資料：子育て支援課（各年4月1日）

■地域子育て支援センターの利用者数と施設数の推移



資料：子育て支援課（各年4月1日）

5. 基礎調査結果からみる子育ての状況

栗東市子育て支援に関するアンケート調査【就学前調査】

対象者	栗東市内に居住する就学前児童の保護者		
実施期間	令和6年2月22日(木)～令和6年3月8日(金)		
配布方法	郵送	回答方法	郵送・Web
配布数	2,000件	有効回答数/有効回答率	965件/48.2%(Web26.6%)

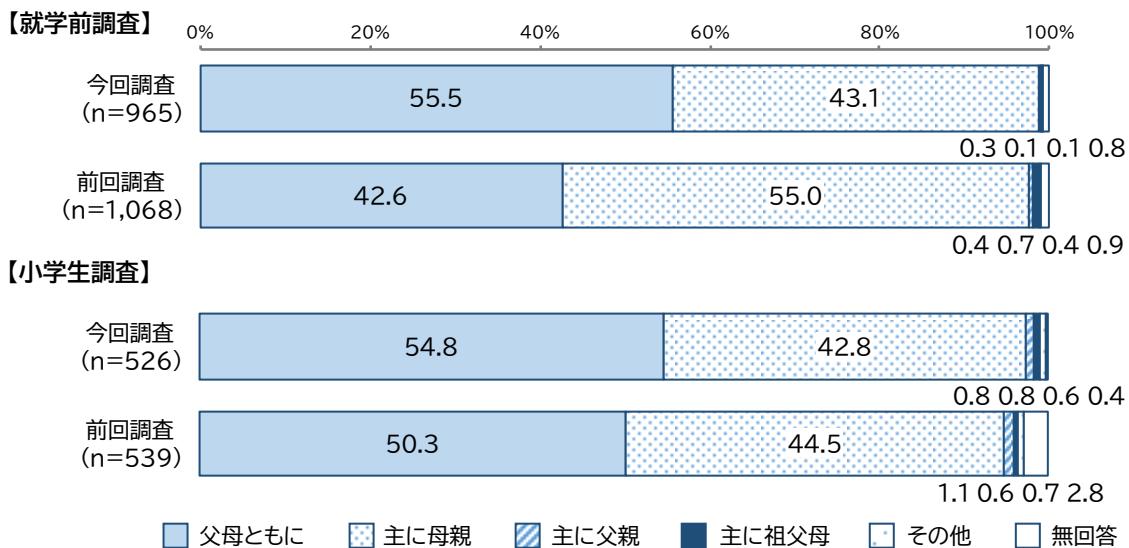
栗東市子育て支援に関するアンケート調査【小学生調査】

対象者	栗東市内に居住する小学生の保護者		
実施期間	令和6年2月22日(木)～令和6年3月8日(金)		
配布方法	郵送	回答方法	郵送・Web
配布数	1,000件	有効回答数/有効回答率	526件/52.6%(Web28.4%)

(1) 家族の状況と子どもの育ちをめぐる環境について

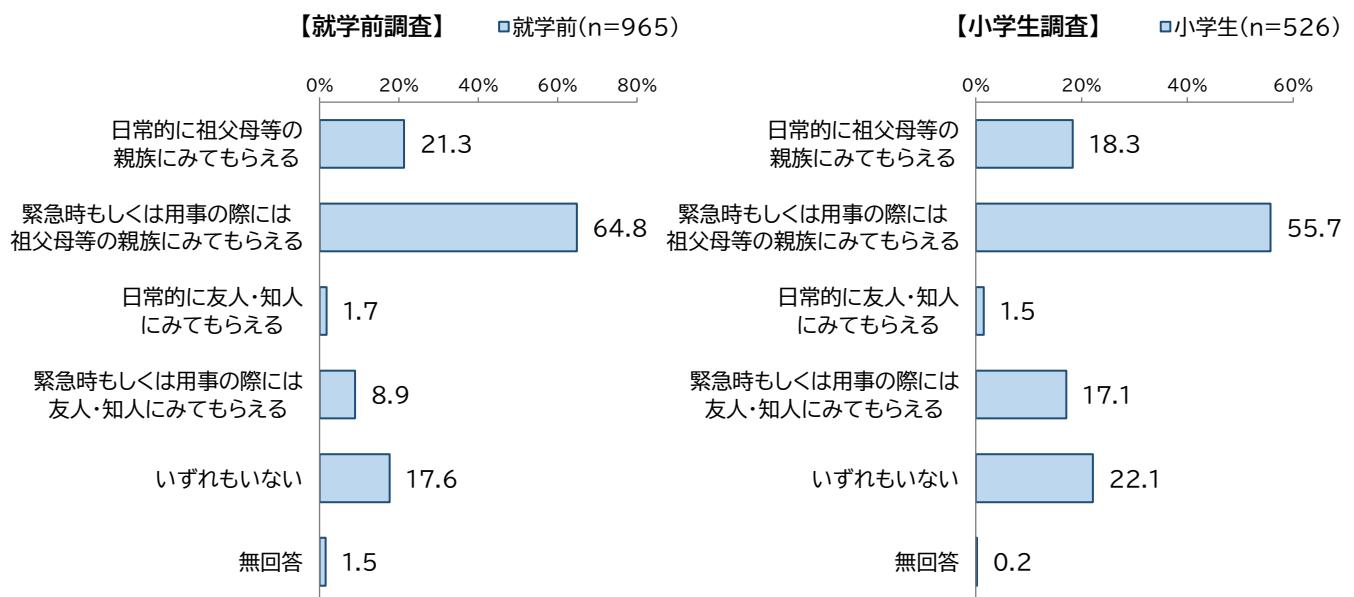
①子育ての主体者

子育てを主に担っている人は、前回調査の就学前では「主に母親」が50%を超えていましたが、今回調査では「父母ともに」が50%を超え、「主に母親」の割合を上回っています。小学生でも「父母ともに」の割合が前回調査より増加しています。



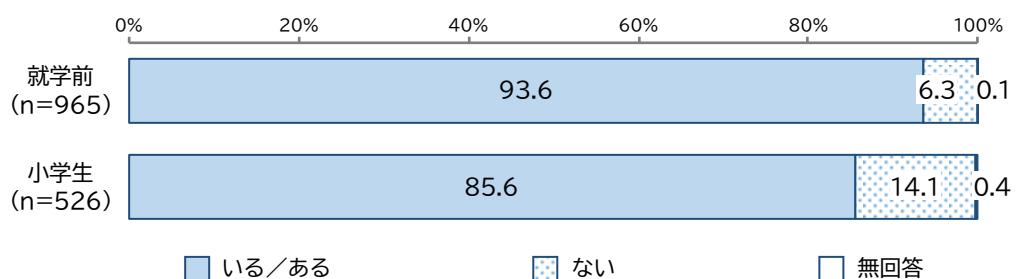
②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前では、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる割合が、「日常的に」「緊急時もしくは用事の際には」を合わせると 80%を超えていました。小学生でも、70%以上が祖父母等の親族にみてもらえると回答しています。一方、就学前の 17.6%、小学生の 22.1%が「いずれもいない」と回答しています。

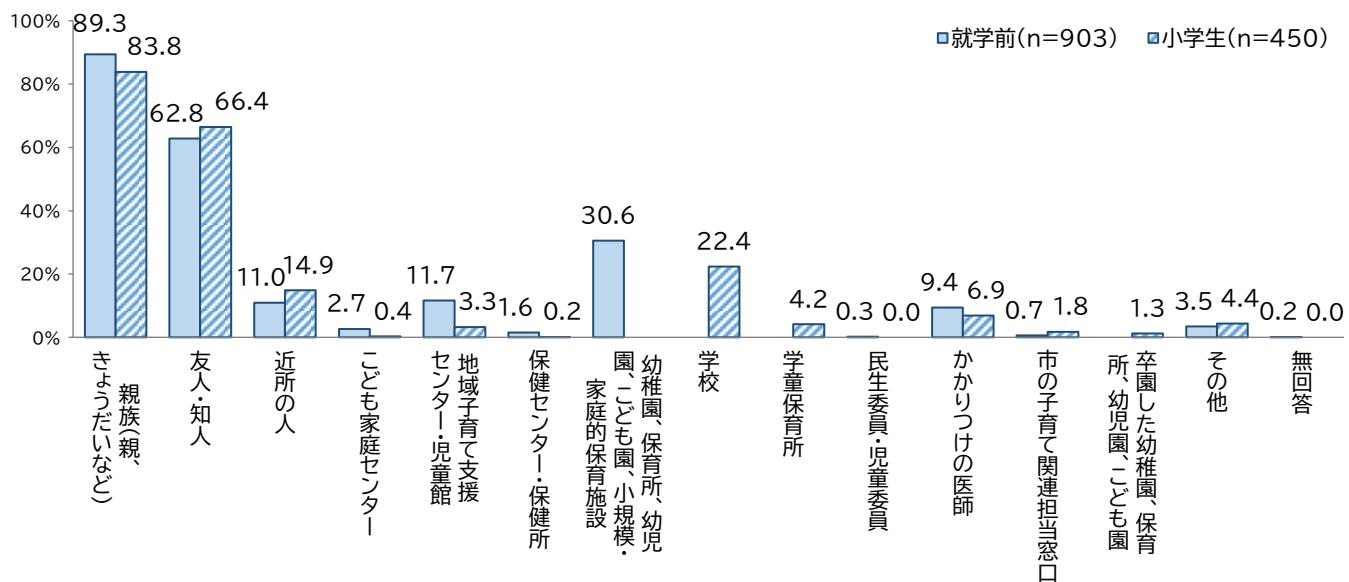


③子育てについて気軽に相談できる相手・場所の有無・相談先

子育てについて気軽に相談できる相手や場所の有無については、就学前の 93.6%、小学生の 85.6%が「いる／ある」と回答しています。しかし、就学前の 6.3%、小学生の 14.1%が「ない」と回答しています。



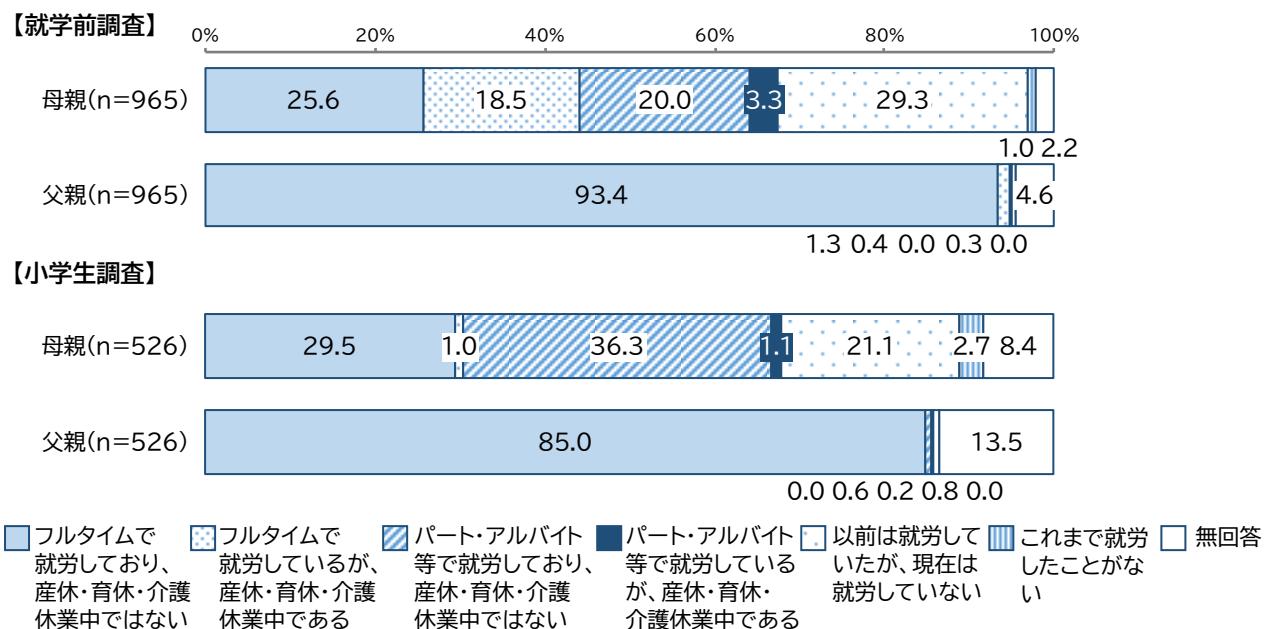
子育てについて気軽に相談できる相手や場所については、就学前、小学生とも「親族（親、きょうだいなど）」が最も高く、次いで「友人・知人」の順番となっています。その他では、教育・保育施設や学校とする回答が一定数ある一方で、地域子育て支援センター・児童館や市の子育て関連担当窓口とする回答は少ない状況です。



(2) 両親の就労状況について

①現在の就労状況について

現在の就労状況については、就学前の 25.6%、小学生の 29.5%で母親がフルタイムで働いている状況です。また、小学生の母親では 36.3%がパート・アルバイト等で就労しており、約 3 分の 2 の母親は就労している状況です。

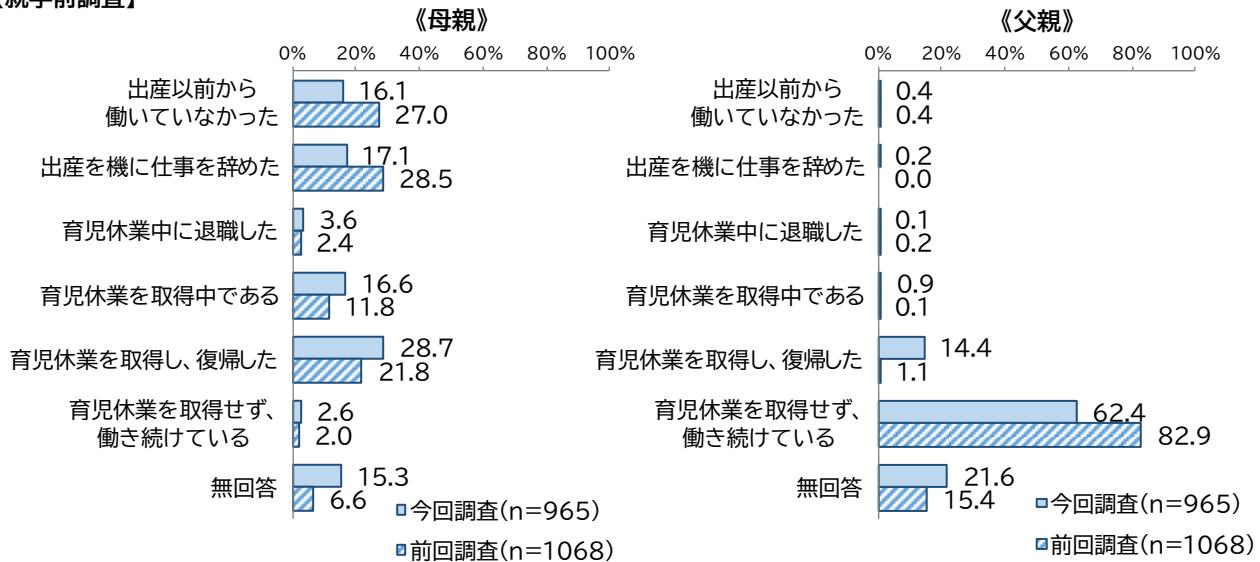


②育児休業の取得について

育児休業の取得については、母親では「育児休業を取得し、復帰した」(28.7%)と「育児休業を取得中である」(16.6%)の割合が前回調査よりも増加し、「出産を機に仕事を辞めた」(17.1%)、「出産以前から働いていなかった」(16.1%)の割合が低下しています。

父親では、今回調査でも「育児休業を取得せず、働き続けている」が62.4%と多くを占めていますが、「育児休業を取得し、復帰した」(14.4%)の割合が増加しています。

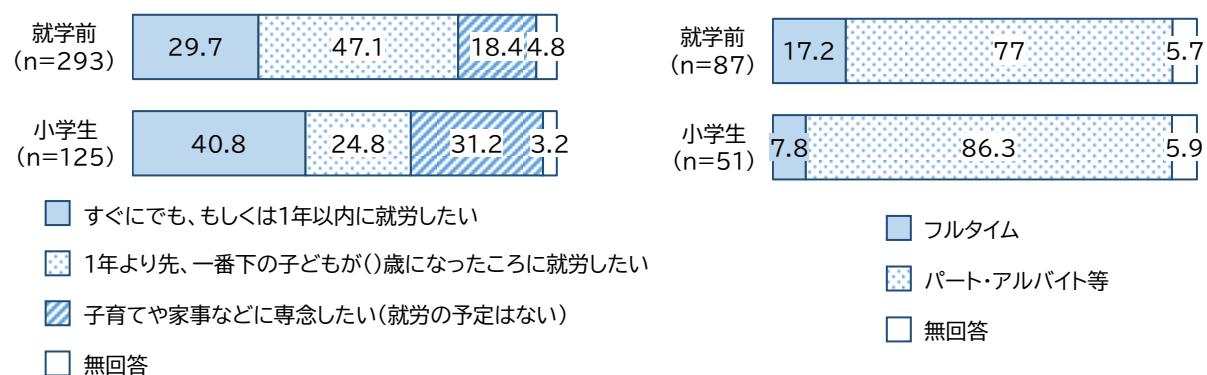
【就学前調査】



③親の就労意向について

働いていない親の就労意向については、就学前の29.7%、小学生の40.8%で母親が1年内の就労を希望しています。また、1年内の就労を希望する母親のうち、就学前の17.2%、小学生の7.8%はフルタイムでの就労を希望しています。

《希望する就労形態》

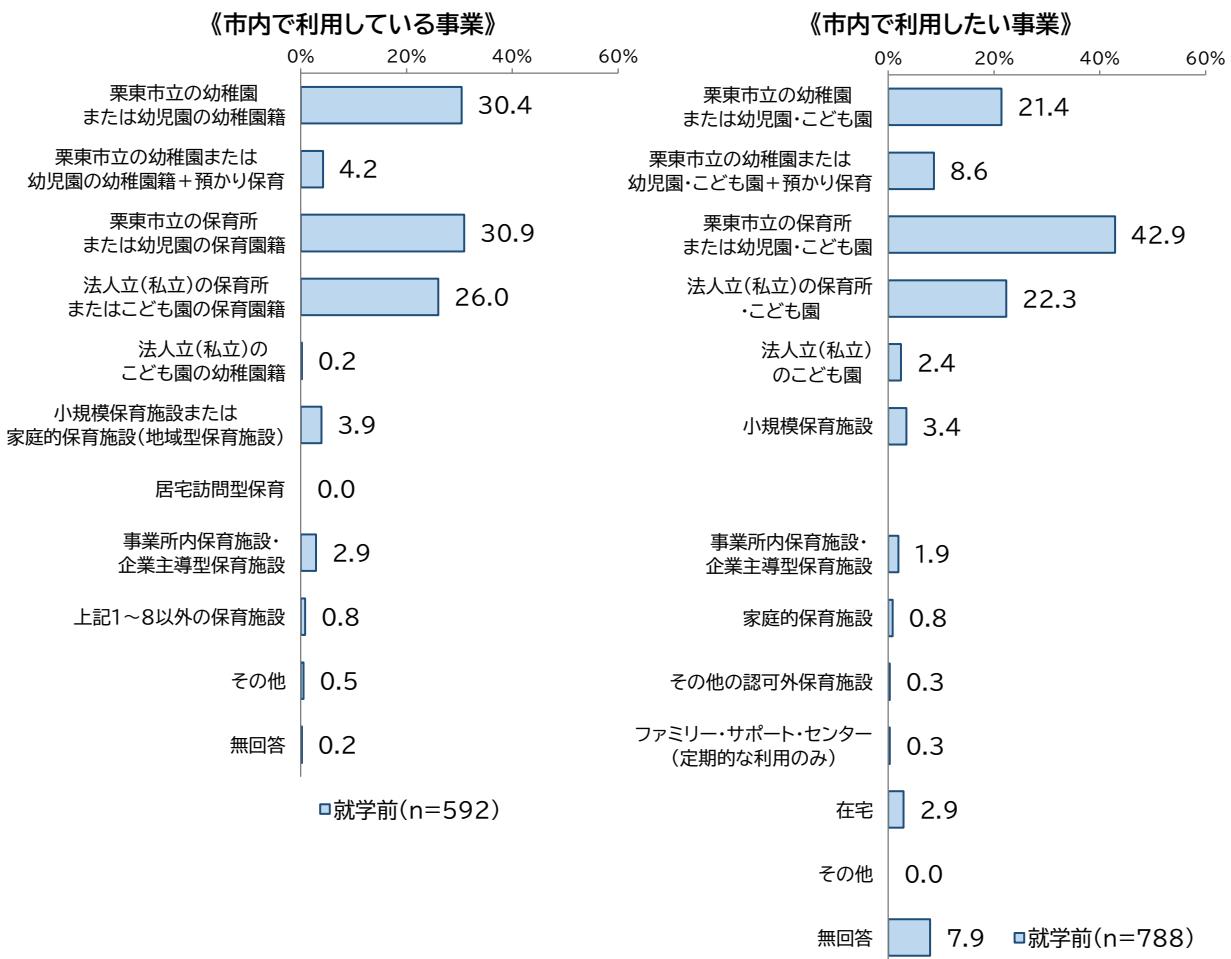
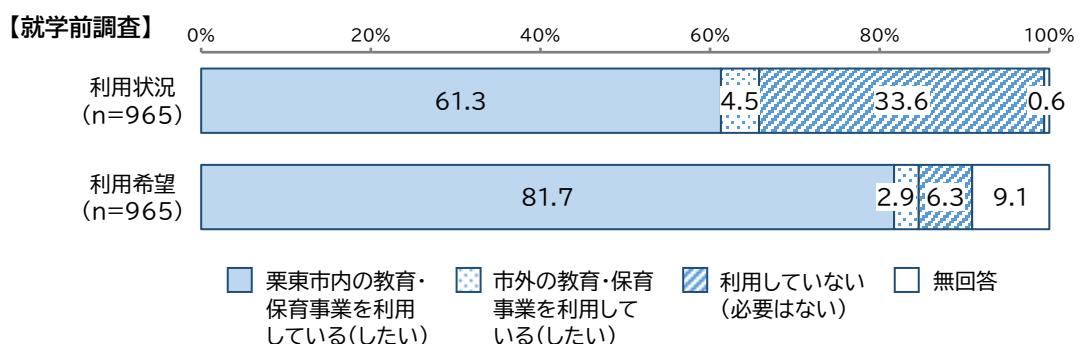


(3) 教育・保育事業の利用状況と利用希望について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の利用については、市内の教育・保育事業を利用している人が61.3%、今後の利用希望では、市内の教育・保育事業を利用したい人が81.7%となっています。

市内の教育・保育事業を利用している人の内訳は「栗東市立の保育所または幼稚園の保育園籍」が30.9%、「栗東市立の幼稚園または幼稚園の幼稚園籍」が30.4%、「法人立（私立）の保育所またはこども園の保育園籍」が26.0%となっています。市内の教育・保育事業を希望している人の内訳は、「栗東市立の保育所または幼稚園・こども園」が42.9%、「法人立（私立）の保育所・こども園」が22.3%、「栗東市立の幼稚園または幼稚園・こども園」が21.4%となっています。

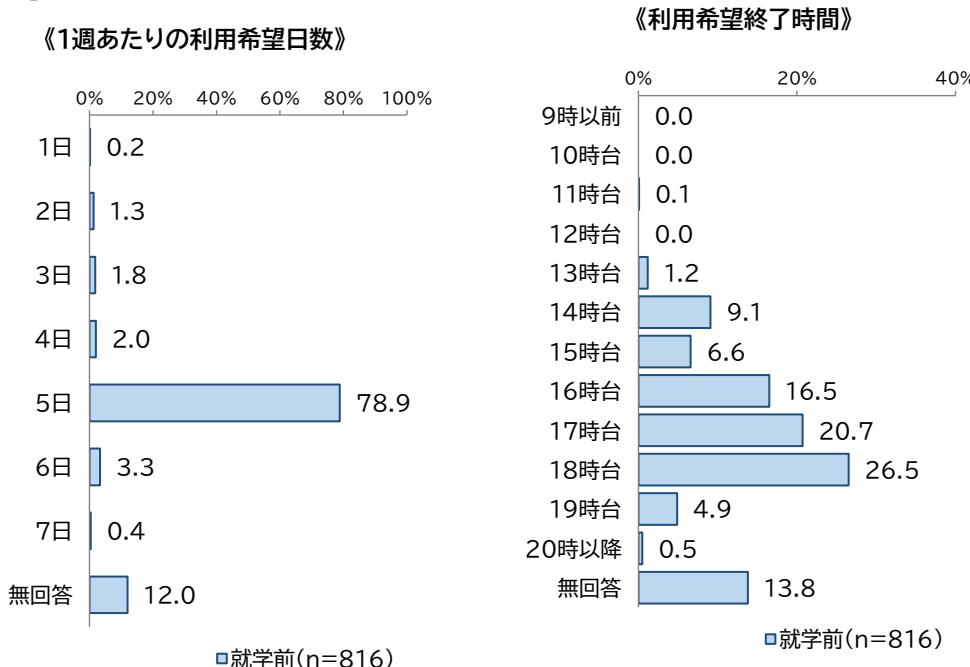


②平日の定期的な教育・保育事業の利用希望日数・利用希望終了時間

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望日数は、週5日が78.9%となっています。

利用希望終了時間は18時台が26.5%と最も多く、続いて17時台が20.7%となっています。終了時間の長い時間では19時台が4.9%、20時以降が0.5%となっています。

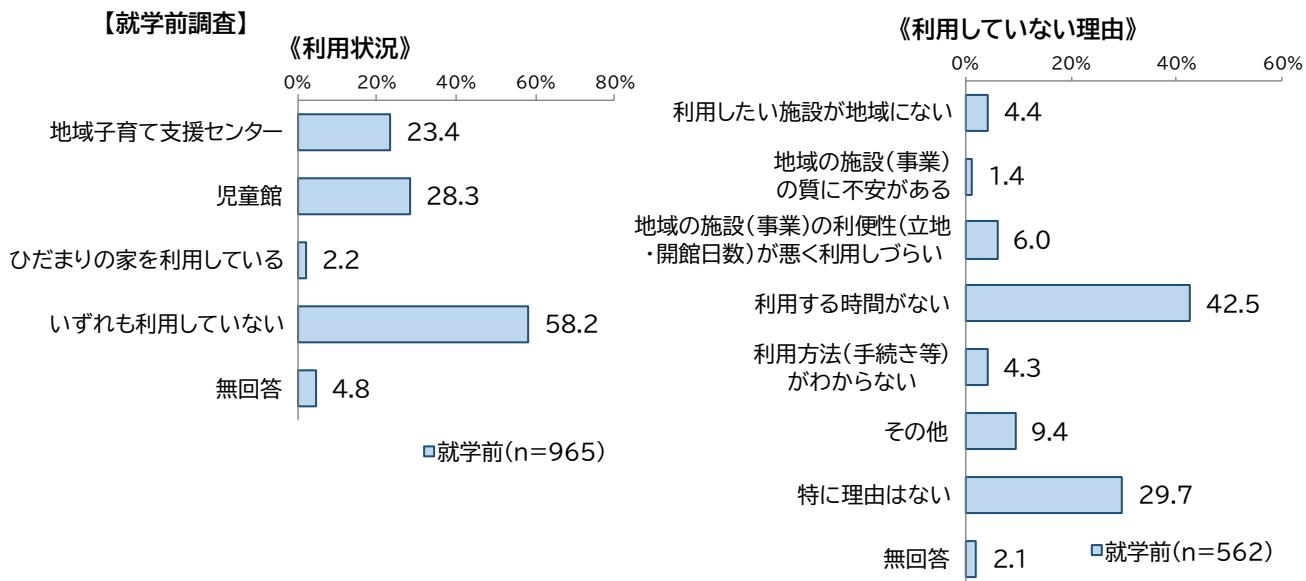
【就学前調査】



(4) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

①子育て支援センター・児童館・ひだまりの家の利用状況・利用していない理由について

「地域子育て支援センターを利用している」が23.4%、「児童館」が28.3%となっている一方、「いずれも利用していない」が58.2%となっています。利用していない理由については、「利用する時間がない」が42.5%となっています。

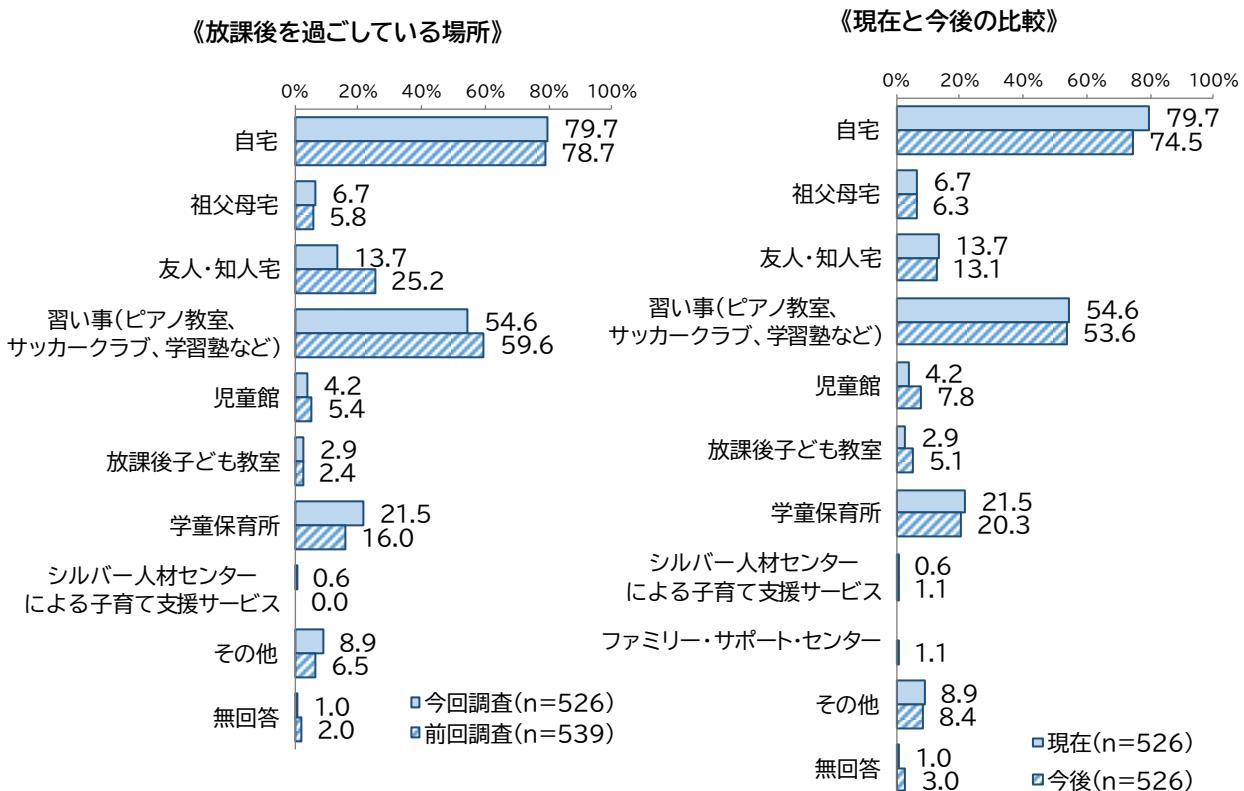


(5) 小学生の放課後の過ごし方について

①放課後を過ごしている場所、今後過ごさせたい場所

放課後を過ごしている場所については、「自宅」が79.7%で最も高く、次いで「習い事」が54.6%となっています。「学童保育所」は21.5%で、前回調査よりも高くなっています。

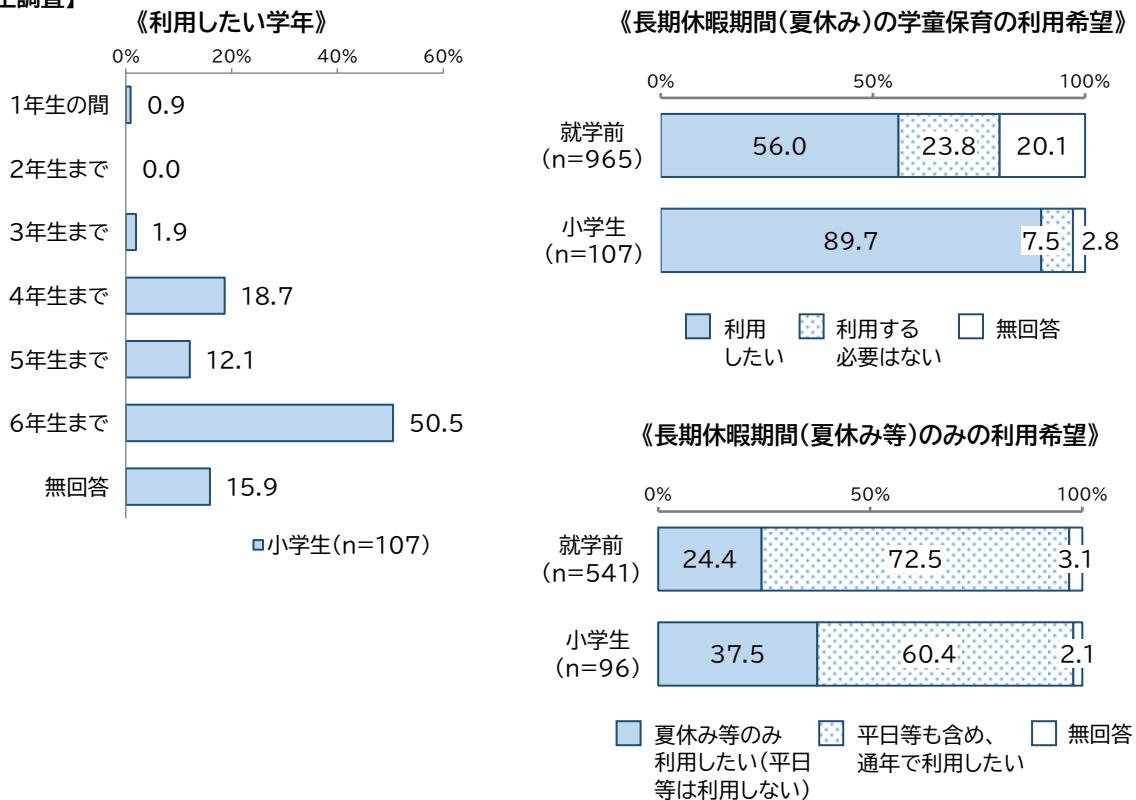
【小学生調査】



②学童保育を利用したい学年、長期休暇期間（夏休み）の学童保育の利用希望

学童保育を利用したい人の中では、6年生まで利用したいという人が最も高く、50.5%となっています。夏休み等の長期休暇期間中も学童保育を利用したい人は、小学生では89.7%となっています。うち、夏休み等のみ利用したい人は、小学生で37.5%となっています。

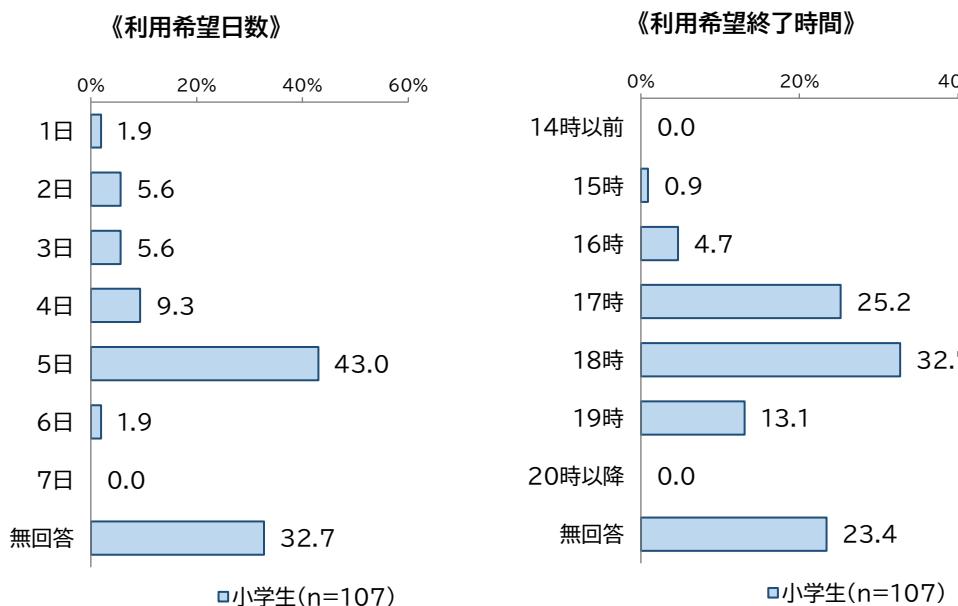
【小学生調査】



③学童保育の利用希望日数と利用希望終了時間

学童保育を利用したい人の中では、週5日利用したいという人が最も高く、43.0%となっています。利用希望の時間帯では、18時台までが32.7%、17時までが25.2%となっています。

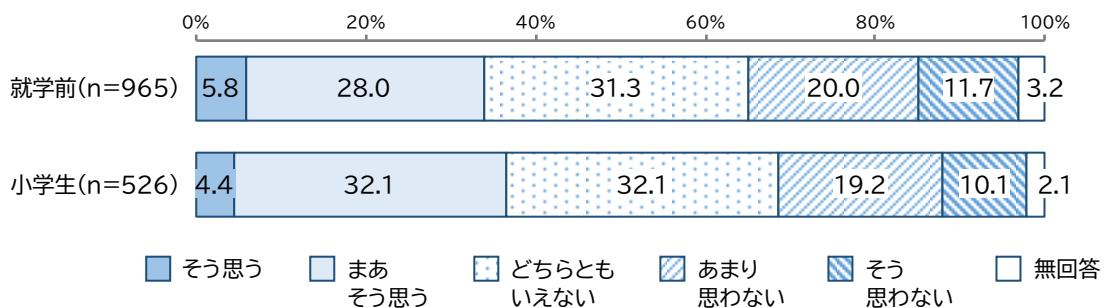
【小学生調査】



(6) 子育て支援全般について

①栗東市は子育てしやすいまちだと思うか

栗東市は子育てしやすいまちだと思うかたずねたところ、「そう思う」と「まあそう思う」の合計が就学前で 33.8%、小学生で 36.5%、「あまり思わない」と「そう思わない」の合計が就学前で 31.7%、小学生で 29.3%となっており、子育てしやすいと考える人の方が多くなっています。

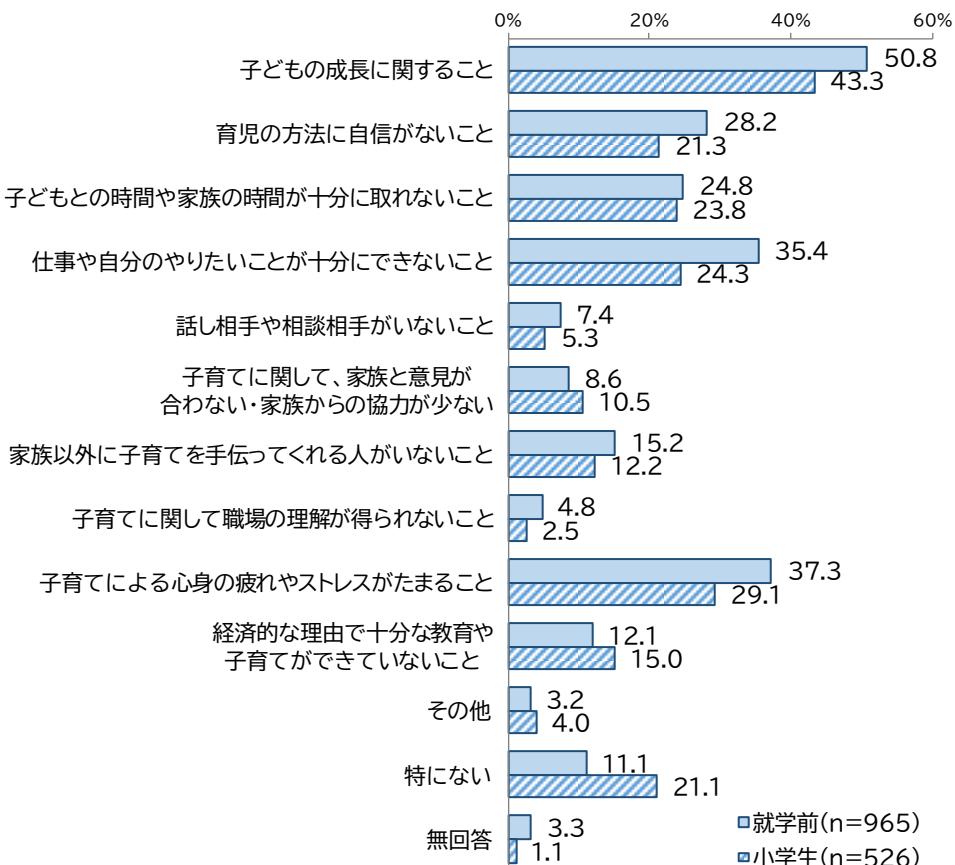


②子育てについて、特に不安や負担等に感じること、また気になること

子育てについて特に不安や負担等に感じること、気になることについては、「子どもの成長に関するこ

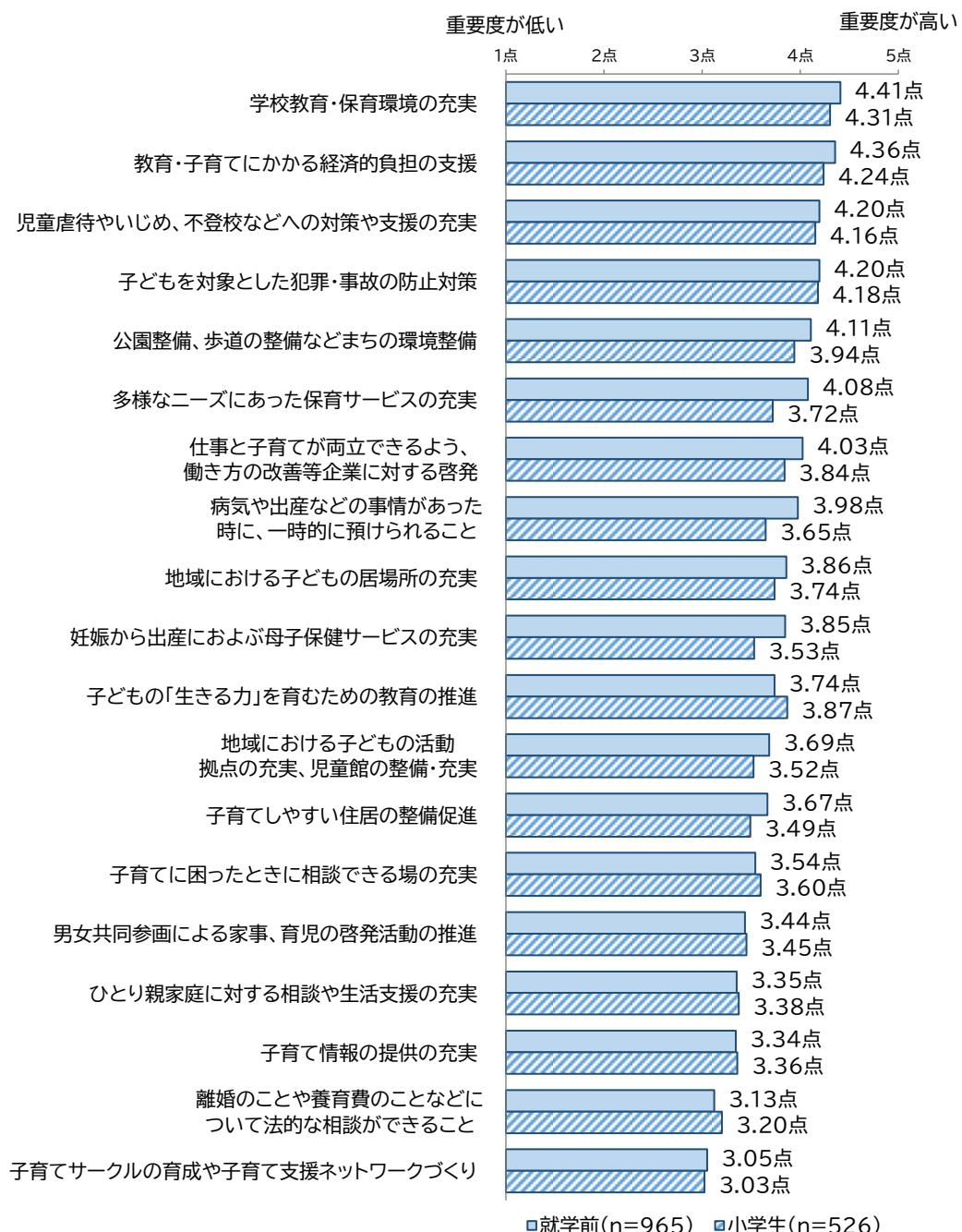
と」が就学前 50.8%・小学生 43.3%で最も高く、また、「子育てによる心身の疲れやストレスがたまるこ

と」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「育児の方法に自信がないこと」、「子どもとの時間や家族の時間が十分に取れないこと」の割合が就学前、小学生ともに 2 割を超えています。



③栗東市に対して望む子育て支援策

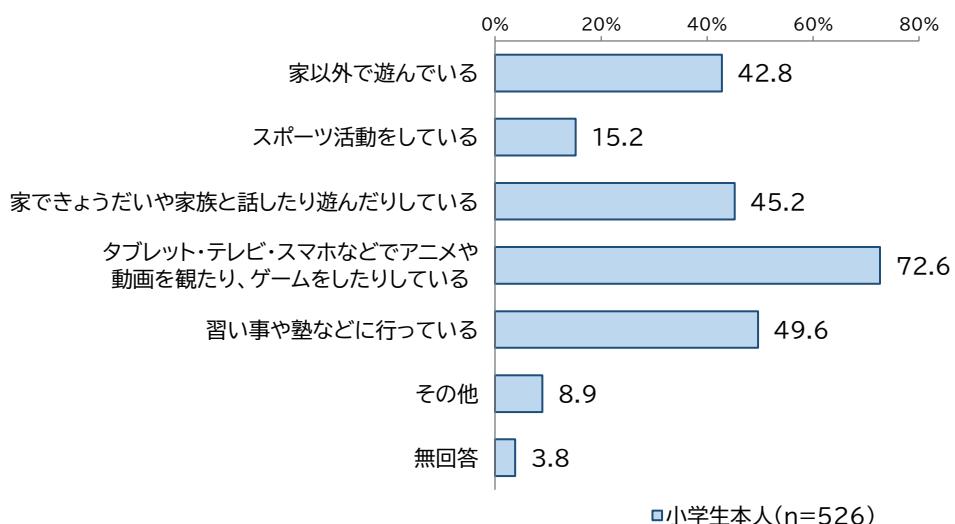
本市に望む支援策について重要度を1～5段階でたずねた結果をそれぞれの項目の平均点で比較すると、第1位から第5位までの項目は就学前と小学校で共通しており、「学校教育・保育環境の充実」「教育・子育てにかかる経済的負担の支援」「児童虐待やいじめ、不登校等への対策や支援の充実」「子どもを対象とした犯罪・事故の防止対策」「公園整備、歩道の整備等まちの環境整備」の順で重要度の高い結果となっています。



(7) 小学生本人へのアンケート

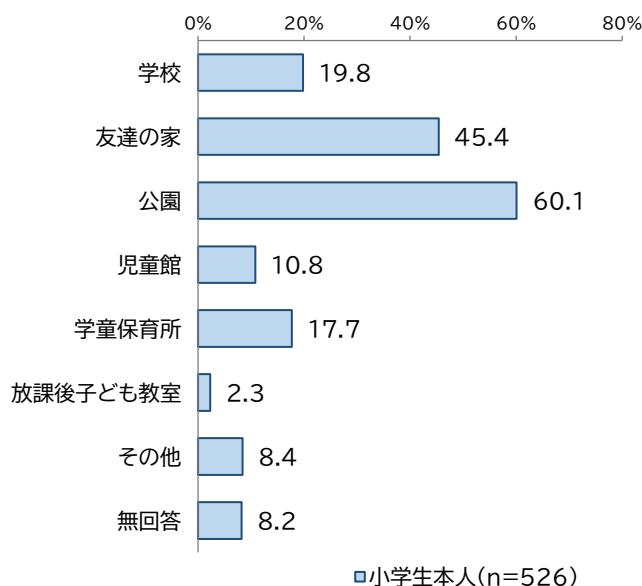
①放課後の過ごし方

放課後の過ごし方は、「タブレット・テレビ・スマホ等でアニメや動画を観たり、ゲームをしたりしている」が72.6%、「習い事や塾等に行っている」が49.6%、「家できょうだいや家族と話したり遊んだりしている」が45.2%となっています。



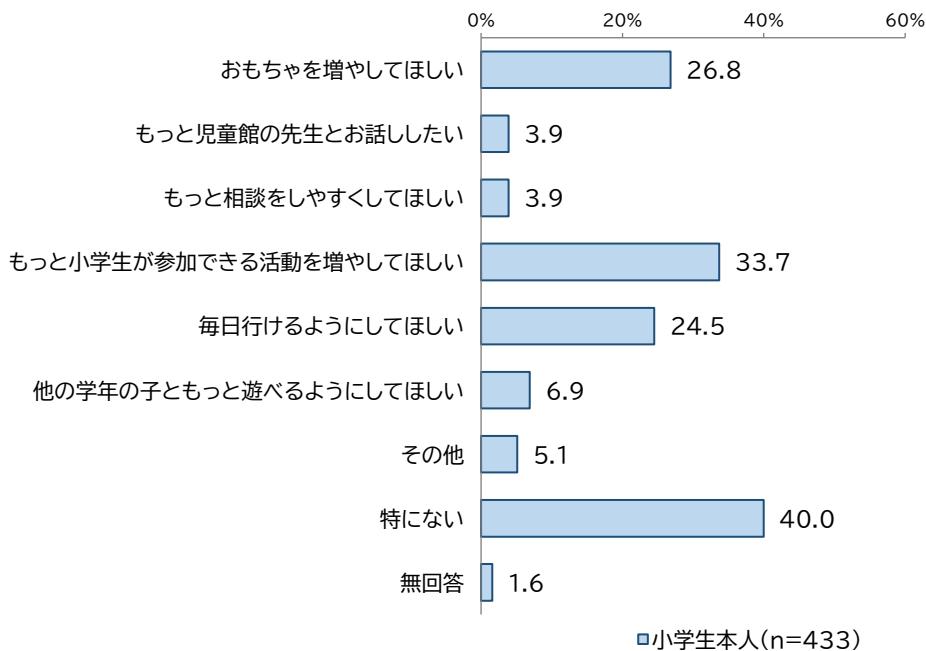
②自宅以外の遊ぶ場所

自宅以外の遊ぶ場所は、「公園」が60.1%、「友達の家」が45.4%、「学校」が19.8%、「学童保育所」が17.7%となっています。



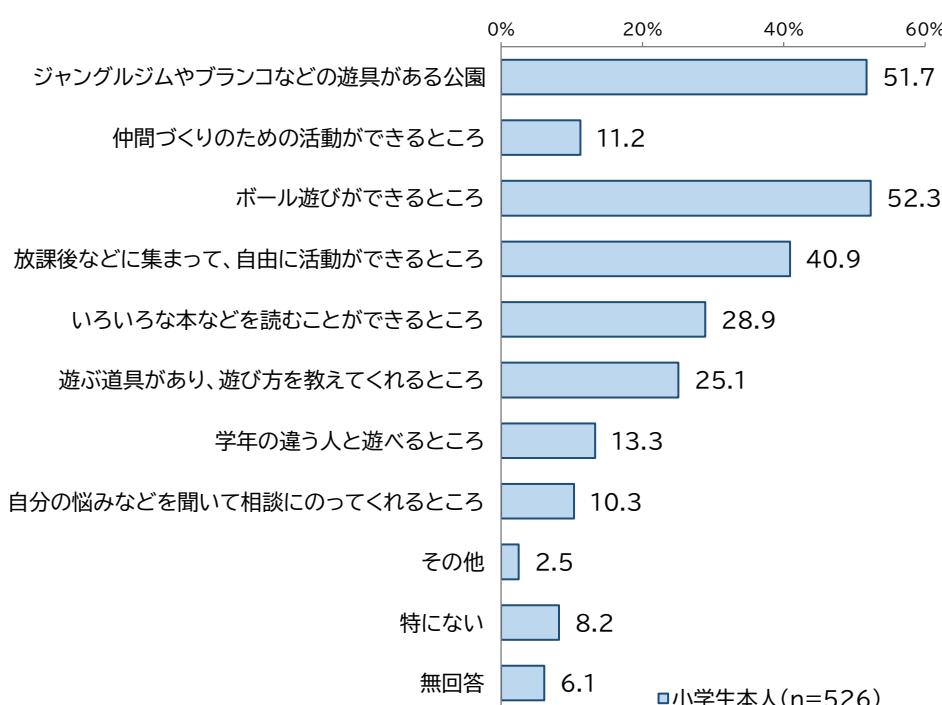
③児童館を使いやすくするためにしてほしいこと

児童館を使いやすくするためにしてほしいことは、「特にない」が40.0%、「もっと小学生が参加できる活動を増やしてほしい」が33.7%、「おもちゃを増やしてほしい」が26.8%、「毎日行けるようにしてほしい」が24.5%となっています。



④家の近くにあれば行きたいと思う遊び場

家の近くにあれば行きたいと思う遊び場では、「ポール遊びができるところ」が52.3%、「ジャングルジムやブランコ等の遊具がある公園」が51.7%、「放課後などに集まって、自由に活動ができるところ」が40.9%、「いろいろな本等を読むことができるところ」が28.9%、「遊ぶ道具があり、遊び方を教えてくれるところ」が25.1%となっています。



第3章

第2期計画の評価と課題

1. 第2期計画の評価

第2期計画期間における取り組みを検証し、基本目標ごとの評価を行った結果は以下の通りです。

(1) 基本目標1 安心して子どもを生み育てられる施策の推進

①母子の健康保持と健やかな成長の支援		
評価	適切	妊婦健康診査については産婦健康診査を追加して実施しました。乳児家庭全戸訪問事業についても訪問対象児童のほとんどに訪問し、訪問に至らない場合も面談によるフォローを実施しました。
今後の方向性	継続	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援ができるよう、引き続き、健康管理や健康相談等の支援に取り組みます。
②子育ての不安解消と仲間づくりの支援		
評価	概ね適切	子育て相談について、園や地域子育て支援センター等で保護者の子育てへの不安や悩みの軽減につながるよう、保護者に寄り添う相談を行いました。
今後の方向性	拡大	子育てへの不安や悩みを抱えながらも相談や仲間づくりをするところが無い家庭に対し、様々な媒体や方法を新たに検討して情報発信を行い、多くの家庭での利用につなげることで、子育ての不安解消や仲間づくりを支援します。
③仕事と家庭の両立の推進		
評価	適切	企業へ制度等に関する情報提供や働き方改革に関する啓発、市民向けのワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進のセミナー等を行うことで、企業等への仕事と家庭の両立を推進に向けた啓発を行いました。
今後の方向性	継続	仕事と家庭を両立した生活を選択できるよう、引き続き、仕事と家庭の両立に向けた企業への啓発とワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発に向けた取り組みを行います。

(2) 基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

①就学前の教育・保育の総合的な提供		
評価	概ね適切	保育環境の改善や保育人員の獲得、新たな保育所の開所を行いましたが、依然、待機児童が発生しており、更なる保育施設の充実が必要です。園だよりやホームページ等を通して、就学前教育・保育の取り組みの周知を進めていきます。
今後の方向性	拡大	保育施設に関して更なる充実と就学前教育・保育の取り組みの周知を進めています。
②児童の放課後の過ごし方への支援		
評価	適切	学童保育所においては、利用超過が見込まれる小学校区に対して、民設学童保育所を設置し、受け皿の確保を図りました。また、児童館においては、利用者や利用希望者のニーズを踏まえながら、児童の健全育成等につながる場を提供しました。
今後の方向性	拡大	学童保育所については、人材の確保や質の向上、利用ニーズに伴う量の確保を図ります。また、様々なニーズや状況に応じて居場所が持てるよう、児童館等での支援に取り組みます。
③地域における多様な子育て支援の充実		
評価	適切	子育ての不安・負担を軽減できるよう地域子育て支援センターや児童館における子育て相談や子育て講座等を実施しました。
今後の方向性	拡大	就労形態や家族形態の多様化に対応するため、ファミリー・サポート・センター事業に取り組みます。
④子育て家庭への経済的負担の軽減		
評価	適切	保育料の無償化や児童手当の支給、子ども医療費助成等により、保護者の経済的負担を軽減しました。
今後の方向性	継続	子育て世帯のニーズを把握し、子育て家庭への経済的負担の軽減につながる事業を継続して実施します。

(3) 基本目標3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

①子どもの権利を守る取り組みの推進		
評価	適切	体験活動等を通して、子どもが市政運営への参画や青少年リーダーとして成長する機会の提供を図りました。
今後の方向性	拡大	子どもの意見を表明する機会を設けることが求められていることから、既存の機会に囚われず、様々な方法による意見を聞く機会をつくり、子どもの権利を守る取り組みを進めます。
②支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進		
評価	適切	子育てに不安がある保護者からの相談や要保護児童の支援等適切な支援となるためのネットワークづくりを行いました。 また、障がいや様々な事情を抱えた家庭へ相談支援や助成支援等を行い、安定した生活や自立の促進、児童の健全な育成に向け、取り組みを進めました。
今後の方向性	継続	様々な家庭の状況に合わせた支援が行えるよう、継続して事業を進めます。

(4) 基本目標4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

①家庭や地域の教育力の向上		
評価	適切	多世代交流や本の読み聞かせ等、様々な体験活動を通して、子どもの社会性や連帯性等心の育成を図るとともに、子育て講座や相談機会を提供することで保護者の教育力の向上を図りました。
今後の方向性	拡大	家庭や地域の教育力向上に向けた各事業の充実と情報発信について、新たな方法を検討しながら、保護者への支援につなげていきます。

2. 第2期計画の課題

市の現状やニーズ調査を踏まえて、本市の子ども・子育てに関わる課題を以下のとおり整理しました。

(課題1) 妊娠から子育てまでの不安への支援と子どもの権利保障や居場所への支援

- 妊娠中から産後にかけて女性の体は大きく変化しますが、特に産後はホルモンバランスや育児不安、環境変化が影響して、産後うつになる場合があります。母親と子どもそれぞれのリスク要因を適切に把握して、早期に対応することが重要です。妊娠届を提出されたすべての方に、専門職による面談を実施し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を継続的に提供していくことが必要です。（本計画：基本目標1-1へ）
- 公立幼稚園や保育所の施設は設立から50年以上を経過するものもあり、継続して老朽化や長寿命化に対する整備を行う必要性が高まっています。また、ニーズに対応して、低年齢児保育に適した改修を行う等、各施設の整備を計画的に進める必要があります。（本計画：基本目標1-2へ）
- 幼児教育・保育の質の確保および質の向上が国において進められており、人材の確保や研修の充実等による資質および専門性の向上、就学前施設と小学校等との円滑な接続の推進、処遇改善を始めとする労働環境への配慮等が求められています。（本計画：基本目標1-2へ）
- 小学生本人への基礎調査結果では、児童館を使いやすくするためにしてほしいことの質問に「もっと小学生が参加できる活動を増やしてほしい」が33.7%あり、小学生の年代の利用希望が一定数あることがうかがえます。子どもの遊び場や遊び方が変化している中、伸び伸びと自由に遊べる場の提供が必要です。（本計画：基本目標1-3へ）
- 小学生本人への基礎調査結果では、放課後地域の人が集まって体を動かしたりできる場所に行ってみたいかについて、「行ってみたい」「少し行ってみたい」の合計が67.9%と希望が高く、共働き家庭等保護者の就労形態の多様化を鑑み、保護者の就労形態に関わらず、小学校に就学している児童に対して、放課後の遊び場を提供することが必要です。（本計画：基本目標1-3へ）

●基礎調査結果では、小学生のいる家庭で学童保育を6年生まで利用したい人は約5割、4年生以上の高学年まで利用したい人は8割を超えていました。また、長期休暇期間中の利用希望は約9割に上っています。学童保育の利用希望者の増加に対応するため、民設学童保育所や公共施設の活用等の検討による整備を進めるとともに、供給体制が一定整った段階で受け入れや入所要件緩和、支援が必要な児童の受け入れ体制について検討が必要です。（本計画：基本目標1-3へ）

●こども大綱において重要事項に位置付けられている、子どもの権利保障という視点の基で、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」や「子どもにかかわる政策等に意見や考えを表明できる機会の確保、意見を表明しやすい環境づくり」を行う必要があります。（本計画：基本目標1-4へ）

(課題2) 就学前保育環境と子どもにかかる相談体制と情報提供

- 基礎調査結果では、就学前児童の保護者の「子どもの成長に関するこころ」に関する不安や負担が50.8%と高くなっています。子育て講座の内容の充実と気軽に相談できる体制づくりが必要です。(本計画：基本目標2-1(-2)へ)
- 基礎調査結果では、子育てについて相談できる人や場が「ない」という人が就学前の6.3%、小学生の14.1%存在しています。背景には、近所付き合いがない、ワンオペ育児、同年齢の子どもを持つ友人がいない等が考えられますが、身近に相談できる人がいない状況は子育ての負担感をより増大することにつながります。子育て中の保護者が孤立しないよう仲間づくりのきっかけや、気軽に利用できる相談支援体制の充実、子育て支援についてわかりやすい情報提供が必要です。(本計画：基本目標2-2へ)
- 基礎調査結果では、子育てに関する情報の入手方法の希望について、「インターネット（市のホームページ・フェイスブック）」「子育て支援サイト・アプリ」が多く、必要な人に確実に届くようプッシュ型通知等SNSや子育てサイト、アプリを活用した情報発信が必要です。また、それ以外にも家族・知人や教育・保育施設、広報・チラシ等様々な方法が挙がっていることから、子育て情報を広くわかりやすく発信できる方法を検討していく必要があります。(本計画：基本目標2-2へ)
- 女性の就業率の増加、共働き家庭の増加や核家族化の進展による保育ニーズの高まりにより、保育所や学童保育所の整備、その他多様な保育ニーズへの対応が必要です。(本計画：基本目標2-3へ)
- 本市は転入超過が続いていましたが、近年は転出超過に転じています。また、出生数が死亡数を上回る自然増の状況が続いています。長期的には少子化が進む中で、現状の保育ニーズに応えつつ、将来の保育ニーズの動向を見極める必要があり、保育所の整備等を行っていく必要があります。(本計画：基本目標2-3へ)
- 基礎調査結果では、就学前児童の家庭と小学生の家庭とともに、保護者が本市に対して望む子育て支援策として、「教育・子育てにかかる経済的負担の支援」が重要度の高い結果となっており、世帯の現在の暮らしの状況でも「やや苦しい」としている家庭が2割を超えています。子育て世帯への経済的負担軽減の取り組みが必要です。(本計画：基本目標2-4へ)
- 児童を取り巻く環境は、虐待、生活困窮、引きこもり等様々な課題があり、それら課題は多様化、複雑化していることから多職種・多機関協働による対応やアウトリーチによる支援等、包括的な支援体制を構築する必要があります。(本計画：基本目標2-5へ)

(課題3) ワーク・ライフ・バランスの推進と地域の子育て支援の充実

- 基礎調査結果では、「父母ともに子育てを担っている」という回答が増加しており、その背景には、母親・父親ともに育児休業を取得する人が増えている状況があります。母親では、出産を機に仕事を辞めたという人が減少しており、出産後も就業を継続する女性が増加していることがうかがえます。その一方で、父親の長時間労働や家事・育児への参画が不十分であるために母親に負担が偏る傾向が依然みられます。また、子育てと仕事の両立で大変だと感じることについて、「子どもが病気になったときに面倒をみてくれる人がいない」、「子どもとの時間を確保するのが難しい」があげられています。
男女がともに仕事も家事・育児も担うことができるためには、柔軟な働き方ができる職場環境が求められています。育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等企業のワーク・ライフ・バランス推進の取り組みや働き方改革により、両親が仕事も育児も両立できる環境整備が必要です。(本計画：基本目標3-1へ)
- 共働き家庭の増加や核家族化の進展等、家庭の状況の変化に対応できる子育て支援が求められています。就学前児童の家庭と小学生の家庭とともに2割前後の人人が日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいないと回答しています。子どもの看護休暇が取りやすい職場環境の整備とともに、病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業等の保育サービスが必要です。(本計画：基本目標3-2へ)
- 小学生本人への基礎調査結果では、「家の近くにあつたら行きたいと思う遊び場」について、「ボール遊びができるところ」や「ジャングルジムやブランコ等の遊具がある公園」、「放課後等に集まって、自由に活動ができるところ」という回答が多く、施設の利活用等の検討が必要です。(本計画：基本目標3-3へ)
- 基礎調査結果では、就学前児童の家庭と小学生の家庭とともに、保護者が本市に対して望む子育て支援策として、「子どもを対象とした犯罪事故の防止対策」、「公園整備、歩道の整備等まちの環境整備」が重要度の高い結果となっており、子どもが安心・安全に暮らせるまちの整備の推進が必要です。(本計画：基本目標3-3へ)

第4章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

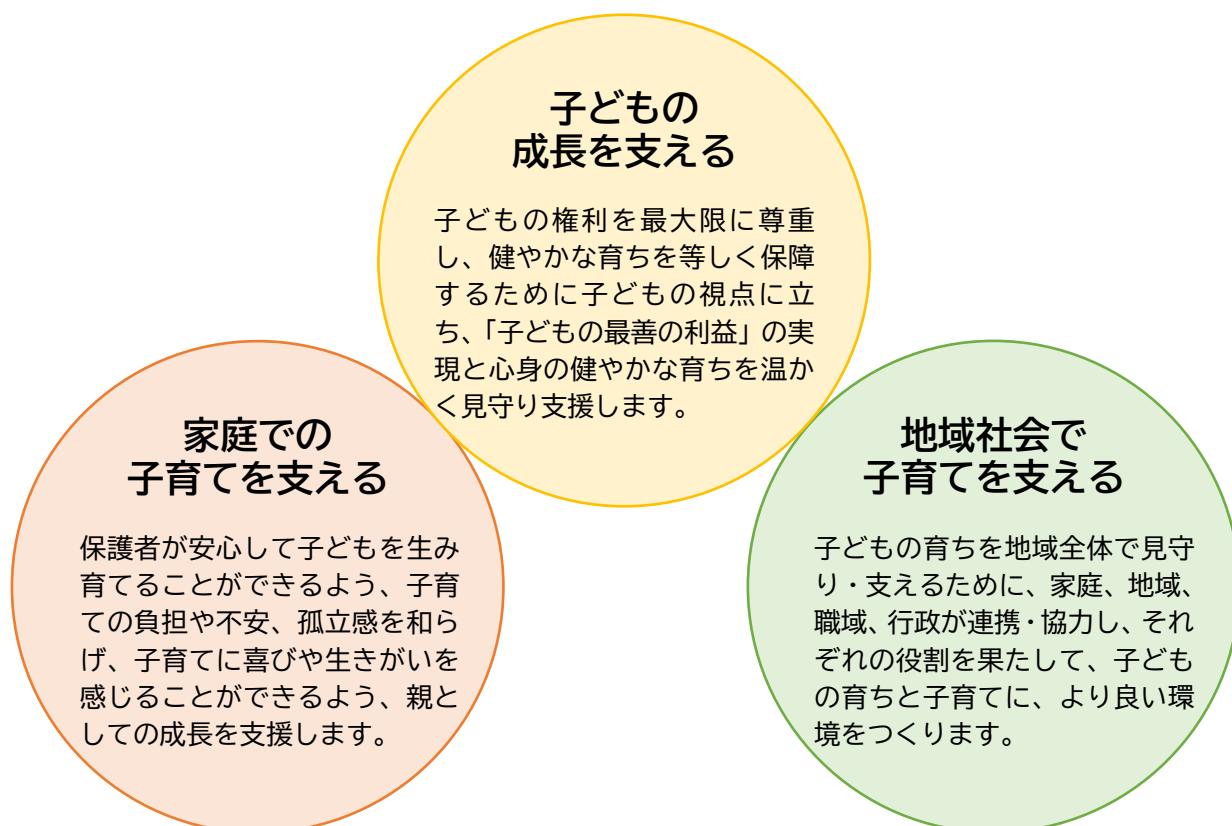
次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、どの家庭も安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまち、地域全体で子どもの育ちと子育てを見守り・支えるまちの実現をめざして、第2期計画において「子ども」、「家庭」、「地域」の3つが相互に成長していくために設定した基本理念を踏襲し、これまでの取り組みを一層推進することをめざします。

■基本理念

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りつとう～

2. 計画推進にあたっての視点

基本理念でめざす3つのまちを具現化するために次のとおり基本的な視点を掲げます。



3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念で掲げるまちの実現をめざして、基本理念を具現化した3つの視点に合わせた、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

すべての子どもの適切な養育と健やかな成長・発達のために妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、就学前教育・保育の質を向上し、生涯にわたって生きる力を伸ばすとともに、就学前施設と小学校との相互連携により子どもの育ちと学びの連続性を担保し、個別最適な学びの環境の実現をめざします。

子どもが安全かつ安心して過ごすことができる身近な居場所づくりや、自身の権利について学べる機会を提供します。また、多様な体験や遊びを通して、自己肯定感や自己有用感を高める機会を提供する中で、年齢や発達の程度に応じて自身の意見を表明できる取り組みを推進します。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
- 2 就学前教育・保育の充実
- 3 子どもの居場所づくりの充実
- 4 子どもの意見表明と参加の促進

基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

子育てに関する保護者の不安や悩み、負担感を軽減するための相談体制や仲間づくり、経済的支援を進めるとともに、家庭の教育力を高め、親自身の成長にもつながる学習機会を提供します。

併せて、保護者の就労状況や家庭環境による多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図ります。

また、ひとり親家庭、障がいのある子ども、虐待を受けた子ども、不登校等への対応について、子どもやその家庭に対する個別の支援をきめ細かく行います。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 家庭の子育て力・教育力の向上
- 2 子どもにかかる相談体制と情報提供
- 3 保育サービスの充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減
- 5 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

基本目標3 社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり

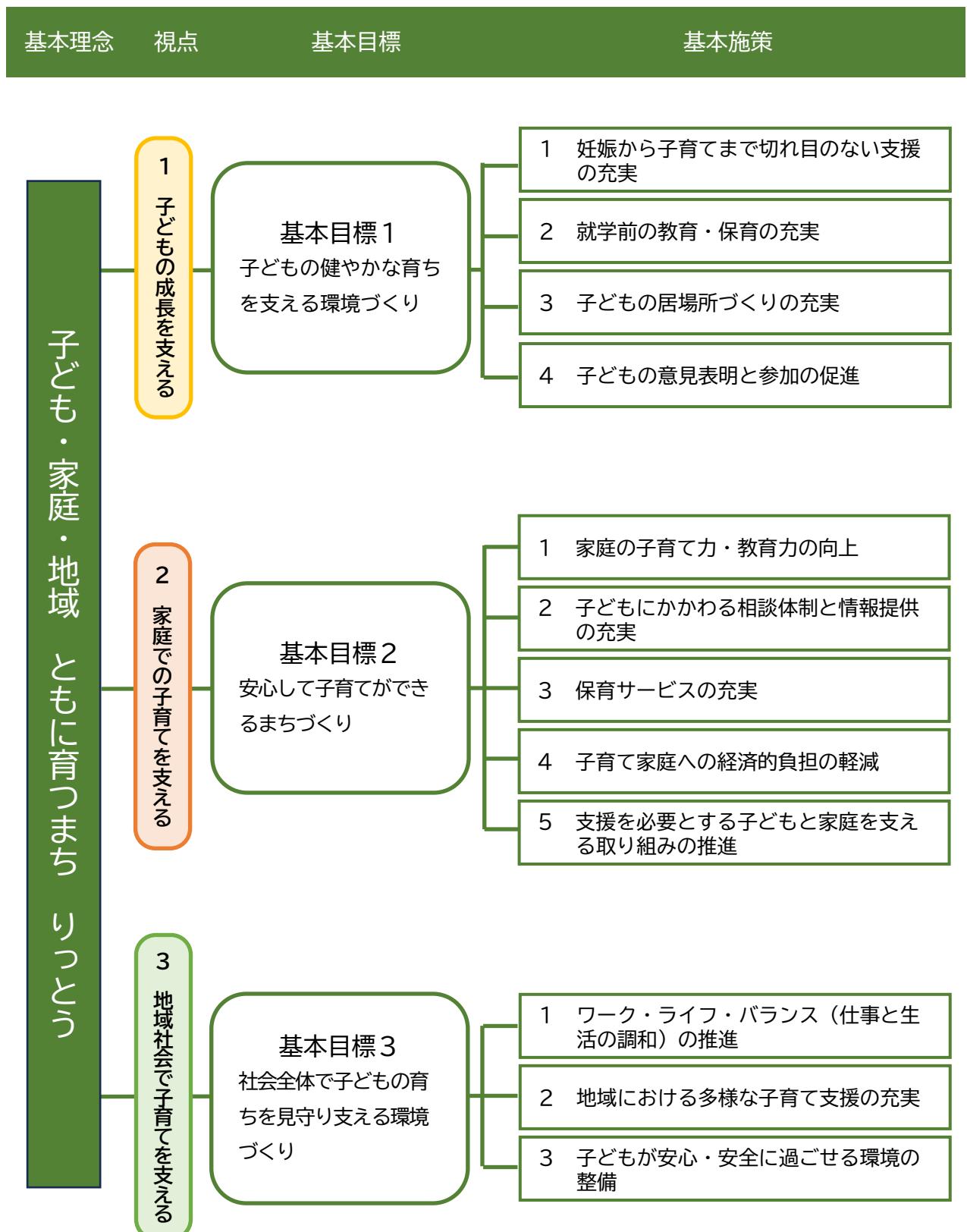
子育て中の家庭が、仕事と子育てを両立して生活に充実感を感じながら、ゆとりを持って子育てができるような環境づくりに向け、事業所の職場環境の改善等を働きかけます。また、子育てを支える地域だと保護者に感じてもらえるよう、身近な地域の施設や機関、人材等を活用し、子どもが様々な関わり合いや豊かな体験を通して育つ環境をつくります。

児童虐待やDV等子どもの安全が脅かされる状況を予防し、被害の早期発見・早期対応と被害者保護の体制を構築します。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 2 地域における多様な子育て支援の充実
- 3 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

4. 施策体系



第5章

施策の方向

1. 基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

評価指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域子育て支援拠点事業の利用状況「地域子育て支援センター」、「児童館」、「ひだまりの家」のいずれかを利用している人の割合	53.9%	60.0%
乳児家庭全戸訪問事業の訪問を実施した割合	91.7%	100%
保育の2,3号認定における待機児童数(各年4月1日時点)	26人 (令和6年度)	0人
放課後児童クラブ(学童保育所)の待機児童数(各年4月1日時点)	0人 (令和6年度)	0人

基本施策1 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

施策の方向

子どもを持つことや子育てに対して不安・負担感を感じる人が増加している中、保護者が孤立し、子どもや自身に関する悩みを抱え込まないよう、妊娠期から周産期、その後の子育て期に至るまで健診、相談事業等を通じて支援が必要な子どもと家庭には、早い段階で適切な支援を行うことが求められます。

誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく関わり続けることで、子ども・保護者の疾病予防や妊娠・出産・子育てに係る不安解消と継続的支援に取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
1 母子健康手帳の交付	妊娠届提出時に、母子の健康状態を管理し、子育て情報を掲載した母子健康手帳を交付する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター

事業		事業内容	方向性		担当課
2	妊婦健康診査	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成し、妊婦の健康管理を図る事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
3	乳幼児健康診査	対象月齢の乳幼児を対象に、健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見と乳幼児の健全な発育・発達につなげる事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
4	乳幼児福祉医療費助成事業	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	保険年金課
5	妊産婦・乳幼児健康相談	保健センター、児童館、コミュニティセンターで妊娠期から産後の相談や、乳幼児の成長や育児・離乳食の相談に応じ、適切な保健指導を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握し、養育の相談や援助を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
7	養育支援訪問事業	妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
8	産前産後サポート事業	りっとう楽育サロン(プレママ編、パパママ編)、ママのおしゃべり会を定期的に開催し、専門職が相談支援や情報提供を行うとともに、参加者同士の交流を図る事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
9	産後ケア事業	産後安心した子育てができるすることを目的に、産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の必要な支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター

事業		事業内容	方向性		担当課
10	妊婦等包括相談支援事業、妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。また、妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
11	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター

基本施策2 就学前の教育・保育の充実

施策の方向

保護者の就労形態の変化に伴い、低年齢児からの保育ニーズが増加する一方で幼稚園への入園児童数は減少傾向にあります。また、年少人口の減少が予測される一方で、住宅が開発される地域での保育ニーズが高くなっています。

こうした状況のもと、これまでの取り組みを踏まえ、待機児童の解消や老朽化した施設への対応、多様な保育ニーズへの対応等、子どもの育ちにふさわしい教育・保育環境を整えるとともに、就学前教育・保育における人材の確保や資質の向上、就学前教育・保育施設と小学校との円滑な接続に取り組みます。

主な事業

事業		事業内容	方向性		担当課
12	民間保育所等運営補助	就学前教育環境を整えるため、法人立認可保育施設への運営費補助を行う事業です。	拡大	保育士の負担軽減や潜在保育士の再就職促進への補助について検討を行います。	幼児課
13	教育・保育支援アドバイザーの配置等	教育・保育に関する専門性を有する保育支援アドバイザーを配置し、巡回指導等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
14	公立保育所・幼稚園・こども園の環境整備	老朽化した公立園の整備や低年齢児保育に適した改修等を行う事業です。	拡大	公立園については、施設老朽化の状況や、再編(認定こども園化)の取り組み推進状況等を見ながら、民間活力の導入による整備や低年齢児保育に適した改修等の推進について、改修を年次的に行います。	幼児課
15	保育・教育に係る研修の実施	保育・教育に携わる保育士・幼稚園教諭が、より専門的な保育・教育を提供するため、研修機会を設ける事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
16	「すくすく育つりつとう子 保育教育全体計画」に基づく教育保育の提供	「すくすく育つりつとう子 保育教育全体計画」に基づき、より良い教育・保育を提供する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
17	園児・保護者への安全指導	保育所・幼稚園・こども園にて防犯、交通安全教育を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課

事業		事業内容	方向性		担当課
18	保護者研修会	保護者の子育てに対する理解の促進を図るため、公立園において、保護者会と連携して研修会を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
19	幼保小連絡会	教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、小学校への円滑な接続につなげるため、小学校区ごとに、保育園・幼稚園・こども園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。 また、就学前から小学校にかけてのかけ橋期の学びについて、幼保小での理解を深めます。	幼児課 学校教育課
20	幼児と児童の交流促進	小学校への円滑な接続につなげるため、保育園・幼稚園・こども園児と小学生の交流を行い、異年齢の子どもが学びあう経験と機会を提供する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課 学校教育課
21	子育て教育Nextプロジェクト	「0歳から 15 歳までの連続性」を大切にした子育て・教育を進めため、中学校区を単位とした幼保小中の連携強化を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
22	栗東市人権教育研究大会	教職員・保護者・地域の方々が人権教育に関しての課題を共有することで、人権意識を高め、日常の教育活動や子育てに生かしていくことをめざした大会を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	人権擁護課

基本施策3 子どもの居場所づくりの充実

施策の方向

社会構造の変化により、身近なところで子どもが自由に遊び、過ごせる場が減っていることに加えて、少子化や地域のつながりが薄れることにより、子どもがいろいろな人と関わりを持ち、遊びや生活の中で様々な体験を通じて社会性を養い、学び合う機会が少なくなっています。

学童保育所等による放課後や長期休暇中に子どもが安全に過ごせる場所の確保のほか、地域住民の協力による放課後子ども教室や障がい児地域活動支援事業の実施、児童館における支援事業を通じて、子どもの居場所づくりと多様な体験機会の提供に努めるとともに、様々なニーズや特性を持つ子どもが、身近な地域において、一人ひとりの状況に応じた居場所を切れ目なく持てるよう支援に取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
23 放課後児童健全育成事業(学童保育所)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休暇中等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
24 学童保育所の整備	老朽化した公設施設の整備や入所児童の増加にあわせた施設の改修を行い、児童が安全に利用できる環境を整備する事業です。	拡大	老朽化施設については、児童が安全・安心に過ごせるように計画的な設備等の更新、改修を行います。定員超過による施設整備については、公共施設の活用、民間による整備を検討します。	子育て支援課
25 児童館運営事業	18歳未満の子どもを対象に、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、親子の遊びや交流の場の提供、相談事業等を通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
26 放課後子ども教室	放課後に小学校の体育館やコミュニティセンター等を活用し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課

事業		事業内容	方向性		担当課
27	放課後等デイサービス、日中一時支援	障がいがある児童に対し、放課後や長期休暇中等に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課
28	児童館の整備	老朽化した児童館の維持補修等を行い、子どもたちが安全に利用できる環境を整備する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
29	公園の維持管理	日常の管理・点検および修繕工事を実施し利用者が安心して利用できる公園管理を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	都市計画課
30	児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談および関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
31	学習支援事業	経済的に塾等へ行くことができない児童生徒に対し、学校以外の学ぶ場を提供し、学力の向上を支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	社会福祉課
32	子ども食堂の支援	子どもと地域住民とがつながり、子どもも大人も安心して過ごせる居場所の提供を支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	社会福祉課
33	(児童生徒支援室事業)子ども成長支援教室「あいあい」の設置	不登校や教室に入りづらい子どもたちとその保護者の不安や課題の解決に向けて、学習支援やグループ活動、体験活動を通して支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
34	長期休暇中の子どもの居場所づくり	夏休み等の長期休暇中に子どもたちが安心して過ごせる場所を提供する事業です。	検討	ニーズを把握し、実施に向けた検討を進めます。	子育て支援課
35	小学生の朝の居場所づくり	子どもたちが小学校の始業前の朝の時間に安心して過ごせる場所を提供する事業です。	検討	ニーズを把握し、関係課と連携を取りながら検討を進めます。	子育て支援課 学校教育課

基本施策4 子どもの意見表明と参加の促進

施策の方向

令和5年4月に施行された「こども基本法」には、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を表明する機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、子ども施策の策定等にあたって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務づける規定が設けられています。

自分の気持ちや思いを言葉にして伝えることができるよう、周囲の大人の関わり方の重要性を踏まえつつ、まちづくりや様々な体験活動に参画することを通して、子どもが主体的に意見・考えを発信する機会を拡大するとともに、子どもの権利について理解し、子どもとの信頼関係とコミュニケーションを築いて子どもが意見表明をできるように支援を行います。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
36	体験活動を通した子ども自身の活動の支援	アドベンチャーキャンプを実施し、集団活動や野外活動を通して豊かな心と生きる力を育むとともに、未来の青年リーダーとなる人材を養成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。 生涯学習課
26	[再掲] 放課後子ども教室	放課後に小学校の体育館やコミュニティセンター等を活用し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。 生涯学習課
37	中学生広場・青少年育成大会	中学生が自分の思いや考え方を発表し、主体的に社会と関わる機会を提供する「中学生広場」や、青少年健全育成についての活動を発表して市民の理解を深める「青少年育成大会」を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。 生涯学習課
38	ジュニア・ボランティア・レンジャー(JVR)養成講座	小学3年生から中学3年生を対象に、自然環境の保全意識の高揚と環境リーダー養成を図るための講座を開催する事業です。	継続	継続して事業を実施します。 生涯学習課
39	人権啓発の推進	子どもの人権について、考える機会を持ち一人ひとりを大事にする関わり等を啓発し、人権意識の向上を図る事業です。	継続	継続して事業を実施します。 人権擁護課 ひだまりの家

事業		事業内容	方向性		担当課
40	子どもの権利に関する教育の推進	子どもの年齢に応じた内容で、子どもが自身の権利について学ぶ機会を提供する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	人権擁護課 学校教育課 幼児課
41	子どもの意見表明への支援	社会的擁護の必要な子ども等、様々な状況にある子どもへの支援の方向性を決定する際に、子どもが意見を表明できるように支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
42	子どもの意見表明の機会づくり	子どもにかかわる政策等に意見や考えを表明できる機会づくりを行う事業です。	拡大	子どもの意見の聴取方法とその反映方法について、子育て関連課で理解を深め、実践への留意点や工夫、事例提供を行うことで、意見聴取機会の拡大を図ります。	子育て支援課

2. 基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

評価指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子育てを楽しいと感じることが多いかつらいと感じることが多いかで「楽しいと感じることが多い」と回答した割合	60.9%	65.9%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いる/ある」と回答した割合	93.6%	95.0%
子育て講座の参加者数	791人	908人
市公式ホームページ内の子育てトップページのアクセス数(表示回数) (令和6年度)	1,204回/月	2,450回/月

基本施策1 家庭の子育て力・教育力の向上

施策の方向

親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が減少する一方で、インターネット上に育児情報があふれる現状は、簡単に情報が得られる利便性がある反面、多すぎる情報の中でかえって保護者の不安を増幅させてしまうことにもつながっています。

そのため、本来家庭が中心となって行われるべき子育てに自信が持てないと考える親の増加や子どもが事故や事件に巻き込まれるような安全・安心にかかる育児不安等、子育てに関して不安や負担を感じる保護者は多くなっています。

家庭における子育て力・教育力の向上に向けて保護者が正しい知識を得られる機会を増やすとともに、不安や負担感を低減し、子育てに喜びを感じられるよう、相談・交流の機会の提供、子育てや教育に関する情報発信等、保護者への支援に取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
25 [再掲] 児童館運営事業	18歳未満の子どもを対象に、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、親子の遊びや交流の場の提供、相談事業等を通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
43 子育てサークル等との協働事業	地域における子育て支援活動を推進するため、子育てや保護者に対する支援を目的としたサークル等の育成や、協働事業を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

事業		事業内容	方向性		担当課
44	「おでかけシルバーママ・パパ」の開催(シルバー人材センター事業)	子育て世代を対象に、子育てのストレス軽減を目的として、人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が児童館でふれあいの場を提供する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	商工観光 労政課 子育て支援課
45	子育て講座の開催	育児不安の軽減を図り、子育ての喜びや楽しさを感じて家庭保育の充実につながる講座を開催する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
46	読み聞かせの啓発と情報提供	保護者に向けて、読み聞かせの意義や方法について伝える講座を実施します。また、学校や地域の団体と連携し、読み聞かせや児童書に関する情報提供や活動の支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課 図書館
47	家庭における教育力への支援	「早ね・早起き・朝ごはん」や「子育てのための12か条」等により、家庭教育に対する保護者の意識を高め、地域をあげて子育てを支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課 学校教育課 幼児課 子育て支援課
48	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童およびその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
49	ブックスタート事業	親子が絵本の読み聞かせを通して、楽しく心ふれあう時間を持つきっかけづくりへつなげていくため、4か月健診時に絵本をプレゼントする事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

基本施策2 子どもにかかわる相談体制と情報提供の充実

施策の方向

地域子育て支援センターや児童館で子育てについての相談に応じているほか、各種情報紙や広報、SNS等を用いて情報提供を行っていますが、子育て支援事業を知らない人もおられ、子ども・子育てに関する情報の周知が十分でない状況です。

不安や悩みのある子ども・保護者が身近な場所で気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、子育てに関する情報を必要な人に届けられるよう、様々な機会と多様な媒体を利用した情報提供に取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
7 [再掲] 養育支援訪問事業	妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
50 地域子育て支援センター事業	子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者が気軽に相互の交流を行う場所を提供し、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざして、子育て相談や講座を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
51 家庭児童相談	子育ての悩みや不安を解消するために、相談員が育児不安を抱える家庭の相談に応じる事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
52 子育て相談	保育所、幼稚園、児童館において、子育て中の保護者からの育児や健康についての不安や悩み・疑問等に関して、相談と支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼稚課 子育て支援課 ひだまりの家
53 教育相談	学齢期にある子どもの学習・生活に関わる相談や検査、関係機関の紹介を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
54 子育て情報の収集・発信	子育てに関する制度や育児情報を収集し、広報やホームページ、LINE、母子手帳アプリ、YouTube等を活用し、子育て情報へアクセスしやすい形で発信する事業です。	拡大	様々な媒体を活用し、子育て情報をわかりやすく発信するとともに、内容の充実を図ります。	子育て関連課

基本施策3 保育サービスの充実

施策の方向

共働き家庭の増加に伴い、保護者の就労形態に対応した保育サービスのニーズが高まっています。

待機児童解消に向けた取り組みに加え、一時預かり事業や延長保育等、多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援サービスの提供に取り組むとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設に向けた対応等、様々な事業の充実を図り、保護者のニーズに対応できるよう、必要な事業の質・量両面の確保に取り組みます。

主な事業

事業		事業内容	方向性		担当課
55	保育料の無償化	子育て世帯の負担軽減や教育を受ける機会の確保に取り組むため、3歳から5歳までの子どもの保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0歳から2歳児までの子どもについても住民税非課税世帯を対象に無償化を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
56	待機児童対策	待機児童解消に向けて、保育ニーズの的確な把握に努め、保育施設の整備や保育所・幼稚園のこども園化等を計画的に実施する事業です。	拡大	幼保連携型認定こども園の整備や公立園(保育所・幼稚園)の改修等により、保育ニーズに合わせて定員を見直します。	幼児課
57	一時預かり事業 (幼稚園以外での預かり保育)	保護者の就労や、疾病・出産、子育てからのリフレッシュ等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
58	一時預かり事業 (幼稚園での預かり保育)	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、通常の保育終了後の14時から16時まで引き続き預かる事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
59	延長保育事業	保護者が勤務時間や通勤時間等の事情により、基本の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長して保育を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
60	休日保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育に対する支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課

事業		事業内容	方向性		担当課
61	乳児等通園支援事業 ((仮称)こども誰でも通園制度)	未就園の乳児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠内で通園できる場を設けることで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行う事業です。	新規	令和8年度より市内保育施設にて実施し、利用時間の上限を段階的に拡大することで、利用者のニーズに対応します。	幼児課
62	幼稚園での長期休業中の預かり事業	幼稚園で夏休み等の長期休暇時に、子どもを預けられるようとする事業です。	検討	保育ニーズを把握しながら、実施に向けた検討を進めます。	幼児課

基本施策4 子育て家庭への経済的負担の軽減

施策の方向

子育て家庭への経済的負担の軽減を図っていますが、依然として教育・子育てにかかる経済的負担の支援を望む声は多くなっています。

すべての子ども・子育て家庭が状況に合わせて安心して暮らすことができるよう、引き続き、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組むとともに、制度や事業の対象となる方が漏れなく利用できるよう、情報の発信に取り組みます。

主な事業

事業		事業内容	方向性		担当課
63	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児の治療に要する費用を負担する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
55	[再掲] 保育料の無償化	子育て世帯の負担軽減や教育を受ける機会の確保に取り組むため、3歳から5歳までの子どもの保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0歳から2歳児までの子どもについても住民税非課税世帯を対象に無償化を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
64	児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的に手当を支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
65	児童扶養手当	父または母と生計をともにしている児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進および、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
66	特別児童扶養手当	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課
67	障がい児福祉手当	精神(知的も含む)または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人には手当を支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課

事業		事業内容	方向性		担当課
4	[再掲] 乳幼児福祉医療費助成事業	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	保険年金課
68	ひとり親家庭福祉医療費助成事業	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	保険年金課
69	障がい者(児)福祉医療費助成事業	身体障がい者手帳1~3級、療育手帳重度・中度、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の一部、特別児童扶養手当1級の障がい者(児)を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	保険年金課
70	子ども医療費助成事業	小学生から高校生世代を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に保険診療内の医療費の一部を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	保険年金課
71	育成医療給付事業	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され確実な治療効果が期待できる場合に、必要な医療の給付を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課
72	児童発達支援等の利用料の無償化	3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料の無償化を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課
73	子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金	子育て世帯および若年世帯が空き家バンクの空き家を取得又は賃貸された際のリフォーム補助する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	住宅課
74	赤ちゃんおむつ費用助成事業	1歳未満の乳児の保護者に、おむつ等の購入費用を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

事業		事業内容	方向性		担当課
75	ふたご・みつご出産就学支援助成事業	ふたご・みつごを育てるご家庭に、誕生直後や進学時等、特に負担がかかる時期の子育て費用を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
76	多子世帯への支援	多子世帯の子育てに対する情報提供や経済的負担を軽減するための支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。また、支援が必要な方に適切な情報提供を行うとともに、ニーズを把握し支援の内容について検討していきます。	子育て支援課 幼稚課 学校教育課
77	養育費に関する公正証書等債務名義作成支援補助金	養育費に関する公正証書の作成や裁判所への調停等申立て等、債務名義化にかかる必要な経費を補助する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
78	養育費保証契約保証料支援補助金	養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立替・督促する保証契約に必要な経費を補助する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
79	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が、就労に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関にて就学する際に、その期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供することを目的として、高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金を支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
80	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援するため、ひとり親家庭の親および児童が高卒認定試験の合格をめざす場合に、民間事業者等が実施する対策講座の受講に要する費用の一部を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

事業		事業内容	方向性		担当課
81	自立支援教育訓練 給付金事業	就職を希望するひとり親家庭の親に対して、就職に向けた主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、受講した教育訓練講座に係る費用の一部について、自立支援教育訓練給付金を支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
82	子どもの生活・学習 支援事業	学習支援事業の対象者のうち、ひとり親家庭等の高校3年生の受験料と、高校3年生・中学3年生の模擬試験費用を補助する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

基本施策5 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

施策の方向

障がいや疾病、虐待、貧困、いじめ、不登校等、子どもと子育て家庭を取り巻く課題は多様化・複雑化していることから、多職種・多機関協働による対応とともに切れ目のない伴走型支援が必要となっています。

支援を必要とする子どもや子育て家庭が潜在化せずに、当事者の視点に立って一人ひとりの状況に応じた適切な支援につながるよう、分野を超えた重層的な支援に取り組みます。

主な事業

事業		事業内容	方向性		担当課
83	就労支援の促進	働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導等の支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	商工観光 労政課
84	発達支援事業	発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と家族の安心した子育てのため、園や学校と連携し、発達相談、発達検査、園等への巡回支援による早期把握・早期支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	発達支援課
85	児童発達支援センター事業	就学前の心身の発達に障がいのある子どもまたは疑いのある子どもとその家族に対し、基本的生活習慣の確立やコミュニケーションを育む支援、障がい児相談支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	発達支援課
86	幼児ことばの教室運営事業	保育所・幼稚園・こども園に通園する子どものうち、ことばの遅れやコミュニケーションに課題がある子どもとその家族に対し、個別指導やグループ指導を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	発達支援課
27	[再掲] 放課後等デイサービス、日中一時支援	障がいがある児童に対し、放課後や長期休暇中等に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課
87	特別支援教育就学奨励費の支給	学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を補助する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課

事業		事業内容	方向性		担当課
88	就学支援	就学相談および就学支援を医師・学識経験者、教育行政機関が行い、個々の相談・支援を学校・園で行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課 幼児課
89	ひとり親家庭への相談業務	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に向け、就職の情報提供等を含めた相談を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
90	ひとり親家庭への家事支援	ひとり親家庭で、技能習得のための通学や就職活動等自立促進に必要な場合や、疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
91	就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し、給食費や学用品費等を援助する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
92	(児童生徒支援室事業)小学校へのスクールカウンセラーの派遣	いじめや不登校等の悩みの相談に応じ、助言や援助を行うため、臨床心理士を小学校に派遣する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
93	スクールソーシャルワーカーの学校への配置	課題を抱えた児童生徒に対し、関係機関とネットワークを築き、必要な支援と課題解決に取り組むため、スクールソーシャルワーカーを配置する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
33	[再掲] (児童生徒支援室事業)子ども成長支援教室「あいあい」の設置	不登校や教室に入りづらい子どもたちとその保護者の不安や課題の解決に向けて、学習支援やグループ活動、体験活動を通して支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
94	国際交流協会日本語教室の開催	外国語を母語とする方に生活に必要な日本語を習得できるよう、栗東国際交流協会主催で日本語教室を開催する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	自治振興課
95	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援相談員が生活困窮者の窓口支援や電話相談を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	社会福祉課

事業		事業内容	方向性		担当課
96	生活保護費支給	学力の向上および健やかな学校生活の確保を支援するため、学齢期にある児童生徒が学校教育において必要とする学級費、教材費、課外活動費、給食費等について支給する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	社会福祉課
97	障がい児福祉サービス	障がい児の生活を支援するため、用具の給付や移動支援、相談支援、在宅サービス等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課
31	[再掲] 学習支援事業	経済的に塾等へ行くことができない児童生徒に対し、学校以外の学ぶ場を提供し、学力の向上を支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	社会福祉課
98	ペアレント・トレーニング	発達に偏りがある子どもに、肯定的な注目を向けることで子どもの行動変容を促す保護者研修を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	発達支援課
99	助産施設入所措置事業	経済的な事情により、入院助産を受けることが困難な場合に、指定の助産施設での出産に要する費用の一部または全部を助成する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
100	母子生活支援施設入所措置事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子とその児童(18歳未満)を入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
101	児童扶養手当受給者の就労相談	ひとり親の就労を支援するため、児童扶養手当の受給者が現況届を提出する8月にあわせ、市の庁舎内に、ハローワークの臨時相談窓口を設置し、児童扶養手当受給者に対して、出張ハローワークを実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

事業		事業内容	方向性		担当課
102	重層的支援推進事業	高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野における支援では対応しきれない狭間のニーズに対応するため、既存の地域づくり支援に加えて、属性、世代に拘わらず包括的に相談を受け止め（包括的相談支援）、関係課・関係機関と連携し役割分担や支援の方向性を検討して支援を行う（多機関協働）とともに、自ら支援につながることが難しい人との関係性の構築（アウトリーチ）やニーズに合わせた社会参加の場の拡充（参加支援）に一体的に取り組む事業です。	拡大	個々のニーズに対応できるように、ネットワークや拠点を含めた支援体制の拡充を検討とともに、手法の確立・発展させていきます。	社会福祉課
103	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事および養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。	拡大	多様なニーズに対応できるよう支援体制を整え実施していきます。	こども家庭センター
104	小児慢性特定疾病児童に対する支援	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	障がい福祉課

3. 基本目標3　社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり

評価指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子育てを主に行っているのはどなたかに「父母ともに」と回答した割合	55.3%	58.3%
子育てしやすいまちだと思うかに「そう思う」「まあそう思う」と回答した割合	34.7%	40.7%
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員登録者数	—	213人

基本施策1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向

出産後も育児休業を取得して仕事を継続する母親や父親の育児参加が増加している一方で、依然として子育ての負担が母親に偏っていたり、長時間労働により父親の家事・育児への参加が阻害されていたりする状況が現在も続いています。

誰もが各自のライフステージに応じて、やりがいを持って働き、生活の時間も充実することで人生の満足度を高められるように取り組みます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、事業所への働きかけを行うとともに、子育て世代に向けた啓発等にも取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
105 働き方改革の推進	職業生活や家庭生活および地域活動に男女がともに参画できるよう、事業所に対して、時間外労働の限度や年次有給休暇の確実な取得が図られるための啓発を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	商工観光 労政課
106 男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得を推進するため、事業所および従業員に対して啓発を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	商工観光 労政課
107 男女共同参画の視点による学習の推進	男女共同参画の視点から、ライフステージに応じた学習機会の提供や意識啓発を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	自治振興課
108 男性対象の子育て講座の開催	子育て世代の父親同士が交流できる場を提供するため、子育て講座等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課

基本施策2 地域における多様な子育て支援の充実

施策の方向

共働き家庭が増え、身近に子育ての相談や手伝いをしてもらえる親族がいない子育て家庭もある中で、地域社会全体で子育てを支える意識づくりと支援体制が求められています。

子どもの育ちにおいては、親だけでなく多様な大人との関わりや体験を通じて自我の発達や社会性がはぐくまれることから、地域と連携し、園・学校等における体験活動の実施や、世代間交流の機会づくり等を進め、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりに取り組みます。また、地域で多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援の充実のため、病児保育や住民同士の相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業を新たに取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
50 [再掲] 地域子育て支援センター事業	子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者が気軽に相互の交流を行う場所を提供し、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざして、子育て相談や講座を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
25 [再掲] 児童館運営事業	18歳未満の子どもを対象に、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、親子の遊びや交流の場の提供、相談事業等を通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課
109 病児・病後児保育事業	病気および病気の回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な子どもを、専用施設で一時的に保育する事業です。	拡大	令和7年度より「病後児保育」から「病児・病後児保育」に移行したため、制度について周知するとともに、利用時の申請方法の簡素化等を検討し、積極的な活用につなげます。	子育て支援課
110 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者の病気等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等で一時に養育または保護する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター

事業		事業内容	方向性		担当課
111	高齢者活用子育て支援事業 (シルバー人材センター事業)	<p>シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し、運営を支援する事業です。</p> <p>《生活援助サービス事業》</p> <p>就学前の幼児および就学児童に対する在宅での子守や、産前・産後の家事援助、イベント会場での託児事業です。</p> <p>《シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち》</p> <p>子育てのストレス軽減を目的として、1歳～就学前の子どもを預かる事業です。</p>	継続	継続して事業を実施します。	商工観光 労政課
112	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員登録をし、育児における相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	新規	市の広報やホームページ等や関係機関を通じてサービスを必要とする方への周知を図るほか、事業者と連携しながら、研修等を通して質の高い会員の確保と、会員数増加にむけて取り組みます。	子育て支援課
113	保育所・幼稚園・こども園園庭開放事業	園の施設や人材を活かした地域の子育て支援として、保護者同士の交流の場、子育て相談のできる場につながるよう、未就園の子どもを対象に「遊び場」としての園庭開放を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
114	保育所・幼稚園・こども園地域活動事業	未就園児との交流、高齢者との交流等、地域との交流事業を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	幼児課
44	[再掲] 「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センター事業)	子育て世代を対象に、子育てのストレス軽減を目的として、人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が各児童館でふれあいの場を提供する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	商工観光 労政課 子育て支援課

事業		事業内容	方向性		担当課
115	小学校における体験活動	自然に親しみ、その働きや重要性、自分とのかかわり等についての教養を高めるため、「やまのこ」や「うみのこ」、本市の自然の恵みを生かした体験等、小学校における様々な体験活動を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
116	勤労体験活動	地域と連携した活動を通して、社会性や連帯性等児童生徒の心の育成を図りながら、中学校における勤労体験活動(職場体験)等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
117	親子観察会	幼児から小学生の低学年向けに、身近な生き物や園内に自生する四季折々の見どころを指導員が案内し、観察する楽しさに触れる体験活動を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課
118	図書館における子どもの読書活動の推進	子どもが自由に本を選び、子どもに本の楽しさや本を探すのを手助けるため、レファレンスや読書相談、展示・図書館だより等による図書の紹介、おはなし会等の行事を行います。また、学校や地域の団体と連携し、子どもが読書・図書館に親しむ機会を作るため配本等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	図書館
119	市民活動支援制度の活用促進	子育て事業を展開している市民活動団体へ市民活動支援に関する制度の周知等を行い、制度活用を促進する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	自治振興課
120	社会教育重点事業	未就園児とその保護者を対象に、親子リトミック教室・英語教室・お菓子づくり教室を開催します。また、戦争を知らない子どもたちが、戦争当時の様子の映像を見たり、説明を聴いたりすることで、「平和の大切さ」について学習する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課

事業		事業内容	方向性		担当課
121	スポーツイベントの開催	自然の美しさにふれ、心の豊かさを深め、心身の鍛錬を図るため、くりちゃんファミリーマラソンや耐寒アベック登山大会、栗東駅伝等を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	スポーツ・文化振興課
122	学校体育施設スポーツ開放事業	市民の心身の健全な発達を図るために、学校教育に支障のない範囲で体育施設等を地域住民のスポーツおよびレクリエーション活動に開放する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	スポーツ・文化振興課
123	子ども考古学体験教室	郷土の歴史や考古学に親しんでもらうため、夏休み期間を中心に、勾玉づくりや発掘体験等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	スポーツ・文化振興課
124	博物館教室	小学校3年生の社会科に対応し、栗東歴史民俗博物館の収蔵する民具資料に触れ、体験することを通じて、かつての暮らしぶりや、その移り変わりを体感してもらう体験学習を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	スポーツ・文化振興課
125	インクルーシブスポーツ事業	子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、ともにスポーツを楽しめる環境への整備に向け、軽スポーツやニユースポーツの推進を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	スポーツ・文化振興課

基本施策3 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

施策の方向

子どもの身体的・精神的な発達に深刻な影響を与える児童虐待は、様々な主体が連携し、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

保護者支援の視点も踏まえて、引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて取り組むとともに、配偶者からの暴力(DV)等を根絶するための社会意識づくりや被害者支援の充実、地域において子どもが安心・安全に過ごせるように地域の防犯連携や交通安全の啓発に取り組みます。

主な事業

事業	事業内容	方向性		担当課
126 要保護児童対策地域協議会	多機関が連携し、支援対象児童の早期発見や適切な保護を図るための必要な情報交換および要保護児童等に対する支援内容に関する会議を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
127 未就園児等全戸訪問事業	転入家庭を中心に未就園児や福祉サービスを利用していない地域の目が届きにくい在宅児がいる家庭を訪問する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
128 配偶者等からの暴力(DV)に対する相談事業	配偶者等からの暴力(DV)と児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、DVに対する相談と DV 防止に向けた啓発を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	子育て支援課 自治振興課
129 学校問題行動対策連絡会議(SPAC)	全国的に児童生徒による学校内の問題行動が増加していることから、問題行動と当事者への対応を協議し解決につなげるため、学校・地域・子ども家庭相談センター・警察・教育委員会・市福祉関係部署で連携会議を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課
130 公園の整備および広場や児童遊園遊具設置補助の推進	子どもから大人まで安心して遊べる公園の整備や児童遊園遊具設置の補助を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	都市計画課 健康運動公園整備事業推進課

事業		事業内容	方向性		担当課
131	非行防止活動	小学4年生を対象に、学校で少年センター・草津警察署・少年補導委員会が協働して初発型非行防止を啓発し、青少年の非行や不良行為の未然防止のため、街頭パトロールを実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課
132	少年対策	少年自身や保護者、関係者から非行や立ち直り等に関する相談に対応し、必要に応じて専門機関につなぎます。また、指導員を中心にして、非行傾向のある無職少年の自立支援をめざして、就労や就学に向けた相談・支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	生涯学習課
133	交通安全啓発	子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・危険回避等の知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施する事業です。	継続	継続して事業を実施します。	土木交通課
134	通学路等の安全確保	小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、状況の把握、合同点検の実施により、児童生徒の登下校時の安全を確保します。通学路上および通学路に面する箇所の宅地等の開発事業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	学校教育課 教育総務課 幼稚課 土木交通課
135	犯罪のない明るいまちづくり	市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための取り組みを行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	危機管理課

第6章

量の見込みと確保方策

1. 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。本市では、放課後児童健全育成事業は小学校区、その他事業は1圏域（全市）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備を進めます。

教育・保育		区域名
(1)	1号認定（3～5歳児・教育）	全市
(2)	2号認定（3～5歳児・保育）	全市
(3)-1 (3)-2 (3)-3	3号認定（0～2歳児・保育）	全市

地域子ども・子育て支援事業		区域名
(1)	延長保育事業	全市
(2)-1	一時預かり事業（幼稚園型）	全市
(2)-2	一時預かり事業（幼稚園型以外）	全市
(3)-1	放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区
(3)-2	学童保育所と放課後こども教室の一体的または連携による取り組み	
(4)	地域子育て支援拠点事業	全市
(5)	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	全市
(6)	病児・病後児保育事業	全市
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全市
(8)	妊婦に対する健康診査	全市
(9)	乳児家庭全戸訪問事業	全市
(10)	養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	全市
(11)	利用者支援事業	全市
(12)	実費徴収にかかる補足給付事業	全市

地域子ども・子育て支援事業		区域名
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市
(14)	子育て世帯訪問支援事業	全市
(15)	児童育成支援拠点事業	全市
(16)	親子関係形成支援事業	全市
(17)	産後ケア事業	全市
(18)	妊婦等包括相談支援事業	全市
(19)	乳児等通園支援事業 ((仮称)こども誰でも通園制度)	全市

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定〔3～5歳児〕(教育)

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労等）および、保育の必要性はあるが幼稚園教育を希望する子どもに対し、就学前教育を実施します。
現在の実施状況	公立幼稚園 6園（治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、大宝西） 公立こども園 2園（金勝、大宝） 法人立こども園 1園（大宝カナリヤ）
量の見込み 算出方法	推計児童数から2号認定見込み数を除き算出

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	987	940	914	886	875	
確保方策	人	1,198	1,093	1,063	958	958	
実績	(入園申込者数)	人	1,082	934	872	787	714
	(4月1日の園児数)	人	1,082	934	872	787	714
令和5年3月：大宝幼稚園分園を閉園 大宝カナリヤ保育園を幼保連携型こども園へ移行							
令和6年4月：大宝幼稚園を幼稚園型こども園（大宝こども園）へ移行 金勝幼稚園を幼保連携型こども園（金勝こども園）へ移行							

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み ※2号認定の教育ニーズを含む	人	711	674	627	608	585	
B 確保方策	人	1,260	1,000	1,000	985	985	
B-A	人	549	326	373	377	400	
確保方策の内容		幼稚園利用ニーズに対し、市内に設置された幼稚園およびこども園において対応することを想定しています。 また、利用児童数の変化に対応し、公立幼稚園のこども園化による定員の見直しや法人立のこども園の開園等も含め取り組みます。 令和8年4月：法人立こども園の開園 令和10年4月：治田保育園を法人立の幼保連携型こども園へ移行					

(2) 2号認定〔3～5歳児〕(保育)

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労等）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	公立保育所 7園（治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、金勝第二、大宝西） 公立こども園 2園（金勝、大宝） 法人立保育所 8園（こだま、グランマの家、こだまふれんど、治田西カナリヤ 第三、栗東くじら、HOPPA 栗東下鈎、ももか、しもまがりゆず のき） 法人立こども園 1園（大宝カナリヤ）
量の見込み 算出方法	推計児童数に申込率を乗じ、子どものいる共働き世帯数の推移の伸びを見込んで算出

■第2期計画における実績

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	1,070	1,065	1,082	1,097	1,132	
確保方策	人	1,121	1,166	1,387	1,387	1,465	
実績	(入園申込者数)	人	1,037	1,085	1,098	1,135	1,165
	(4月1日の園児数)	人	1,023	1,070	1,096	1,129	1,144
令和2年4月：HOPPA 栗東下鈎開園							
令和3年4月：ももか保育園開園							
令和4年4月：しもまがりゆずのき保育園開園							
令和5年3月：大宝カナリヤ保育園を幼保連携型こども園へ移行							
令和6年4月：金勝第一保育園を幼保連携型こども園（金勝こども園）へ移行							

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	人	1,218	1,192	1,152	1,154	1,161	
B 確保方策	人	1,302	1,411	1,411	1,439	1,439	
B - A	人	84	219	259	285	278	
確保方策の内容		保育所利用ニーズに対し、市内に設置された保育所および認定こども園において対応することを想定しています。 また、利用児童数の変化に対応し、公立保育所のこども園化による定員の見直しや法人立のこども園の開園等も含め取り組みます。 令和8年4月：法人立こども園の開園 令和10年4月：治田保育園を法人立の幼保連携型こども園へ移行					

(3) -1 3号認定〔0歳児〕

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労等）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	公立保育園 7園（治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、金勝第二、大宝西） 公立認定こども園 1園（金勝） 法人立保育園 9園（こだま、グランマの家、こだまふれんど、こだま乳児、治田西カナリヤ第三、栗東くじら、HOPPA 栗東下鈎、ももか、しもまがりゆずのき） 法人立認定こども園 1園（大宝カナリヤ） 地域型保育施設 8園（なないろ、栗東くじら小規模、HOPPA 栗東駅前園、治田くじら小規模、ぱれっと園～たかの～、ニチイキッズ栗東中沢、ぱれっと園～おがき～、家庭的保育の家ふわり）
量の見込み 算出方法	推計児童数に申込率を乗じ、子どものいる共働き世帯数の推移の伸びを見込んで算出

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	125	134	143	152	161	
確保方策	人	133	148	166	178	184	
実績	(入園申込者数)	人	116	123	107	116	120
	(4月1日の園児数)	人	105	110	97	99	82
令和2年4月：HOPPA栗東下鈎開園 令和2年10月：ぱれっと園～おがき～開園、ニチイキッズ栗東中沢園開園 令和3年4月：ももか保育園開園 令和4年4月：しもまがりゆずのき保育園開園 令和5年3月：大宝カナリヤ保育園を幼保連携型こども園へ移行 令和6年4月：金勝第一保育園を幼保連携型こども園（金勝こども園）へ移行							

■第3期計画における量の見込みと確保方策

単位	実施時期						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
A 量の見込み	人	126	130	134	139	144	
B 確保方策	人	176	173	173	170	170	
B-A	人	50	43	39	31	26	
確保方策の内容	保育所利用ニーズに対し、市内に設置された保育所およびこども園において対応することを想定しています。 また、利用児童数の変化に対応し、公立保育所のこども園化による定員の見直しや法人立のこども園の開園等も含め取り組みます。 令和8年4月：法人立こども園の開園 令和10年4月：治田保育園を法人立の幼保連携型こども園へ移行						

(3) -2 3号認定〔1歳児〕

事業の概要	1歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労等）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	公立保育園 7園（治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、金勝第二、大宝西） 公立認定こども園 1園（金勝） 法人立保育園 9園（こだま、グランマの家、こだまふれんど、こだま乳児、治田西カナリヤ第三、栗東くじら、HOPPA 栗東下鈎、ももか、しもまがりゆずのき） 法人立認定こども園 1園（大宝カナリヤ） 地域型保育施設 8園（なないろ、栗東くじら小規模、HOPPA 栗東駅前園、治田くじら小規模、ぱれっと園～たかの～、ニチイキッズ栗東中沢、ぱれっと園～おがき～、家庭的保育の家ふわり）
量の見込み 算出方法	推計児童数に申込率を乗じ、子どものいる共働き世帯数の推移の伸びを見込んで算出

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	328	345	366	379	393	
確保方策	人	276	294	342	354	372	
実績	(入園申込者数)	人	312	316	325	357	394
	(4月1日の園児数)	人	254	282	307	291	318

令和2年4月：HOPPA栗東下鈎開園

令和2年10月：ぱれっと園～おがき～開園、ニチイキッズ栗東中沢園開園

令和3年4月：ももか保育園開園

令和4年4月：しもまがりゆずのき保育園開園

令和5年3月：大宝カナリヤ保育園を幼保連携型こども園へ移行

令和6年4月：金勝第一保育園を幼保連携型こども園（金勝こども園）へ移行

■第3期計画における量の見込みと確保方策

確保方策の内容	単位	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人	374	403	404	405	408
B 確保方策	人	350	385	385	387	387
B-A	人	△ 24	△ 18	△ 19	△ 18	△ 21
		保育所利用ニーズに対し、市内に設置された保育所およびこども園において対応することを想定しています。 また、利用児童数の増加に対応し、公立保育所のこども園化による定員の見直しや法人立のこども園の開園等も含め取り組みます。 令和8年4月：法人立こども園の開園 令和10年4月：治田保育園を法人立の幼保連携型こども園へ移行				

(3) -3 3号認定〔2歳児〕

事業の概要	2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労等）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	<p>公立保育園 7園（治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、金勝第二、大宝西）</p> <p>公立認定こども園 1園（金勝）</p> <p>法人立保育園 9園（こだま、グランマの家、こだまふれんど、こだま乳児、治田西カナリヤ第三、栗東くじら、HOPPA 栗東下鈎、ももか、しもまがりゆずのき）</p> <p>法人立認定こども園 1園（大宝カナリヤ）</p> <p>地域型保育施設 8園（なないろ、栗東くじら小規模、HOPPA 栗東駅前園、治田くじら小規模、ぱれっと園～たかの～、ニチイキッズ栗東中沢、ぱれっと園～おがき～、家庭的保育の家ふわり）</p>
量の見込み 算出方法	推計児童数に申込率を乗じ、子どものいる共働き世帯数の推移の伸びを見込んで算出

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	311	325	351	365	377	
確保方策	人	316	336	384	398	416	
実績	(入園申込者数)	人	332	310	338	366	359
	(4月1日の園児数)	人	317	301	332	345	335

令和2年4月：HOPPA栗東下鈎開園

令和2年10月：ぱれっと園～おがき～開園、ニチイキッズ栗東中沢園開園

令和3年4月：ももか保育園開園

令和4年4月：しもまがりゆずのき保育園開園

令和5年3月：大宝カナリヤ保育園を幼保連携型こども園へ移行

令和6年4月：金勝第一保育園を幼保連携型こども園（金勝こども園）へ移行

■第3期計画における量の見込みと確保方策

単位	実施時期					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
A 量の見込み	人	396	372	401	401	
B 確保方策	人	394	440	440	439	
B-A	人	△2	68	39	38	
確保方策の内容		<p>保育所利用ニーズに対し、市内に設置された保育所およびこども園において対応することを想定しています。</p> <p>また、利用児童数の増加に対応し、公立保育所のこども園化による定員の見直しや法人立のこども園の開園等も含め取り組みます。</p> <p>令和8年4月：法人立こども園の開園</p> <p>令和10年4月：治田保育園を法人立の幼保連携型こども園へ移行</p>				

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

事業の概要	保護者が勤務時間や通勤時間等の事情により、基本の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長して保育を実施する事業です。
現在の実施状況	法人立保育所 9園（こだま、グランマの家、こだまふれんど、治田西カナリヤ第三、こだま乳児、栗東くじら、HOPPA 栗東下鈎、ももか、しもまがりゆずのき） 法人立認定こども園 1園（大宝カナリヤ） 地域型保育施設 6園（栗東くじら小規模、HOPPA 栗東駅前園、治田くじら小規模、ぱれっと園～たかの～、ニチイキッズ栗東中沢、ぱれっと園～おがき～）
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	351	366	380	393	405
確保方策	人	351	366	380	393	405
実績（年度末）	人	359	258	200	219	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人	235	233	232	233	235
B 確保方策	人	235	233	232	233	235
B - A	人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保護者の就労時間の変化に合わせ、長時間の保育ニーズに対応するため、開所時間を延長して保育を実施することを想定しています。また、保護者の就労時間等に対応し、実施園の拡大に取り組みます。					

(2) - 1 一時預かり事業（幼稚園型）

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、通常の保育終了後の 14 時から 16 時まで引き続き預かる事業です。
現在の実施状況	公立幼稚園 6 園（治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、大宝西） 公立認定こども園 2 園（金勝、大宝）
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人	12,193	11,892	11,838	11,762	11,903
確保方策	延べ人	12,193	11,892	11,838	11,762	11,903
実績（年度末）	延べ人	9,488	9,087	7,601	8,044	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	延べ人	7,267	6,889	6,409	6,214	5,979
B 確保方策	延べ人	7,267	6,889	6,409	6,214	5,979
B - A	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保護者の一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施します。					

(2) -2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。
現在の実施状況	法人立保育所 3園 (グランマの家・こだまふれんど<休止中>・大宝カナリヤ<休止中>)
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人	279	291	302	312	321
確保方策	延べ人	279	291	302	312	321
実績(年度末)	延べ人	56	54	54	116	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み（延べ人数）	延べ人	100	114	130	142	155
B 確保方策（延べ人数）	延べ人	100	114	130	142	155
B - A	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	家庭で一時的に保育が困難となった家庭のニーズに対応するため、一時預かりを実施します。 また、実施園の拡大に取り組みます。					

(3) - 1 放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業の概要	就労等により昼間家庭に保護者等がいない小学生に対して、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。
現在の実施状況	公設学童保育所 10 クラブ(9小学校区に9カ所)(社会福祉協議会へ指定管理委託) 民設学童保育所 11 クラブ(7小学校区に11カ所)(こだまクラブ、大宝こだまクラブ、治田くじら、治田東くじら、葉山くじら、葉山東くじら、治田西くじら、治田くじら ANNEX、治田東くじら ANNEX、KIDS GARDEN(治田)、三楽キッズクラブ大宝)
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

[市全体]

■第2期計画における実績

市全体		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	人	232	247	247	265	259
	2年生	人	211	221	233	232	248
	3年生	人	191	199	208	218	216
	4年生	人	152	156	162	166	174
	5年生	人	75	97	104	102	106
	6年生	人	43	40	52	59	53
	合計	人	904	960	1,006	1,042	1,056
確保方策		人	1,031	1,109	1,169	1,169	1,227
実績 (4月1日 現在)	1年生	人	229	245	280	278	293
	2年生	人	212	200	225	267	274
	3年生	人	177	181	172	207	245
	4年生	人	149	127	150	121	156
	5年生	人	89	86	81	82	90
	6年生	人	55	33	44	50	36
	合計	人	911	872	952	1,005	1,094
令和2年4月：民設学童保育所2クラブ開所（治田くじら、治田東くじら） 令和3年4月：民設学童保育所2クラブ開所（葉山くじら、葉山東くじら） 令和5年4月：民設学童保育所2クラブ開所（治田西くじら、KIDS GARDEN(治田)） 令和6年4月：民設学童保育所3クラブ開所（治田くじら ANNEX、治田東くじら ANNEX、三楽キッズクラブ大宝）							

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1年生	人	294	307	316	319	331
	2年生	人	273	274	286	295	298
	3年生	人	243	243	243	254	262
	4年生	人	184	183	182	183	191
	5年生	人	98	115	114	114	115
	6年生	人	44	47	56	55	55
	合計	人	1,136	1,169	1,197	1,220	1,252
B 確保方策	人	1,278	1,335	1,335	1,335	1,335	
B - A	人	142	166	138	115	83	
確保方策の内容	学童保育所利用ニーズに対し、市内に設置された学童保育所において対応することを想定しています。また、定員超過が見込まれる小学校区については施設整備や他の公共施設の活用、一時的な弾力運用等も含め取り組みます。						

小学校区別の内訳

[金勝小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	16	18	18	18	18
	2年生	人	16	17	19	19	19
	3年生	人	17	16	17	19	19
	4年生	人	12	14	13	14	16
	5年生	人	9	11	12	11	12
	6年生	人	6	8	9	10	10
	合計	人	76	84	88	91	94
B 確保方策		人	59	59	59	59	59
B-A		人	△ 17	△ 25	△ 29	△ 32	△ 35

[葉山小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	20	24	25	26	27
	2年生	人	23	19	23	24	25
	3年生	人	13	20	16	20	21
	4年生	人	13	10	15	12	15
	5年生	人	9	7	5	8	7
	6年生	人	3	4	3	2	3
	合計	人	81	84	87	92	98
B 確保方策		人	81	81	81	81	81
B-A		人	0	△ 3	△ 6	△ 11	△ 17

[葉山東小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	39	36	36	35	34
	2年生	人	39	34	32	31	31
	3年生	人	34	35	31	29	28
	4年生	人	23	26	27	24	22
	5年生	人	14	13	15	16	14
	6年生	人	1	1	1	1	1
	合計	人	150	145	142	136	130
B 確保方策		人	158	158	158	158	158
B-A		人	8	13	16	22	28

[治田小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	74	76	83	88	97
	2年生	人	65	70	71	79	84
	3年生	人	58	60	63	64	71
	4年生	人	36	42	42	44	44
	5年生	人	15	22	25	25	27
	6年生	人	3	4	6	8	8
	合計	人	251	274	290	308	331
B 確保方策		人	250	307	307	307	307
B-A		人	△ 1	33	17	△ 1	△ 24

[治田東小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	27	27	27	27	27
	2年生	人	22	23	23	23	23
	3年生	人	17	17	17	17	17
	4年生	人	14	12	12	13	13
	5年生	人	7	9	7	7	8
	6年生	人	1	7	7	7	7
	合計	人	88	95	93	94	95
B 確保方策		人	124	124	124	124	124
B-A		人	36	29	31	30	29

[治田西小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	34	38	39	40	42
	2年生	人	34	31	34	35	35
	3年生	人	28	31	28	31	32
	4年生	人	22	18	20	19	21
	5年生	人	12	15	13	15	13
	6年生	人	8	7	9	7	8
	合計	人	138	140	143	147	151
B 確保方策		人	179	179	179	179	179
B-A		人	41	39	36	32	28

[大宝小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	32	35	34	33	33
	2年生	人	31	29	32	31	30
	3年生	人	31	27	27	28	27
	4年生	人	27	26	23	22	24
	5年生	人	14	17	17	15	14
	6年生	人	10	6	9	8	8
	合計	人	145	140	142	137	136
B 確保方策		人	178	178	178	178	178
B-A		人	33	38	36	41	42

[大宝東小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	31	28	29	27	27
	2年生	人	22	32	29	30	28
	3年生	人	31	19	28	26	27
	4年生	人	20	25	16	23	21
	5年生	人	11	10	13	8	12
	6年生	人	5	6	5	8	4
	合計	人	120	120	120	122	119
B 確保方策		人	155	155	155	155	155
B-A		人	35	35	35	33	36

[大宝西小学校区]

		単位	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1年生	人	21	25	25	25	26
	2年生	人	21	19	23	23	23
	3年生	人	14	18	16	20	20
	4年生	人	17	10	14	12	15
	5年生	人	7	11	7	9	8
	6年生	人	7	4	7	4	6
	合計	人	87	87	92	93	98
B 確保方策		人	9	94	94	94	94
B-A		人	7	7	2	1	△ 4

(3) -2 学童保育所と放課後こども教室の一体的または連携による取り組み

放課後 子ども教室	現在の 実施状況	8 小学校区（葉山除く）
	活動の内容	小学校の体育館等を利用して、放課後に子どもが安心・安全に活動できる居場所を設け、軽スポーツや伝承遊び等、地域のボランティアスタッフの協力のもと小学生を対象に週 1 回程度実施します。
	令和 11 年度まで の実施計画	全小学校区
第 3 期計画における 学童保育と放課後子ども教室の 連携による取り組み内容		学童保育と放課後子ども教室の支援員同士が協力する体制整備を図りながら、放課後子ども教室と学童保育所を利用する児童が交流する機会づくりに取り組みます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者が気軽に相互の交流を行う場所を提供し、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざして、子育て相談や講座を行う事業です。
現在の実施状況	3か所（地域子育て包括支援センター、子育て支援センター金勝、子育て支援センター治田東） 参考：児童館9館（金勝、治田、治田西、治田東、葉山、葉山東、大宝、大宝西、大宝東）
量の見込み 算出方法	実績を基に算出 ※第2期では子育て支援センター3か所が所在する児童館3館の利用者数を見込み、第3期では子育て支援センター事業（講座・相談等）の利用者数のみを見込むため算出数値が異なります。

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	延べ人	56,604	57,468	57,912	57,900	57,828	
確保方策	利用延べ人数	延べ人	56,604	57,468	57,912	57,900	57,828
	実施か所数	か所	3	3	3	3	3
実績（年度末）		延べ人	20,211	28,600	32,512	38,859	-
		か所	3	3	3	3	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（延べ人数）	延べ人	1,426	1,398	1,375	1,362	1,351	
B 確保方策	利用延べ人数	延べ人	1,426	1,398	1,375	1,362	1,351
	実施か所数	か所	3	3	3	3	3
参考(9児童館利用見込)		延べ人	84,565	82,405	80,647	79,233	78,367
B-A			0	0	0	0	0
確保方策の内容		地域子育て支援センターにおいて、交流の場の提供や子育て相談、講座等の実施を想定しています。					

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業の概要	保護者の病気等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等で一時的に養育または保護する事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ）、夜間養護等事業（トワイライトステイ））です。
現在の実施状況	1か所（社会福祉法人ひかり会児童養護施設 守山学園（業務委託契約））
量の見込み 算出方法	基礎調査を基に算出

■第2期計画における実績

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（延べ人数）	延べ人	49	49	49	49	49	49
確保方策	利用延べ人数	延べ人	49	49	49	49	49
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
実績（年度末）		延べ人	6	0	40	0	-
		か所	1	1	1	1	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み（延べ人数）	延べ人	26	26	25	25	25	25
B 確保方策	利用延べ人数	延べ人	26	26	25	25	25
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
B - A	延べ人	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容			社会福祉法人との委託契約により、一時的に養育または保護を必要とする子どもの受け入れを想定しています。				

(6) 病児・病後児保育事業

事業の概要	病気および病気の回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な子どもを、専用施設で一時的に保育する事業です。
現在の実施状況	1か所（きづきクリニックチャイルドハウス（病後児対応型）） 開所日数…240日 1日の定員…2人
量の見込み 算出方法	実績を基に算出 ※第2期では病後児保育数のみを見込み、第3期では病児・病後児保育数を見込むため算出数値が異なります。

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	延べ人		251	251	251	251	251
確保方策	利用延べ人数	延べ人	480	480	480	480	480
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
実績（年度末）		延べ人	43	147	188	262	-
		か所	1	1	1	1	1

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（延べ人数）	延べ人	454	451	449	451	454	
B 確保方策	利用延べ人数	延べ人	480	480	480	480	480
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
B - A		延べ人	26	29	31	29	25
確保方策の内容			民間事業者への委託事業により、市内事業所において病児および病後児が必要な子どもの受け入れを想定しています。				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、育児における相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
現在の実施状況	令和7年度からの開始事業
量の見込み 算出方法	基礎調査を基に算出

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	延べ人	206	403	591	773	950
B 確保方策	延べ人	206	403	591	773	950
B - A	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	民間事業者への委託事業により、依頼会員と提供会員の登録に向けた周知と募集を実施することを想定しています。また、事業者との連携により、研修等を通じた質の高い提供会員の確保に向けて取り組みます。					

(8) 妊婦に対する健康診査

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成し、妊婦の健康管理を図る事業です。
現在の実施状況	14回の費用を助成（多胎妊娠の場合は19回）
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	妊婦数	人	1,423	1,426	1,438	1,442	1,450
	受診回数	延べ回	10,530	10,553	10,642	10,671	10,730
実績（年度末）	妊婦数	人	1,345	1,266	1,262	1,178	-
	受診回数	延べ回	9,791	9,324	9,593	8,440	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	妊婦数	人	1,134	1,120	1,111	1,103	1,095
	受診回数	延べ回	8,167	8,065	7,997	7,940	7,884
確保方策の内容			妊婦の健康管理に向け、必要に応じて県内外の医療機関にて健康診査を行い、その費用を助成することを想定しています。				

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握し、養育の相談や援助を行う事業です。
現在の実施状況	在宅助産師およびこども家庭センターの助産師または保健師による訪問
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	837	839	846	848	853
実績（年度末）	人	562	576	556	692	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み（延べ人数）	人	722	713	707	702	697
確保方策の内容	養育の相談や援助が必要な方への支援につなげられるよう、在宅助産師およびこども家庭センターの助産師または保健師による訪問を実施することを想定しています。					

(10) 養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行う事業です。また、不適切な養育状態にある家庭等に対し、家庭児童相談員等が訪問し、相談支援を行う事業です。
現在の実施状況	(母子保健) 保健師による訪問 (児童福祉) 家庭児童相談員・訪問支援員による訪問
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	119	118	118	117	116
実績（年度末）	人	198	232	318	450	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	人	426	418	410	404	398
確保方策の内容	保健師、家庭児童相談員、訪問支援員による訪問を実施することを想定しています。					

(11) 利用者支援事業

事業の概要	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように必要な支援を行う事業です。 ＜こども家庭センター型＞ 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行う事業です。 ＜その他＞ 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行う事業です。
現在の実施状況	＜こども家庭センター型＞ こども家庭センターにおいて実施。 ＜その他＞ 幼児課、子育て支援課、子育て支援センター（3か所）において実施。
量の見込み 算出方法	実績を基に算出

■第2期計画における実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	その他	か所	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	その他	か所	1	1	1	1	1
実績	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	-
	その他	か所	1	1	1	1	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	その他	か所	1	1	1	1	1
B 確保方策	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	その他	か所	1	1	1	1	1
B - A		か所	0	0	0	0	0
確保方策の内容			＜こども家庭センター型＞ こども家庭センターにおいて、母子保健や育児に関する相談支援等を実施することを想定しています。 ＜その他＞ 幼児課、子育て支援課、子育て支援センター（3か所）が連携し、利用者への情報提供や相談、助言等を実施することを想定しています。 また、今後の体制については、国・県の動向を踏まえ、基本型や特定型の実施に向けた体制強化についての検討に取り組みます。				

(12) 実費徴収にかかる補足給付事業

事業の概要	世帯の所得状況等を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。
第3期計画における取り組み内容	経済的負担の軽減のため、世帯の所得状況等を勘案して定める基準に基づき、必要な助成を実施することを想定しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。
第3期計画における取り組み内容	新規参入する事業者に対して、保育士等による巡回支援を実施することを想定しています。また、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付することを想定しています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事および養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。
現在の実施状況	1か所（田中ケアサービス株式会社栗東支援センター）※令和6年3月より開始
量の見込み 算出方法	実績見込を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人	-	-	-	-	-
確保方策	延べ人	-	-	-	-	-
実績（年度末）	延べ人	-	-	-	-	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	延べ人	81	91	103	116	131
B 確保方策	延べ人	81	91	103	116	131
B - A	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	民間事業者への委託事業により、対象世帯へ訪問し、子育ての情報提供や家事支援等を実施することを想定しています。 また、利用世帯の養育環境の改善支援に対応できるよう受託する登録事業者の拡充に取り組みます。					

(15) 児童育成支援拠点事業

事業の概要	養育環境等に関する課題を抱える児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談および関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。
現在の実施状況	1か所（株式会社阿吽　あうんキッズ栗東）※令和6年3月より開始
量の見込み 算出方法	実績見込を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	-	-	-	-	-
確保方策	人	-	-	-	-	-
実績（年度末）	人	-	-	-	-	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	人	11	13	15	17	19
B 確保方策	人	11	13	15	17	19
B - A	人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	民間事業者への委託事業により、子どもの居場所を開設し、関係機関との連絡調整を図りながら、児童や保護者へ情報提供や相談等を実施することを想定しています。 また、支援対象者の状況や希望に応じた支援ができるように、学校をはじめとした関係機関や家庭と連携に取り組みます。					

(16) 親子関係形成支援事業

事業の概要	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童およびその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。
現在の実施状況	令和6年度から開始
量の見込み 算出方法	実績見込を基に算出

■第2期計画における実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	-	-	-	-	-
確保方策	人	-	-	-	-	-
実績（年度末）	人	-	-	-	-	-

■第3期計画における量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人	11	12	14	16	18
B 確保方策	人	11	12	14	16	18
B - A	人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	民間事業者への委託事業により、児童や保護者に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供や相談等を実施することを想定しています。 また、受講者が参加しやすく、受講の敬遠や中斷がないようにプログラムを組み立てて取り組みます。					

(17) 産後ケア事業

事業の概要	産後安心した子育てができる目的を以て、産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の必要な支援を行う事業です。
現在の実施状況	令和7年度から開始（※既存事業をベースに開始）
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を基に算出

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	宿泊型	延べ人	65	63	63	63	62
	デイサービス型	延べ人	26	25	25	25	25
	訪問型	延べ人	4	4	4	4	4
	合計	延べ人	95	93	93	92	91
確保方策の内容			助産師や保健師が利用希望者と面談し、滋賀県内の医療機関等への委託により、産後の母子へのケアやサポートができるよう、宿泊型、デイサービス型、居宅訪問（アウトリーチ）型で実施することを想定しています。				

(18) 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の事業です。
現在の実施状況	令和7年度から開始（※既存事業をベースに開始）
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を基に、実績を見込んで算出

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	妊娠届出数	人	780	770	764	758	753
	1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回	1,586	1,566	1,554	1,542	1,532
確保方策の内容			1組あたり3回の面談を保健師、助産師等の専門職で実施することを想定しています。				

(19) 乳児等通園支援事業 ((仮称)こども誰でも通園制度)

事業の概要	未就園の乳児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠内で通園できる場を設けることで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行う事業です。
現在の実施状況	令和8年度から開始
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を基に算出

■第3期計画における量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0歳児	人	11	10	10	32	32
	1歳児	人	5	5	5	16	15
	2歳児	人	5	5	5	14	14
B 確保方策	0歳児	人	0	10	10	32	32
	1歳児	人	0	5	5	16	16
	2歳児	人	0	5	5	14	14
B-A	0歳児	人	△ 11	0	0	0	0
	1歳児	人	△ 5	0	0	0	1
	2歳児	人	△ 5	0	0	0	0
確保方策の内容		市内保育施設において実施することを想定しています。 また、利用時間の上限等については段階的に拡大することで、利用者のニーズへの対応に取り組みます。					

4. 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

本市では、平成 15 年度より、多様化する保育ニーズや地域への子育て支援に対応するため、保育所と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合システムを構築し、幼稚園の設置等による混合保育、交流保育を実施してきました。さらに平成 22 年度より就学前の一貫した教育・保育をめざして「すくすく育つ りっとう子 保育教育課程」を作成し、市内の保育士・幼稚園教諭が同じ保育観で教育・保育を提供できるように取り組んでいます。

そのような中、近年、保護者の就労形態の変化に伴い、低年齢児からの保育ニーズの増加や幼稚園への入園児数の減少が生じる状況にあることから、教育・保育それぞれの状況変化に対応するため、公立・法人立ともに認定こども園化を推進しており、第 2 期計画期間中に、幼稚園 2 園、保育所 2 園が認定こども園に移行しました。

今後の保育需要への対応とともに将来的な就学前人口の減少も見据えて、保護者の就労状況が変化しても子どもが通い続けられる等、子どもにとってよりよい教育・保育環境の確保を行うために認定こども園化を推進します。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進体制について

①幼稚園教諭や保育士等の人材の確保

質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、幼稚園教諭や保育士を確保することが必要です。

人材確保および就業の総合的な推進に向けた保育士の就業継続のための環境づくりとして、ICT 整備による保育士の負担軽減や潜在保育士の再就職を促進するための支援を行います。

②質の高い教育・保育の提供と幼稚園教諭や保育士等の資質向上

就学前教育・保育にかかわるすべての教諭・保育士等が、乳幼児期における学びの特徴と乳幼児期の教育に必要なことを理解して、子ども一人ひとりの育ちをとらえた教育・保育を実践することで、幼児期に育みたい資質・能力が育まれるよう、集合研修だけでなく多様な研修・研究機会を提供して専門性の向上に努めます。

幼稚園教育要領・保育所保育指針等において、就学前教育・保育施設の違いにかかわらず共通化されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と、乳幼児期における環境を通した総合的な指導と子どもの学びの実現をめざして、幼稚園・保育所・こども園での公開保育等の開催により、職員の資質向上に努めます。

また、特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育にかかる専門性の向上のほか、虐待やアレルギー等、子どもの安全にかかわる知識も求められるため、これらに対応する研修やアドバイ

ザーの派遣を実施し、人権尊重に根ざした教育・保育を進めます。

さらに、教育・保育の内容、子育て支援等に関する全体計画を作成し、その実施状況の評価と改善、実施に必要な体制を確保すること等を通して、教育・保育の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の導入に努めます。

③幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携

就学前施設において実践されている「遊びを中心とした学び」を、小学校において幼児期からの発達の連續性を考慮した学習に接続できるよう、架け橋期¹のカリキュラムの作成に向け、滋賀県「学びをつなぐ幼保小架け橋ガイドブック」を活用して校種を超えた合同研修等を推進します。

④地域の子育て支援の役割と連携

家庭で保育を行う保護者を含めてすべての子育て家庭のニーズに対応して、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援体制、保護者に寄り添う相談対応や適切な情報提供、子育て家族が気軽に集い・交流する場の提供、安全・安心な子育て環境、地域との交流と地域における子育て支援活動等、幅広い主体による多様な子育て支援を実現して、子どもと保護者を見守り・支える地域社会づくりを推進します。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮について

外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等の増加により、国では「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」を作成されています。就学前教育・保育では、子ども一人ひとりの発達の特性に応じた指導を基本としていることから、こうした手引きを参照しつつ、子どものもつ生活習慣や家庭環境等を踏まえることが前提となります。

保育者に対して、子どもの生活習慣や文化的背景、家庭の教育方針等の違いを理解しようとする姿勢を保ち、その子どもが安心感をもち、自己を発揮できたり、触れ合いの中で自然に日本語や日本の生活習慣に触れたりすることができるよう配慮することを促します。

保護者に対しては、園生活や園の方針を丁寧に説明して不安を和らげるよう配慮します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育無償化に伴う、「子育てのための施設等利用給付」については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、滋賀県と緊密に調整を行い、連携を図ります。

¹ 架け橋期：義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を指す。



第7章

計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、栗東市子ども・子育て会議で点検・評価を行います。

本計画は、多岐の分野にわたることから、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取り組みを推進します。また、子どもの最善の利益を守るため、庁内関係各課が適切に情報共有を図るとともに、日常的に連携して分野横断的な支援体制を構築します。

さらに、国や滋賀県等の行政機関をはじめ、地域で活動する団体や市民、企業や地域の商業者、医療関係者等、子どもと子育て家庭に関わるすべての人々が対等な立場で連携・協働する社会意識の醸成と仕組みづくりを進めます。

(2) 広報・啓発による推進

本計画の推進にあたっては、本計画の基本理念「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」の浸透とともに、社会における子育て環境の変化や課題、事業に取り組む必要性について、広く理解を得るために、市民並びに子育て支援関係者等に対する本計画の周知に向けた広報・啓発の充実に努めます。

また、利用者である市民に対して事業を分かりやすく周知することは、現在子育て中の家庭はもとより、これから家庭を持つとする若い世代に対して本市の魅力を発信することにつながり、子育て世代の定着と市の活性化に結びつくと考えられます。本市が取り組む子ども・子育て支援施策について、広報誌や市ホームページ、SNS等の情報発信ツールの活用はもとより、子育て中の保護者が利用する公共施設等への資料設置を含め、在宅子育て家庭にも必要な情報が届くよう、広く周知・啓発に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を実効的に推進するため、事業の進捗管理を行い、その結果を栗東市子ども・子育て会議に報告します。栗東市子ども・子育て会議での意見を参考にしながら、進捗についての評価を実施し、問題点や課題の検討を行い、取り組みの改善を図ることにより、P D C Aサイクルの確保に努めます。

また、本市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の状況について、「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられる場合には、計画期間の中間年度に計画値の見直しを行い、栗東市子ども・子育て会議の審議を経た後、その結果を公表します。

